

復興の現状と取組

- 1 東日本大震災
- 2 復旧・復興の現状と課題
- 3 復興関連諸制度

平成24年11月9日



復興庁

Reconstruction Agency

1 東日本大震災 3

- 1-1 東日本大震災の概要
- 1-2 これまでの主な動き

2 復旧・復興の現状と課題 6

＜被災者支援関係＞

- 2-1 避難者・仮設住宅の状況
- 2-2 義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の実績
- 2-3 被災者の孤立防止と心のケアに関する取組
- 2-4 東日本大震災における震災関連死

＜まちづくり関係＞

- 2-5 災害廃棄物(がれき)処理の状況と課題
- 2-6 主なライフライン・サービス等の応急的復旧状況
- 2-7 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況
- 2-8 鉄道の復旧状況
- 2-9 農地の復旧状況

- 2-10 復興施策に関する国の事業計画及び工程表

- 2-11 被災地域における復興計画の策定状況

- 2-12 住宅再建及び高台移転に向けた取組

＜産業・雇用関連＞

- 2-13 産業の復興状況
- 2-14 産業の復興に向けた取組
- 2-15 被災事業者に対する資金繰り対策
- 2-16 中小企業者等の二重ローン問題への対応
- 2-17 雇用の状況、雇用確保に向けた取組

＜人的支援＞

- 2-18 被災自治体への地方公務員の派遣状況

＜多様な担い手による連携＞

- 2-19 企業連携の推進
- 2-20 ボランティア・公益的民間連携

＜原子力災害関係＞

- 2-21 福島県の状況と課題(①県民の避難の状況
②避難指示区域の見直し③避難区域等に関する当面の取組方針)

- 2-22 生活再建策

- 2-23 産業復興・雇用対策等

- 2-24 除染の取組

3 復興関連諸制度 60

- 3-1 復興庁の体制

- 3-2 関連立法

- 3-3 復興関係予算

- 3-4 復興特区制度

- 3-5 復興交付金

- 3-6 取崩し型復興基金について

- 3-7 福島復興に向けた制度(基金・予備費等、関連法律、福島復興再生特別措置法の概要)

1 東日本大震災

1-1 東日本大震災の概要

※我が国の観測史上最大規模の地震、世界的にも1900年以降4番目の規模の地震

項目	データ	
発生日時	平成23年3月11日 14時46分	
震源および規模 (推定)	三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の 東南東130km付近) 深さ24km、モーメントマグニチュード Mw9.0	
震源域	長さ約450km、幅約200km	
断層のすべり量	最大20～30m程度	
震源直上の海底 の移動量	東南東に約24m移動、約3m隆起	
	震度7	宮城県北部
	震度6強	宮城県南部・中部、福島県中通り・ 浜通り、茨城県北部・南部、栃木県 北部・南部
	震度6弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南 部、福島県会津、群馬県南部、埼玉 県南部、千葉県北西部
	震度5強	青森県三八上北・下北、岩手県沿岸 北部、秋田県沿岸南部・内陸南部、 山形県村山・置賜、群馬県北部、埼 玉県北部、千葉県北東部・南部、東 京都23区、新島、神奈川県東部・西 部、山梨県中部・西部、山梨県東部・ 富士五湖

(気象庁資料・海上保安庁資料による)

被害状況等(10月31日現在 出典:警察庁、復興庁等)

(1) 人的被害

ア 死者	15,872名
イ 行方不明	2,769名
ウ 負傷者	6,114名
エ 震災関連死(※2)	2,303名(9月30日現在)

(2) 建築物被害

ア 全壊	129,591戸
イ 半壊	266,231戸
ウ 一部破損	727,810戸

※ 未確認情報を含む。

※ 平成23年4月7日に発生した宮城県沖を震源とする地震、4月11日に発生した福島県浜通りを震源とする地震、4月12日に発生した福島県浜通りを震源とする地震、5月2日に発生した千葉県北東部を震源とする地震、7月25日に発生した福島県沖を震源とする地震、7月31日に発生した福島県沖を震源とする地震、8月12日に発生した福島県沖を震源とする地震、8月19日に発生した福島県沖を震源とする地震、9月10日に発生した茨城県北部を震源とする地震、10月10日に発生した福島県沖を震源とする地震、11月20日に発生した茨城県北部を震源とする地震、平成24年2月19日に発生した茨城県北部を震源とする地震、3月1日に発生した茨城県沖を震源とする地震、6月18日に発生した宮城県沖を震源とする地震及び8月30日に発生した宮城県沖を震源とする地震の被害を含む。

※2 「震災関連死の死者」とは、「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方」と定義(実際には支給されていない方も含む。)。復興庁等調べ。

1-2 これまでの主な動き

【平成23年】

3月11日 東日本大震災発災

- ・緊急災害対策本部発足

→ 応急対策を開始。自衛隊等による救出総数2万7千人

3月17日 被災者生活支援特別対策本部(支援チーム)設置

- ・物資調達、避難所支援等を本格化。(※事務局は20日に発足)

5月2日 東日本大震災財特法成立

第1次補正予算成立(復興経費4兆153億円)

- ・仮設住宅、ガレキ処理、復興事業、災害関連融資等

6月24日 復興基本法施行

- ・基本理念、国と自治体の責務、復興財源の確保(復興債・償還の道筋)、復興特区、復興対策本部(同日発足)、復興庁

6月25日 東日本大震災復興構想会議「復興への提言」提出

6月28日 東日本大震災復興対策本部(第1回)開催

7月25日 第2次補正予算成立(復興経費1兆9106億円)

- ・原子力損害賠償、二重債務問題対策等

7月29日 「復興基本方針」策定

- ・復興期間、事業規模、復興財源、施策の方向性

8月5日 原発避難者特例法成立

8月27日 原子力災害からの福島復興再生協議会(第1回)開催

11月21日 第3次補正予算成立(復興経費9兆2438億円)

- ・復興交付金、除染、全国防災、立地補助金、産業復興等

11月30日 復興財源確保法成立

12月7日 復興特別区域法成立

12月9日 復興庁設置法成立

【平成24年】

2月9日 復興推進計画第1号認定(岩手、宮城)

2月10日 復興庁開庁

3月2日 復興交付金の交付可能額通知(第1回目)

3月19日 復興推進委員会(第1回)開催

3月30日 福島復興再生特別措置法 成立

4月5日 平成24年度予算成立(復興経費3兆7754億円)

4月6日 平成24年度復興庁一括計上予算の配分(箇所付け)について公表(2779億円)

6月21日 子ども・被災者支援法

7月13日 福島復興再生基本方針閣議決定

9月28日 復興推進委員会平成24年度中間報告

2 復旧・復興の現状と課題

2-1 避難者・仮設住宅の状況

- 避難者数は約32万7千人、うち避難所にいる者は186人。避難者のほぼ全てが住宅等に移転済。
- 仮設住宅は約5万3千戸を完成。

(1) 避難者等の減少

	発災3日目(*1) (平成23年3月14日)	現時点(平成24年10月4日)(*2)		
		全体	避難所にいる者	住宅等にいる者
避難者等の数	約47万人	326,873人	186人	310,385人

* 1 緊急災害対策本部資料 青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県の避難状況の合計。

* 2 復興庁調べ 全国の避難所(公民館・学校等)、旅館・ホテル、その他(親族・知人宅等)、住宅等(公営・仮設・民間・病院含む)にいる者の合計。

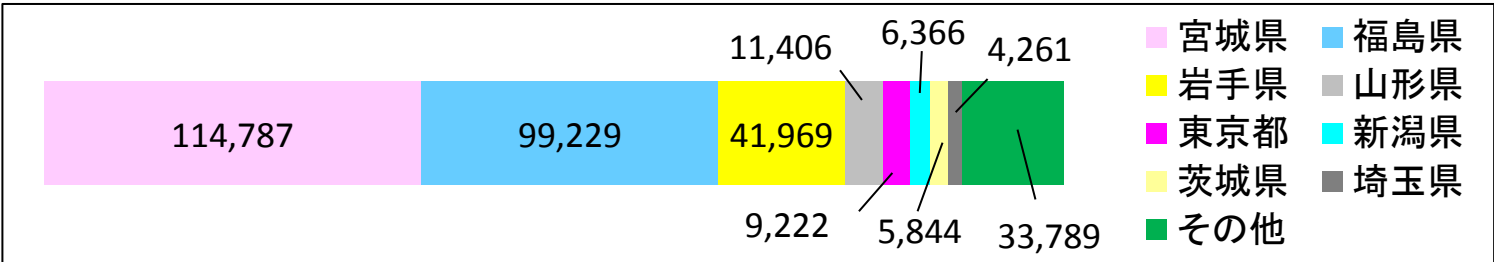
(2) 仮設住宅等の入居状況

	入居者数(*3)	備考
公営住宅等	29,822人	全国計
民間住宅	162,056人	全国計
仮設住宅	113,956人	岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県・長野県(*4) 着工済み戸数 : 53,194戸 (うち完成戸数 : 53,169戸)

* 3 厚生労働省調べ(10月1日現在)

* 4 国土交通省調べ(10月1日現在)

(3) 避難者等の数 (避難先の都道府県別)〔避難先:47都道府県 約1,200市区町村〕



【県外への避難等】 岩手県から約 1,700人、宮城県から約 8,200人、福島県から約59,000人

- 日本赤十字社等に寄せられた義援金3,610億円の約9割を被災者に配布済(9月21日現在)
- 災害弔慰金の支給済件数は、18,701件(9月21日現在)
- 被災者生活再建支援金の支給世帯数は182, 319世帯(9月30日現在)

(1) 義援金の配布状況 (厚労省調べ、9月21日現在)

募金総額	配分			
	都道府県への送金額	うち市町村への送金額	うち被災者への配付額	配付件数
3,610億円	3,558億円	3,389億円	3,202億円	1,317,540件
	98.5%	95.3%	94.5%	

※日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団の4団体に寄せられた義援金を集計したもの。

(2) 災害弔慰金の支給状況 (厚労省調べ、9月21日現在)

	支給済件数	うち被災3県	支給済額	うち被災3県
災害弔慰金	18,701件	18,505件	556億4,500万円	549億9,250万円
災害障害見舞金	58件	55件	1億円	9,500万円

※災害弔慰金: 災害により死亡された方のご遺族に対して支給するもの
災害障害見舞金: 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた方に支給するもの

(3) 被災者生活再建支援金の支給状況 (内閣府調べ、9月30日現在)

	世帯数	うち被災3県	支給額	うち被災3県
基礎支援金	182, 319世帯	166, 835世帯	1, 440億円	1, 327億円
加算支援金	86, 995世帯	76, 539世帯	999億円	865億円

※被災者生活再建支援金: 災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支給するもの。
東日本大震災財特法の一部改正により、東日本大震災に限った措置として国の補助率を50%から80%に引き上げ。
また、地方負担(20%)のための基金積み増し分について、平成23年度第2次補正予算で増額される特別交付税により全額手当。

- 被災者の多くが、避難所から仮設住宅等に移行。コミュニティの弱体化や、孤立化が問題。
- このため、①見守り活動、②心のケア、③生きがいづくり等を行う。
- 福島原子力災害地域を始め、子どもたちの心のケアの状況等について、調査を実施中。

(1) 孤立防止の主な取組

- ①「介護等のサポート拠点」を被災3県で合計115箇所設置し(H24.10.1現在。予定含む)、仮設住宅における高齢者等の総合相談、居宅サービス、地域交流などを実施。
※ **地域支え合い体制づくり事業** (平成23年度1次補正予算70億円、3次補正予算90億円、25年度概算要求30億円)
- ② 高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、市町村、社会福祉協議会、NPO等と連携、ボランティア等による孤立防止のための見守り活動等を実施。
※ **地域コミュニティ復興支援事業** (平成23年度3次補正予算40億円)

(2) 心のケアの主な取組

- ①岩手・宮城・福島各県に「心のケアセンター」を設置するなど、専門職による訪問支援等を実施。
- ②心血管疾患やPTSD等に関する長期間追跡調査を実施。
(宮城県(対象4,094名)および岩手県(対象10,475名)を対象とした平成23年度の調査によると、身体面で大きな影響は見られなかったが、睡眠障害が約4割に認められることが明らかになっている。)
- ③子どもの心の健康状態を把握するための調査を実施。
(H24.5月調査実施。8月仙台市において教職員等を対象に心のケアシンポジウムを開催し、調査結果の一部を報告。今後有識者による分析・考察を加え、24年度末までに報告書作成予定。)
- ④子どもの発育状況やストレス状況等の調査研究を実施中。
- ⑤子どもを支援する専門職の研修や巡回相談等、被災した子どもの心の支援に関する自治体の取組を支援。

- 東日本大震災における震災関連死の死者数は、平成24年9月30日現在で2,303人。
- そのうち発災後1か月以内に亡くなられた方が約5割。66歳以上の高齢者が約9割。

(1) 東日本大震災における震災関連死の死者数（時期別）

都道府県	計	時期別						
		～H23.3.18 (1週間以内)	H23.3.19～H23.4.11 (1か月以内)	H23.4.12～H23.6.11 (3か月以内)	H23.6.12～H23.9.11 (6か月以内)	H23.9.12～H24.3.10 (1年以内)	H24.3.11～H24.9.10 (1年半以内)	H24.9.11～ (1年半超)
全国計	2,303	423	651	581	359	249	39	1
累計		423 (約18%)	1074 (約47%)	1655 (約72%)	2014 (約87%)	2,263	2,302	2,303

※注1 平成24年9月30日までに把握できた数。

注2 平成23年3月12日に発生した長野県北部を震源とする地震による者を含む。

注3 本調査は、各都道府県を通じて市区町村に照会し、回答を得たもの。

注4 「震災関連死の死者」とは、「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方」と定義。（実際には支給されていない方も含む。）

(2) 対応状況

- ・ 東日本大震災における震災関連死については、①その原因を把握するとともに、②今後の災害への備えを含め、必要な対応策を検討するため、関係府省を構成員とする検討会を開催してきた。
- ・ この検討会において、8月21日に原因等の分析結果や今後の対応を内容とする「東日本大震災における震災関連死に関する報告」を取りまとめた。
- ・ 福島県における死者数が、発災から1年以上経過した後も他県に比べ多いこと等を踏まえ、福島県に特化して、国と県で連携し、原因の把握を行うとともに対応策の検討に取り組む。

2-5 災害廃棄物（がれき）処理の状況と課題

- 平成26年3月末までに災害廃棄物の処理を終えることが目標。
- 被災地において最大限処理を進める一方で、処理が間に合わない分については、広域処理を活用。
- 災害廃棄物処理のより具体的な処理の方針や内容、中間段階の目標を設定した工程表を作成。

(1) 災害廃棄物処理の現状(岩手県、宮城県、福島県の沿岸37市町村)

【9月末現在】	推計量(A)	撤去済み量(B)	撤去率(B/A)	処理・処分量(C)	処理・処分割合(C/A)
災害廃棄物	1,802万t	1,515万t	84%	494万t	27%
津波堆積物	956万t	546万t	57%	89万t	9%

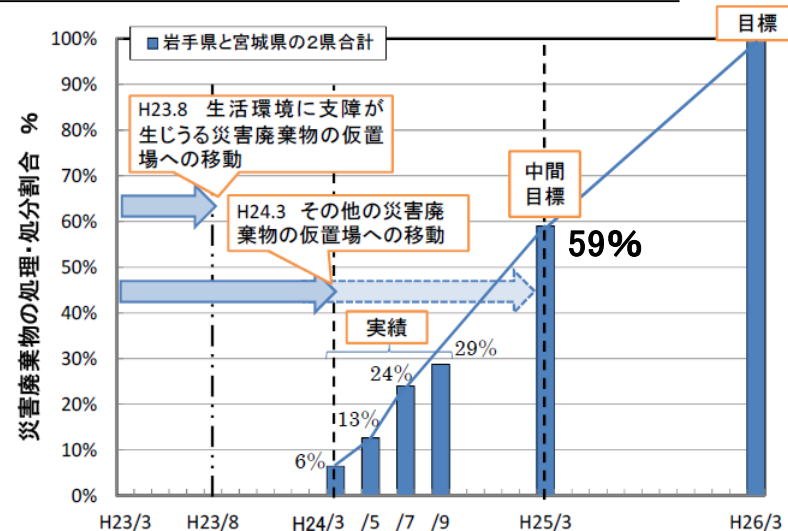
被災地において最大限処理を進めるため、仮設焼却炉を設置し、さらに復興資材として再生利用を進める。

○被災地における仮設焼却炉の設置計画

- ・ 岩手県 2基(合計の処理能力 195トン/日)
 - ・ 宮城県 29基(合計の処理能力 4,495トン/日)
 - ・ 福島県※ 3基(合計の処理能力 570トン/日)
- ※国が代行処理要請を受けて既に建設中の2市町分のみ



(仙台市設置仮設焼却炉)



(2) 広域処理の状況

○広域処理必要量(10月19日現在)

- ・ 岩手県: 43万トン(うち 30万トンが要調整)
- ・ 宮城県: 91万トン(うち 54万トンが ")

(3) 取組の現状

- ・ 災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合を5回開催。

8月7日(第4回)に平成25年3月末時点の中間目標を含む「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」を公表。

- ・ 岩手県・宮城県では、「平成24年度内に全ての処理先の確保の調整を終えること」を目標に設定(10月19日(第5回))
- ・ 福島県の処理は、国の代行による焼却灰等の処分先の確保、仮設焼却炉等の設置に必要な用地の確保が課題。



○3県(岩手県、宮城県、福島県)の沿岸37市町村の処理状況(平成24年8月末現在)

	災害廃棄物 等推計量 (万t)	災害廃棄物			津波堆積物		
		推計量 (万t)	処理・処分		推計量 (万t)	処理・処分	
			量 (万t)	割合 (%)		量 (万t)	割合 (%)
岩手県	525	395	81	21	130	0	0
宮城県	1,872	1,200	331	28	672	74	11
福島県	361	207	30	15	153	2	1
合 計	2,758	1,802	442	25	956	76	8

※端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。

県内

県外

可燃物・木くず(全体量: 76)

再生利用(ボード・燃料利用、セメント原燃料化)、焼却処理

46

8

22

再生利用(セメント原燃料化等)、焼却処理

不燃混合物(全体量: 121)

再生利用(復興資材化、セメント原燃料化)

47

69

5

埋立処分

※可能な限り県内処理・復興資材化を検討中

漁具・漁網(全体量: 8)

0

8

焼却又は埋立処分

コンクリートくず・アスファルトくず・金属(全体量: 139)

再生利用
(復興資材、売却)

139

:調整済

津波堆積物(全体量: 130)

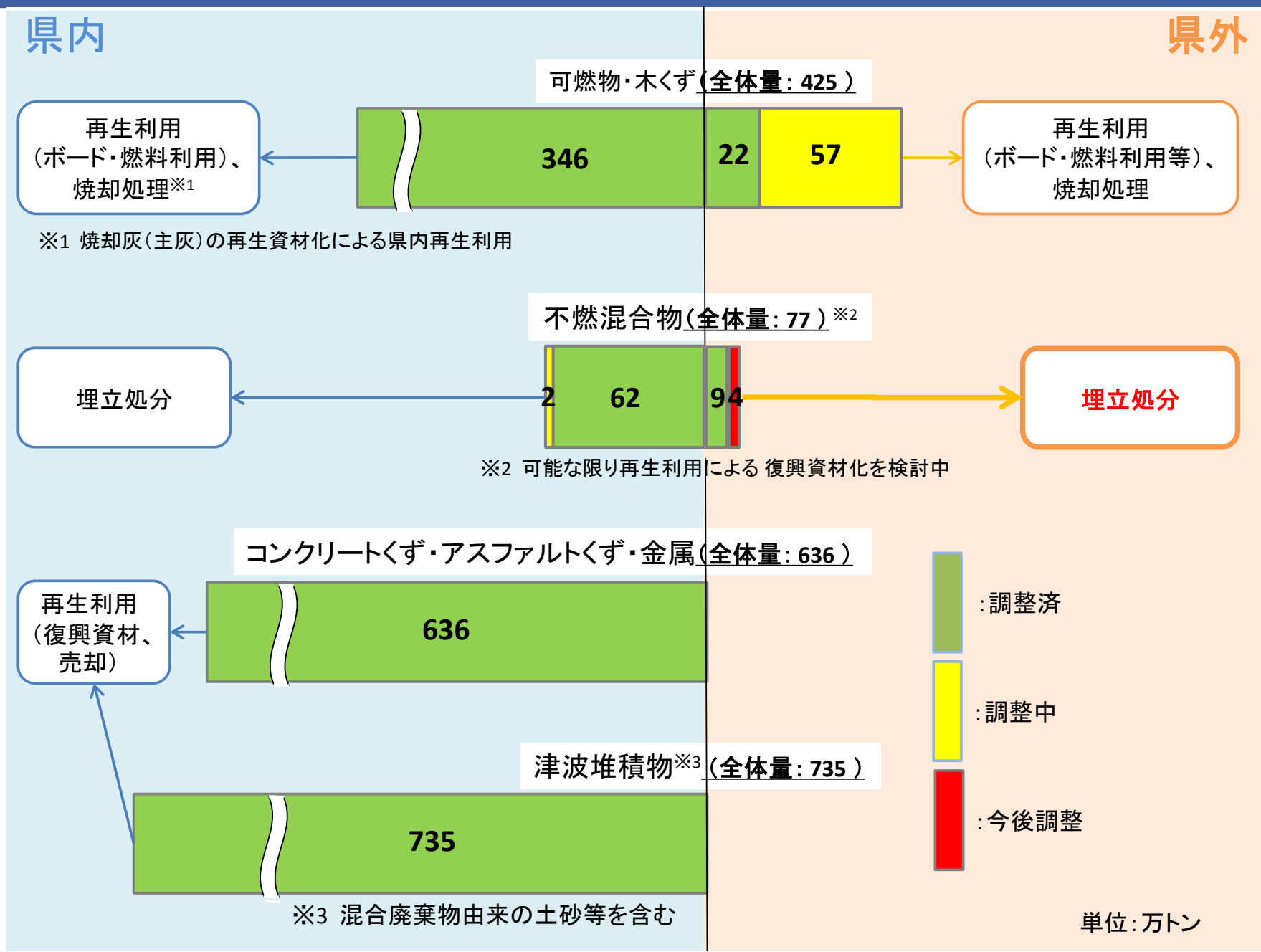
130

:調整中

:今後調整

単位: 万トン 13

2-5 (参考) 災害廃棄物処理フロー (宮城県)



2-6 主なライフライン・サービス等の応急的な復旧状況



○ 主なライフライン、公共サービス等については、家屋等流出地域、原発警戒区域等を除きほぼ復旧。

項目(最大被害)	(復旧済み)／(最大被害)	復旧率
電 気 (停電最大戸数(東北3県):約258万戸(2011/3/11時点))	 停電:約10.6万戸	約96% (停電約10.6万戸は、家主不在等による送電保留家屋・家屋流出地域・原発警戒区域等で、復旧作業困難。
都市ガス (供給停止最大戸数(東北3県):約42万戸(2011/3/11時点))	 未供給:約6万戸	約86% (未供給約6万戸は、家屋等流出地域で、復旧作業困難。
LPガス (供給停止最大戸数(東北3県):約166万戸(2011/3/11時点))	 未供給:約8万戸	約95% (未供給約8万戸は、家屋等流出地域で、復旧作業困難。
銀 行 (閉鎖店舗(東北6県及び茨城県):全営業店12%相当の315(2011/3/17時点))	 閉鎖:41店舗	約85% (閉鎖店舗数41店舗のうち、家屋等流出地域・原発警戒区域等は40店舗。(12/9/28金融庁ウェブサイト掲載計数)

項目(最大被害)	(復旧済み)／(最大被害)	復旧率
通信(NTT固定電話) (サービス停止交換局の回線数(東北・関東地方):約100万回線(震災当初))	 サービス停止:約1.0万回線	約99% (電話交換局は原発周辺等一部地域を除き復旧済み。ただし、交換局から利用者宅までの回線断により、サービス停止の場合あり。
通信(携帯電話) (サービス停止基地局数(東北・関東地方、携帯電話4社):約14,800基地局(震災当初))	 停波基地局数:116基地局	約99% (携帯電話の通話エリアについては、原発周辺一部を除き復旧済み。
郵便局 (営業停止局(東北・関東地方):全局53%相当の583局(2011/3/14時点))	 営業停止:52局	約91% (家屋等流出地域・原発警戒区域等含む。
郵便配達 (配達停止エリア(東北3県):全エリア15%相当の44支店等(震災当初))		約100% (・原発警戒区域等を除き、全て配達。
ガソリンスタンド (営業停止(東北3県):主要元売系列SS47%相当の866(2011/3/20時点))		約100% (・家屋等流出地域・原発警戒区域等を除く。

※復旧率は、特段の記載がない限り2012年10月現在

- 公共インフラは、応急復旧段階から本格復旧・復興段階へ移行し、昨年度から作成してきた事業計画及び工程表に基づき、着実に整備を推進しているところ。
- そのため、本格復旧・復興の進捗状況を適切に示すよう、14事業22項目の指標を作成。
- 被害状況と事業内容によって、進捗状況に差はあるが、概ね事業計画と工程表の通りに進んでいると認識。

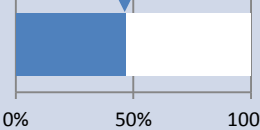
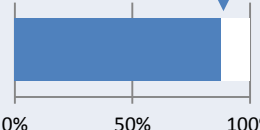
新たな指標の作成

- ・指標の進捗値は基本的にH24.7末時点の値。
- ・福島県の警戒区域等については、原則除いており、今後、区域見直しの動向等を踏まえ、インフラ復旧の工程表の作成状況等に応じて指標を作成する予定。

【補足】

- ・ **着工** か **完了** かを分かりやすく記載。
- ・ 今後、指標は節目節目において更新するとともに、事業の進捗に応じて **着工** から **完了** を示す指標への切り替え、指標の追加など、進捗状況を適切に示す工夫を実施。

■指標の例

項 目 〔 指標名 〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
着工  〔 本格復旧に着工した ○○の割合 〕	47% 	本復旧工事に着工した箇所 数 47 箇所 ----- 被災した箇所数 100 箇所
完了  〔 本格復旧が完了した □□の割合 〕	88% 	本復旧が完了した箇所数 88 箇所 ----- 被災した箇所数 100 箇所

事業計画及び工程表と指標を合わせて効果的な事業の進捗管理を行い、本格復旧・復興の一層の推進を図る。

2-7 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況②

○安全・安心のための基盤整備関係(被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況)

項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
着工 海岸対策 (全体) (本復旧工事に着工した地区海岸の割合)	20%	本復旧工事に着工した地区海岸数 95 地区 ----- 被災した地区海岸数 471 地区	完了 下水道 (通常処理に移行した下水処理場※の割合) ※「通常処理に移行した処理場」とは、被災前と同程度の放流水質まで処理が実施可能となった処理場である。これらの中には、一部の水処理施設や汚泥処理施設は未だ本復旧工事中のものもある。	84%	通常処理に移行した処理場数 59 箇所 ----- 災害査定を実施した処理場数 70 箇所
着工 海岸対策 (国施工) (本復旧工事に着工した地区海岸の割合)	89%	本復旧工事に着工した地区海岸数のうち国施工区間(代行区間含む) 8 地区 ----- 被災した地区海岸数のうち国施工区間(代行区間含む) 9 地区	完了 水道施設 (本格復旧が完了した水道事業数の割合)	46%	本格復旧事業のための災害査定の対象工事がすべて完了した水道事業数 83 事業 ----- 災害査定を実施した、あるいは実施を予定している水道事業数 179 事業
着工 海岸防災林の再生 (復旧工事に着手した海岸防災林の割合) ※H24.9月末時点	21%	海岸防災林の復旧事業の工事着手延長距離 30 km ----- 海岸防災林の被災延長距離(青森県～千葉県) 140 km※ ※警戒区域等を含む	完了 災害廃棄物の処理 (災害廃棄物の処理・処分が完了した割合)	24%	国の事業計画及び工程表の対象市町村における災害廃棄物処理・処分量計 4,457 千t ----- 国の事業計画及び工程表の対象市町村における災害廃棄物推計量 18,664 千t
完了 河川対策 (本復旧工事が完了した河川堤防(直轄)の割合)	99%	本復旧工事が完了した箇所数 2,111 箇所 ----- 被災した河川管理施設の箇所数 2,115 箇所	河川対策の状況 宮城県北上川 ▶ (被災状況) (本格復旧完了)		

2-7 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況③

○ 交通関係(被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況)

項目 (指標名)

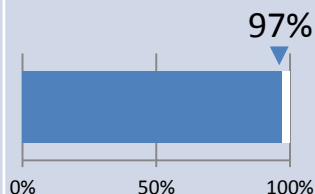
進捗率

復旧・復興の状況 ／被害の状況

完了

交通網 (直轄国道)

(本復旧が完了した
道路開通延長の割合)



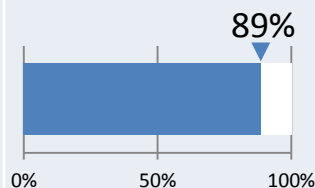
下のうち本復旧完了等の
開通延長 1126.6km

岩手、宮城、福島県内の
国道4号、6号、45号の総
開通延長 1,161 km

完了

交通網(鉄道)

(運行を再開した
鉄道路線延長の割合)



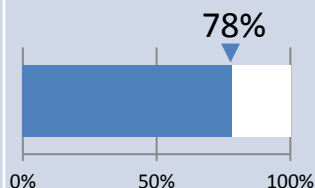
下のうち鉄道運行を再開した
路線の延長 2,046.6 km

岩手、宮城、福島県内の旅
客鉄道のうち被災した路線の
総延長 2,309.8 km

着工

交通網(港湾)

(本格復旧に着手した
産業・物流上、特に重
要な港湾施設の割合)



下のうち本格復旧工事に
着手した箇所数 79 箇所

被災した港湾のうち、平成
24年度内に本格復旧工事
が完了する産業・物流上、
特に重要な港湾施設の箇
所数 101 箇所

鉄道の状況

三陸鉄道 ▶

北リアス線
(田野畑～陸中野田間):
H24.4.1 運行再開



港湾の状況

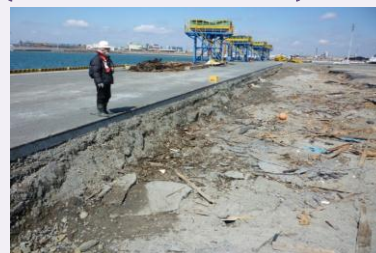
仙台塩釜港 ▶

約10箇月ぶりに寄港した
NYK ARGUS
(エヌワイケー アーガス)
【平成24年1月22日撮影】

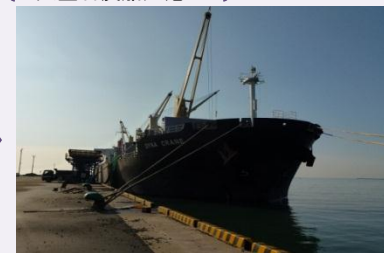


▼ 石巻港

平成23年3月24日
岸壁及び荷捌地の被災状況



平成23年11月27日
大型石炭船入港



2-7 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況④

○ 公営住宅・まちづくり関係（被災者が安心して生活するために必要な住宅、医療・学校施設等の復旧・復興状況）

項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
着工 復興住宅 〔災害公営住宅の整備 に着手した割合〕 ※H24.8末時点	15%	災害公営住宅の整備に着手した戸数（用地確保が完了した時点） 3,132 戸 ----- 各県が公表している必要災害公営住宅の戸数※ 20,952 戸 ※福島県分は全体計画未定のため除外	完了 復興まちづくり （医療施設等） 〔入院の受入制限等から 回復した病院の割合〕 ※H24.5末時点	90%	入院の受入制限又は受入不可から回復した病院数 165 箇所 ----- 被災直後に入院の受入制限又は受入不可を行った病院数 184 箇所
着工 復興まちづくり （防災集団移転） 〔国土交通大臣の同意を得た地区の割合〕 ※H24.9末時点	58%	集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区数 159 地区 ----- 計画策定費配分地区数（復興交付金の調査地区数） 276 地区	完了 復興まちづくり （学校施設等） 〔復旧が完了した 公立学校施設の割合〕 ※H24.8末時点	77%	下のうち復旧が完了した学校数 1,801 校 ----- 公立学校施設災害復旧事業に申請した若しくは申請予定の学校数 2,325 校 （応急仮設校舎や間借り等により、全ての学校で教育活動は再開済み）
着工 復興まちづくり （土地区画整理） 〔都市計画決定された地区の割合〕 ※H24.9末時点	40%	都市計画決定された数 23 地区 ----- 復興交付金の調査地区数 57 地区	復興住宅の状況 相馬市井戸端長屋 ▶ 〔工事期間：平成24年2月～平成24年8月〕 〔構造階数：木造平屋建 戸数：12戸〕		
着工 復興まちづくり （漁業集落防災強化） 〔漁業集落防災機能強化事業の実施地区数の割合〕 ※H24.8末時点	26%	事業地区数（復興交付金の事業費措置地区数） 21 地区 ----- 事業実施予定地区数 82 地区			

2-7 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況⑤

○ 農林水産業関係(被災地域の主な産業基盤である農業、林業、水産業の復旧・復興状況)

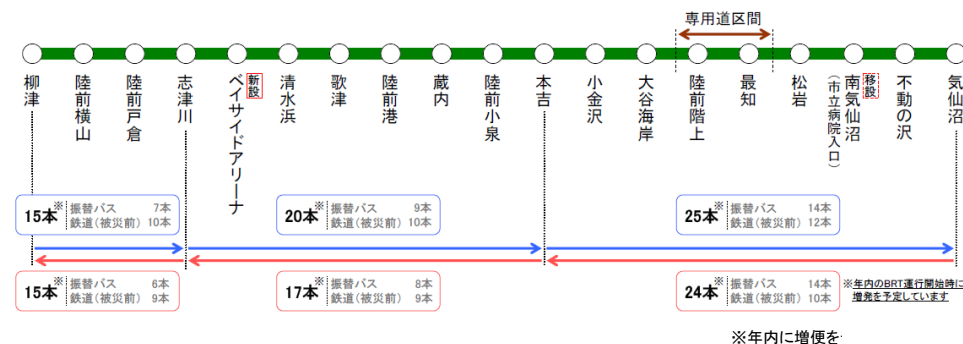
項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
完了 農地 〔津波被災農地面積に対する営農再開可能面積の割合〕	38%	営農再開が可能な農地面積 8,190 ha ----- 青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉県の津波被害を受けた農地面積 21,480 ha※ ※旧警戒区域等を含む	完了 養殖施設 〔養殖施設の復旧の割合〕	65%	養殖業再開に目途がついた施設数(岩手・宮城) 43,664 施設 ----- 養殖業再開希望者の施設数(岩手・宮城) 67,121 施設
完了 漁港 〔陸揚げ岸壁の機能が回復した漁港の割合〕 ※H24.8月末時点	34%	陸揚げ岸壁の機能が回復した漁港数 109 漁港 ----- 被災した漁港数 319 漁港※ ※警戒区域等を含む	完了 定置網 〔大型定置網の復旧の割合〕 ※H24.8月末時点	78%	大型定置網の復旧数 111 ヶ統 ----- 大型定置網の操業再開希望数 142 ヶ統
完了 漁場(養殖) 〔がれき撤去が完了した養殖漁場の割合〕 ※H24.10月時点	86%	がれき撤去が完了した箇所数 922 箇所 ----- 養殖漁場の箇所数 1,074 箇所※ ※再流入による追加箇所数を含む	漁場の状況 〔平成23年3月 気仙沼市〕 ▼ がれき撤去 		
完了 漁場(定置) 〔がれき撤去が完了した定置漁場の割合〕 ※H24.10月末時点	96%	がれき撤去が完了した箇所数 972 箇所 ----- 定置漁場の箇所数 1,008 箇所※ ※再流入による追加箇所数を含む	漁港の状況 〔平成24年5月 八戸市〕 ▼ 陸揚げ岸壁の復旧 		

○ 鉄道の復旧に向け、関係者等により鋭意対策や検討が進められているところ。

JR気仙沼線については、8/20よりBRT※の暫定供用を開始。

※Bus Rapid Transitの略。バス専用道等にバスを走らせる高速輸送システム。

① 駅と運行本数



②運賃

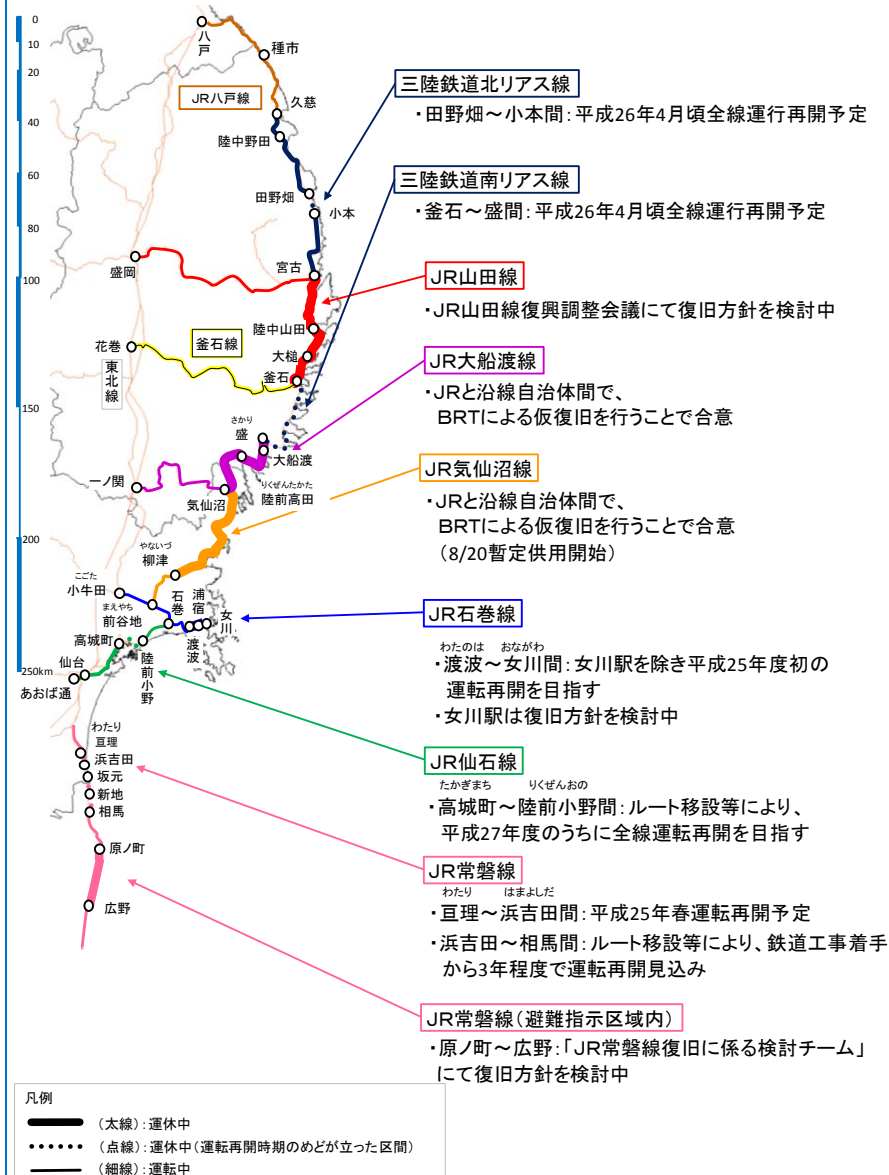
鉄道と同額の運賃で利用可能(定期券、回数券を含む。)



【BRT運行の様子】

【JR大船渡線のBRT暫定供用について】

JR大船渡線については、10/4公共交通確保会議にてBRT
による仮復旧をJRと沿線自治体間で合意



2-9 農地の復旧状況

○「農業・農村の復興マスタープラン(平成23年8月公表、平成24年4月改訂)」に基づき、おおむね3年間で復旧し、平成26年度までに約9割の農地で営農再開を目指す。

① 農林水産業における農地の復旧状況

○ 6県(青森・岩手・宮城・福島・茨城・千葉)の津波被災農地21,480haのうち、約8,190haで営農再開が可能となった(H24.7.31時点)

② おおむね3年間で農地を復旧

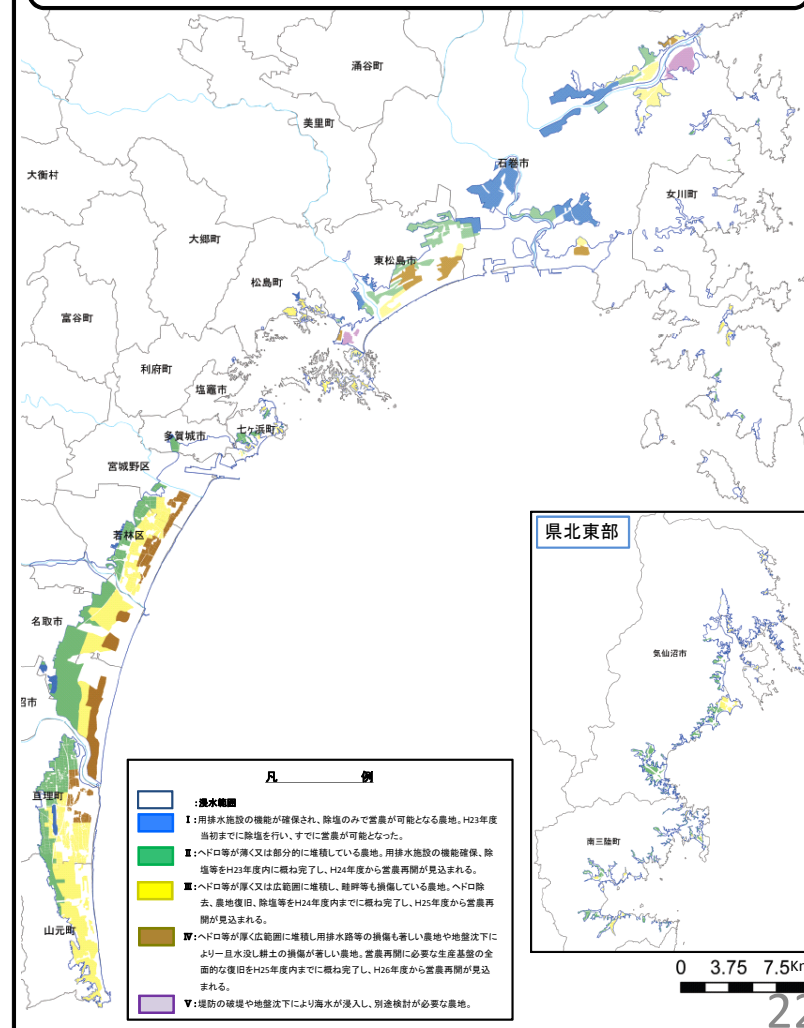
被災農地における年度ごとの営農再開可能面積の見通し

	24年度	25年度	26年度	その他	計
岩手県	230	140	350	10	730
宮城県	6,670	4,120	3,440	110	14,340
福島県	460	1,350	1,200	2,450	5,460
青森・茨城・千葉県	950	-	-	-	950
計	8,310	5,610	4,990	2,570	21,480
割合	39%	26%	23%	12%	100%

(注) その他は、水没した農地、原子力災害による警戒区域等

出典:農林水産省「農業・農村の復興マスタープラン」(平成24年4月)

【参考】宮城県の農地の復旧可能性図面



○ 公共インフラ、学校施設等に関する国の復興施策について事業計画と工程表等を取りまとめて公表。
(平成24年5月18日更新)

①公共インフラ全体版:対象事業毎に作成。

②公共インフラ地域版:具体的な復旧・復興の姿がわかりやすく見られるよう市町村もしくは路線、施設単位で作成。

③公共インフラ以外の復興施策の取組状況を作成。

○ 今後も、節目節目において見直しを行い、取りまとめの上、公表し、市町村における復興への取り組みを支援。

■作成内容

○事業計画

対象事業ごとに、復旧・復興に向けた基本的考え方や目標を記載。

○工程表

ア. 上記の事業計画に即して、対象事業ごとに復旧・復興の目標をバーチャートで表示。

イ. 対象期間は、早急に予算措置の検討が必要なH26年度末までの3ヶ年を中心。

■公共インフラの対象事業

海岸、河川、下水道、交通網(道路、鉄道、空港、港湾)、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、漁港・漁場・養殖施設・大型定置網、復興住宅(災害公営住宅)、復興まちづくり(防災集団移転・区画整理等、医療施設等、学校施設等)、土砂災害対策、地盤沈下・液状化対策、災害廃棄物の処理

2-10 復興施策に関する国の事業計画及び工程表②



公共インフラ地域版 工程表抜粋(宮城県石巻市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降	
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
1. 海岸対策			● 計画堤防高さの公表 (9/9宮城県公表)															
	応急対策 施工準備 (堤防設計等) 本復旧(逐次完了し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。)																	
4. 農地・農業用施設																		
基幹的農業用施設 (柳ノ目排水機場等)	がれきの撤去	応急復旧	本復旧 (市策定の復興計画、他事業等との調整が完了した箇所から順次着手)															
用排水施設の機能が確保され、平成23年度当初までに除塩等を行い、すでに営農が可能となった農地 (蛇田、稲井地区等)	畦畔復旧、除塩	営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)																
ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地 (長尾地区等)	がれきの撤去	土砂撤去、除塩、用排水施設の機能確保等	営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)															
上記以外の農地	がれきの撤去	土砂撤去、除塩、畦畔の復旧等														順次営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)		
(注)地盤沈下等により海水が浸入している農地や、大区画化等の工事を行う農地について、整備の完了はH26以降となる場合がある。 本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したもの。																		
7. 復興住宅(災害公営住宅等)	住宅復興計画の策定 具体的な計画が決まったものから順次、用地取得、設計、工事着手、管理開始。																	
8. 復興まちづくり																		
(1)防災集団移転促進事業	集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始 集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手																	
(2)土地区画整理事業	事業計画案作成に向けた調査を開始 事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手																	

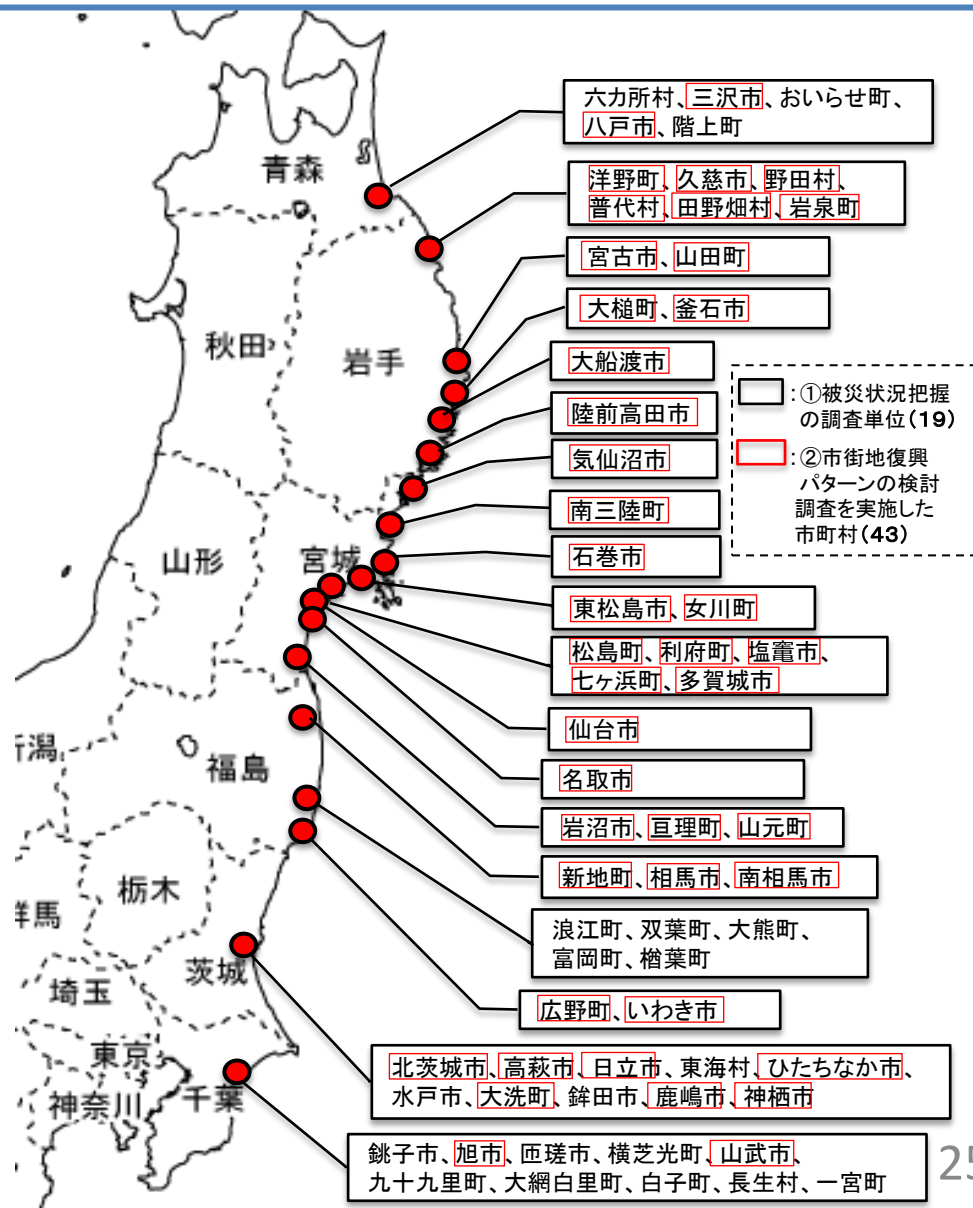
2-11 被災地域における復興計画の策定状況

○ 国交省職員を中心として国の職員が各市町村に出向き、市町村の復興計画策定を技術的に支援。

○ 市街地復興パターンの検討調査を実施した43市町村のうち、8月末時点で42の市町村が復興計画を策定済。

○ 市町村の復興計画策定後は、個別事業の事業計画策定、事業実施が課題。

○ 市町村において地域住民との調整を円滑に進めていくことが最大の課題であるが、国としても、復興交付金による支援、まちづくりの専門職員派遣(土地区画整理事業、防災集団移転促進事業)を実施。



2-12 住宅再建及び高台移転に向けた取組

- 市町村の復興計画策定後は、個別事業（土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等）の事業計画策定、事業実施が課題。
- 市町村において地域住民との調整を円滑に進めていくことが最大の課題であるが、国としても、復興交付金による支援、まちづくりの専門職員の派遣等を実施。

(1) 復興まちづくりの進捗状況（10/31時点）

- ・具体の事業着手の前提となる法定手続きが済んだのは、防災集団移転促進事業（大臣同意）が166地区、土地区画整理事業（都市計画決定）が25地区となっている。

	想定	調査費措置 ^{注1)}	事業費措置 ^{注1)}	法定手続き済
防災集団移転促進事業	276地区	276地区	184地区	166地区〔102地区 ^{注2)} 〕（大臣同意）
土地区画整理事業	58地区	57地区	21地区	25地区（都市計画決定）
災害公営住宅整備事業	（2万戸以上） ^{注3)}	48市町村	41市町村（約8,300戸）	

注1) 第1回～第3回の復興交付金配分対象の地区数。なお、災害公営住宅の場合、調査費措置は「用地取得費または設計費を措置したもの」、事業費措置は「建設費を措置したもの」を意味する。

注2) 複数の復興交付金配分地区をまとめて集団移転促進事業計画の大臣同意を取得する場合があります、〔〕内の値はその集団移転促進事業の数を表す。

注3) 主な内訳は、岩手県約5千6百戸、宮城県約1万5千戸（福島県は未定）

(2) 復興交付金の配分状況

- ・計画策定支援費を含む復興交付金の適時適切な配分により、早期執行に向けた支援を実施。
- ・これまでに3回の復興交付金の配分を実施。主なものは次のとおり。
 - 防災集団移転促進事業：26市町村、約2,396億円
（注）上記のうち24年度第3四半期までに事業着手するもの：21市町村、184地区、約19,500戸
 - 災害公営住宅整備事業：48市町村、約2,013億円
（注）上記のうち25年度完成を予定するもの：41市町村、約8,300戸
- ・復興庁・復興局の職員等が被災自治体を訪問し、計画策定支援を実施中

2-12 (参考) 主要な復興まちづくり事業の概要

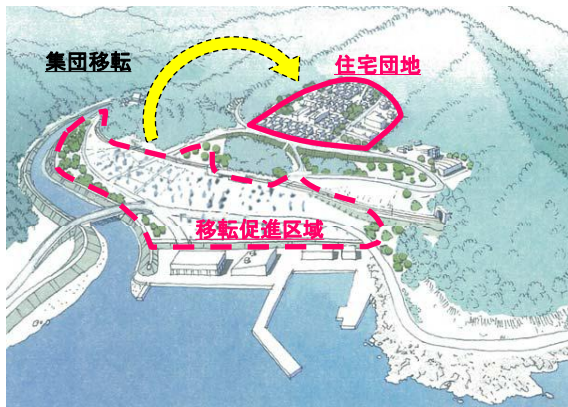
防災集団移転促進事業 ～被災した住居の 安全な場所への移転～

【事業概要】

東日本大震災により被災した地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内の住居の集団移転を支援する。

【補助対象】

- ① 住宅団地(住宅団地に関連する公益的施設を含む)の用地取得及び造成に要する費用(移転者等に分譲する場合も分譲価格(市場価格)を超える部分は補助対象)
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費(借入金の利子相当額)
- ③ 移転促進区域内の農地及び宅地の買取りに要する費用(当該移転促進区域内のすべての住宅用途に係る敷地を買い取る場合に限る)
- ④ 計画策定費 など



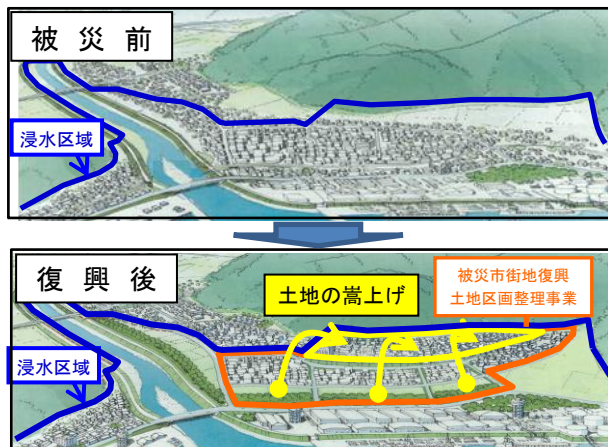
土地区画整理事業 ～住宅地・公共施設の整備 に加えて土地を嵩上げ～

【事業概要】

広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、被災市街地復興土地区画整理事業等により緊急かつ健全な市街地の復興を推進する。

【補助対象】

- ① 区画道路、公園等の公共施設を用地買収方式で整備した場合の事業費等を限度額(※)として事業を支援
※津波により甚大な被災を受けた地域において、一定以上の計画人口密度(40人/ha)などの必要な要件を満たした場合に限り、防災上必要な土地の嵩上げ費用を含む
- ② 緊急防災空地の用地を取得するのに要する費用(減価補償地区以外も含む)
- ③ 計画策定費



災害公営住宅整備事業 ～災害公営住宅の整備～

【事業概要】

東日本大震災による被災者の居住の安定確保を図るため、災害公営住宅の整備等に係る費用を支援する。

【補助対象】

- ① 公営住宅の建設・買取費
- ② 公営住宅の借上げに係る建設・改良費
- ③ 公営住宅の建設等に伴う土地取得費、造成費等
- ④ 被災者向け買取公営住宅・空家公営住宅の改修費 など

**例：相馬市井戸端長屋 共同住宅
(福島県相馬市 馬場野地区)
(高齢者対応)**



工事期間: 平成24年2月～平成24年8月
構造階数: 木造平屋建 戸数: 12戸

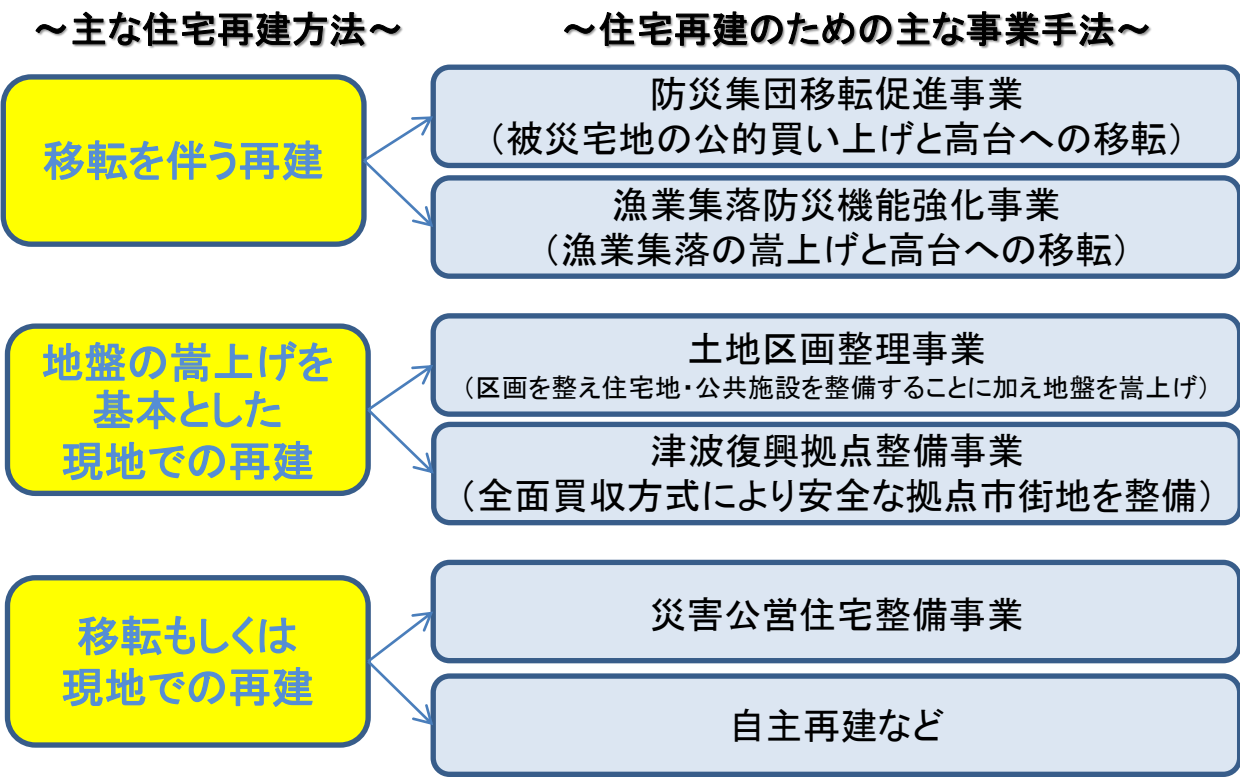


【東日本大震災】

沿岸市町村の
建築物被害

全壊：
約12万戸

半壊：
約19万戸



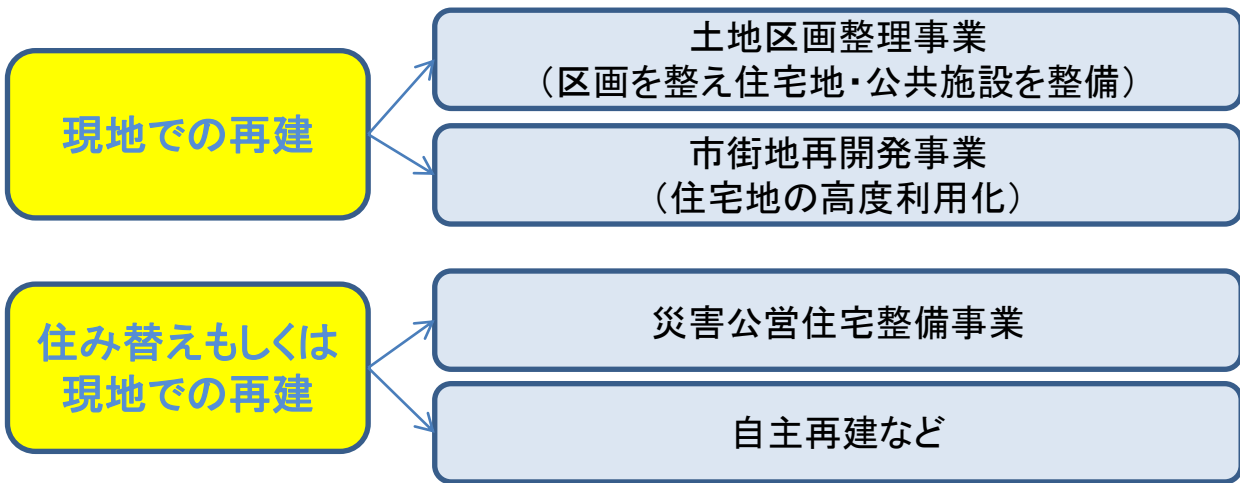
市街地・集落の根本的改造

【阪神・淡路大震災】

建築物被害

全壊：
約10万戸

半壊：
約14万戸



市街地の再生

2-12（参考）津波被災地の市街地・居住地復興のための事業規模等②



	東日本大震災	他の震災事例
土地区画整理事業	（区画を整え住宅地・公共施設を整備することに加え地盤を嵩上げ）	【阪神・淡路大震災】
地区数	58地区	20地区
面積	平均 60.5ha（21地区の平均） （2.6ha～257.1ha）	平均 12.8ha （0.5ha～59.6ha）
事業期間	—	約4年～15年 平均約8年
津波復興拠点整備事業	（全面買収方式により安全な拠点市街地を整備）	
	19地区	—
防災集団移転促進事業	（被災宅地の公的買い上げと高台への移転）	【中越地震】
地区数	276地区	3地区
戸数	約19,500戸 平均約110戸 （184地区の合計と平均の戸数）	115戸 〔長岡市27戸、川口町25戸、 小千谷市63戸〕
事業期間	—	約2年
漁業集落防災機能強化事業	（漁業集落の嵩上げと高台への移転等）	【北海道南西沖地震】
地区数	82地区	1地区
戸数	約1020戸 平均約40戸 （26地区の合計と平均の戸数）	180戸
事業期間	—	約3年
災害公営住宅整備事業		【阪神・淡路大震災】
戸数	2万戸以上 〔岩手県 約5千6百戸、宮城県 約1万5千戸、 福島県 未定〕	約2万6千戸
事業期間	—	約6年

注）東日本大震災の事業規模等は想定であり、関係者調整等により今後変更の可能性あり

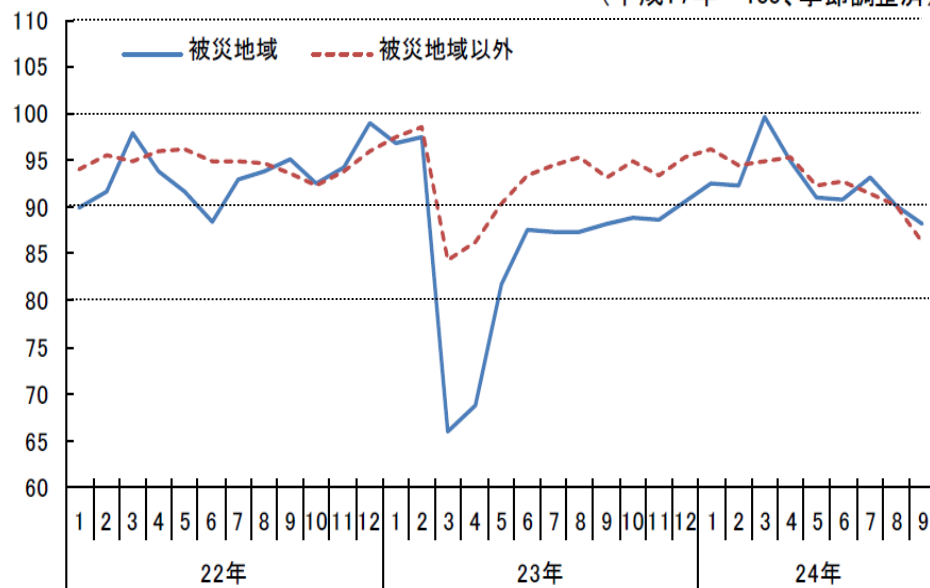
＜参考＞
建築物被害 全壊：約13万戸（うち沿岸市町村 約12万戸）、半壊：約26万戸（うち沿岸市町村 約19万戸）
仮設住宅等への入居状況 仮設住宅：約4.9万戸、公営住宅等：約1.9万戸、みなし仮設住宅：約6.8万戸

○ 被災地域の鉱工業指数は、震災前の水準に回復。津波被災地域等の本格的な復興が今後の課題。

(1) 鉱工業の復興

経済産業省発表の「震災に係る地域別鉱工業指数」によると、平成24年9月分の指数(速報)は被災地域が88.3(被災前:97.5)となり、被災地域以外は86.2(被災前:98.5)となった。

(平成17年=100、季節調整済)



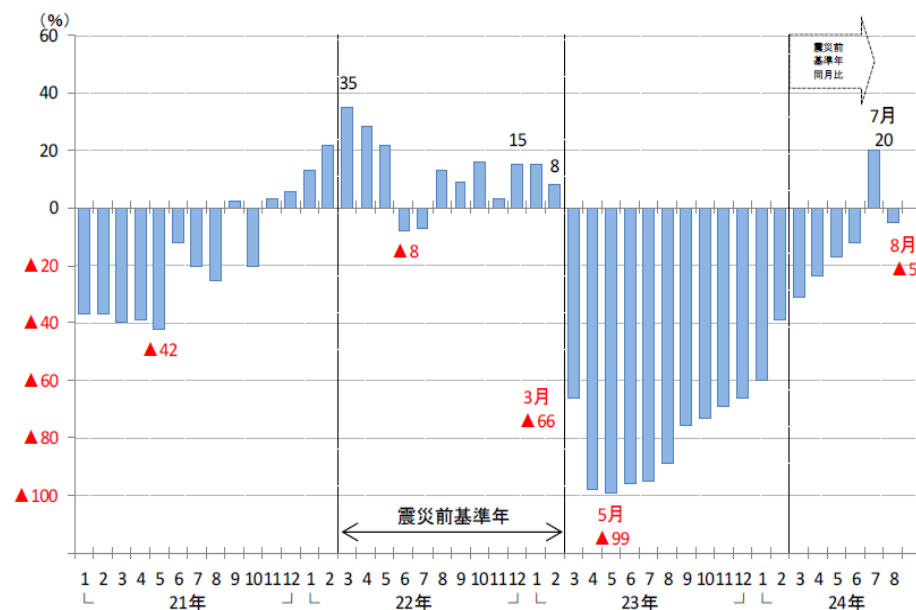
注: 本試算指数は、「東日本大震災(長野県北部地震を含む)」にて、災害救助法の適用を受けた市区町村(東京都の帰宅困難者対応を除く)を「被災地域」とし、適用を受けていない地域を「被災地域以外」として、指数の基礎データである「経済産業省生産動態統計調査」の事業所所在地別に2区分ごとに集計して指数計算したもの。

鉱工業生産指数(全国)のウェイト、基準数量を分割し、季節指数は全国のものを両地域とも使用している。

詳細は、「産業活動分析(平成23年4~6月期)」

(<http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/bunseki/index.html>)を参照されたい。

経済産業省発表の「津波浸水地域に所在する鉱工業事業所(59事業所)の生産額試算値」によると、平成24年8月分の試算値は震災前基準年同月比▲5%となり、昨年5月の前年同月比▲99%から生産額の大幅な回復がみられる。



資料: 経済産業省「経済産業省生産動態統計調査」を用いた特別集計結果

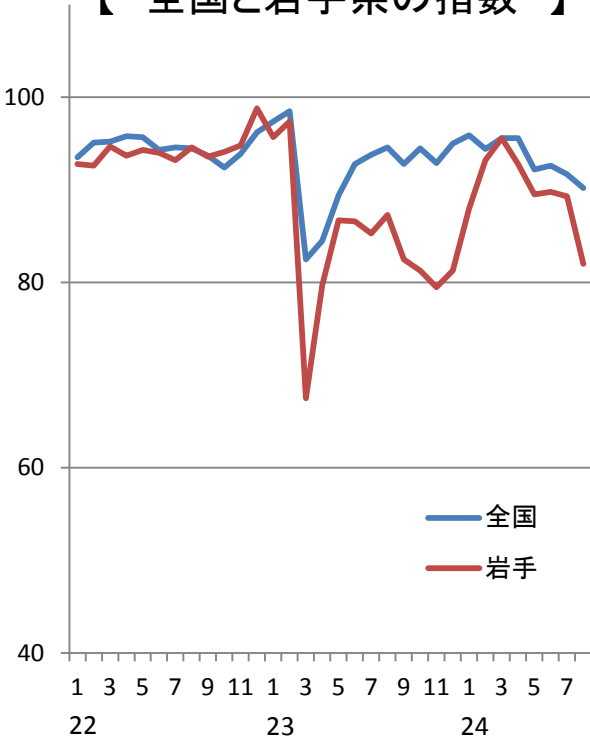
- 「津波浸水地域」は、国土地理院が平成23年4月18日に公表した「津波による浸水範囲の面積(概略値)」について(第5報)、青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・千葉県等の6県の沿岸部62市町村のうち津波浸水被害のあった561Km²。
- 「津波浸水地域に所在する事業所」とは、津波浸水地域内に事務所が存在する事業所。なお、岸壁等敷地の一部のみに浸水のあった事業所は含まれない。
- 対象となった59事業所には、繊維工業品、木材・木製品、パルプ・紙・紙加工品、化学工業製品、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、鉱物を生産する事業所が含まれる。なお、沿岸部での産業集積が高い水産加工食料品の製造事業所等は含まれていない。

○ 被災した東北3県の鉱工業生産指数は、震災時の生産設備への被害の程度によって、回復に地域差があるものの、おおむね回復の方向を示している。

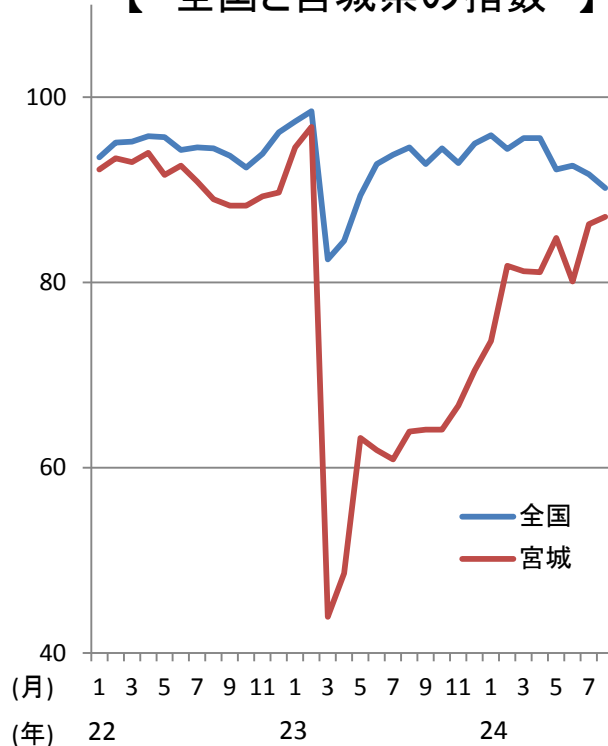
(2) 県別の鉱工業生産指数の変化

経済産業省及び各県発表の鉱工業生産指数によると、平成24年8月分の指数は全国は90.2(被災前:98.5)、岩手県は82.0(被災前:97.4)、宮城県は87.1(被災前:96.8)、福島県は81.5(被災前:96.1)となった。

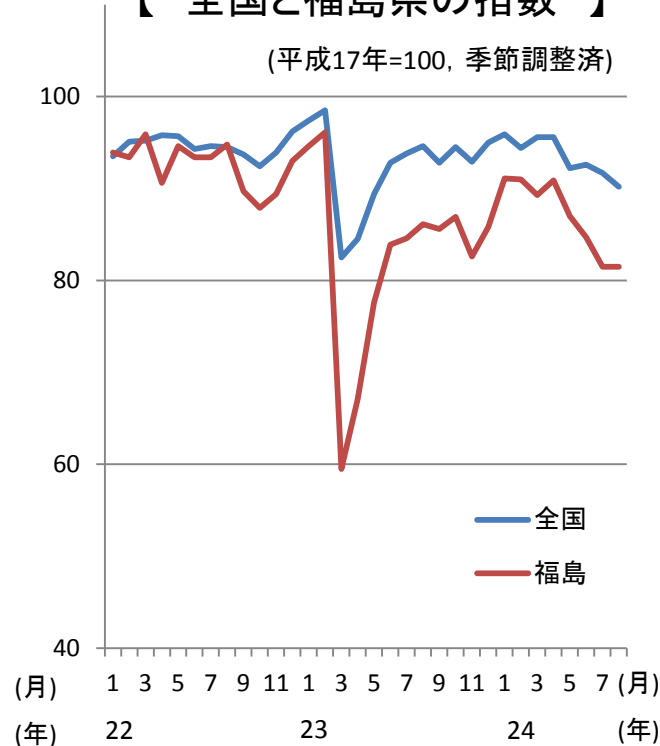
【 全国と岩手県の指数 】



【 全国と宮城県の指数 】



【 全国と福島県の指数 】



2-13 産業の復興状況③

○ 農業・水産業・観光業も改善が見られるが、本格的な復興が今後の課題。

(3) 農業・水産業

項目（最大被害）	（復旧済み）／（最大被害）	復旧率
農地 被害のあった青森県から千葉県までの6県の津波被災農地：21,480ha（旧警戒区域を含む）	営農再開が可能となった農地：約8,190ha 未了	約38% （7月末時点） ・おおむね3年間で復旧し、平成26年度までに約9割の農地で営農再開を目指す
農業経営体 津波被害のあった農業経営体（東北・関東6県）：約10,200経営体（3/11時点）	経営を再開：約4,090経営体 未再開：約6,070経営体	約40% ・経営を再開した約4,090経営体は、農業生産過程の対象作業又はその準備を一部でも再開した経営体を含む。（3/11時点）（東北・関東6県）
水揚げ 注1、2 岩手・宮城・福島各県の主要な魚市場の水揚げ数量（被災前同期比（22年7-9月合計））	被災前同期比：約69%（数量ベース）	約69% ・金額ベースでは、被災前同期比（22年7-9月合計）約81%
水産加工施設 被災3県で被害があった水産加工施設：776施設	472施設が業務再開	約61% （6月末時点） ・27年度末までに再開希望者全員の施設を復旧・復興することを目指す。

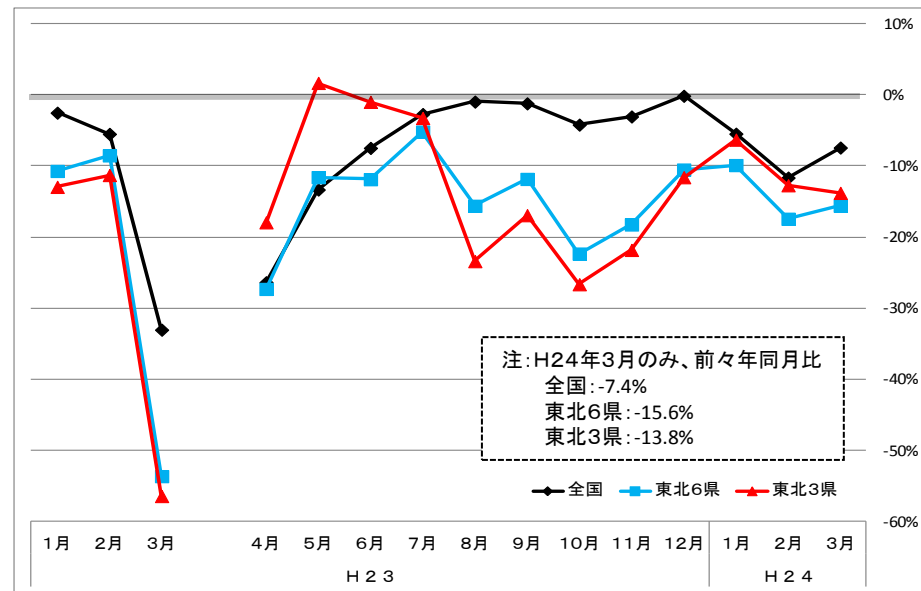
注1：久慈（岩手）、宮古（岩手）、釜石（岩手）、大船渡（岩手）、気仙沼（宮城）、女川（宮城）、石巻（宮城）、塩釜（宮城）、小名浜（福島）における24年7-9月合計の水揚げ数量の対被災前同期（22年7-9月合計）比を示したもの。
 注2：福島県沖については、現在、全ての海面漁業・養殖業で操業を自粛しており、当該期間における小名浜での水揚げは全て県外で漁獲されたもの。

(4) 観光業

■ 観光客中心の施設※（延べ宿泊者数（人泊））

観光客中心の施設でみると、平成24年に入っても前年同月比（3月は前々年同月比）は全国・東北6県・東北3県いずれもマイナスであり、前年（3月は前々年）割れの状況が続いている。

（％は前年同月比）



※【観光客中心の施設】とは、宿泊者のうち観光目的の宿泊者が全体の50%以上と回答した施設。

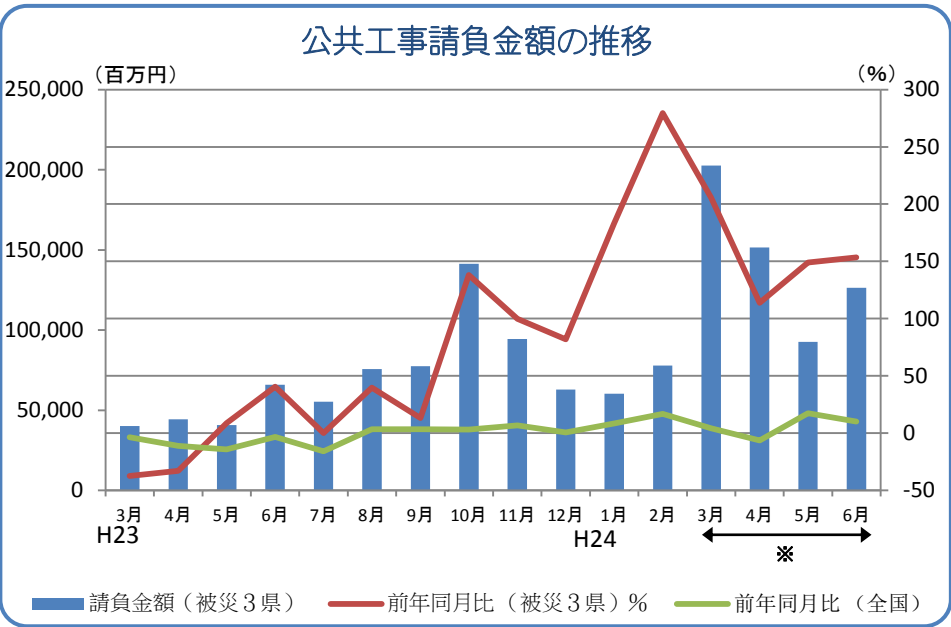
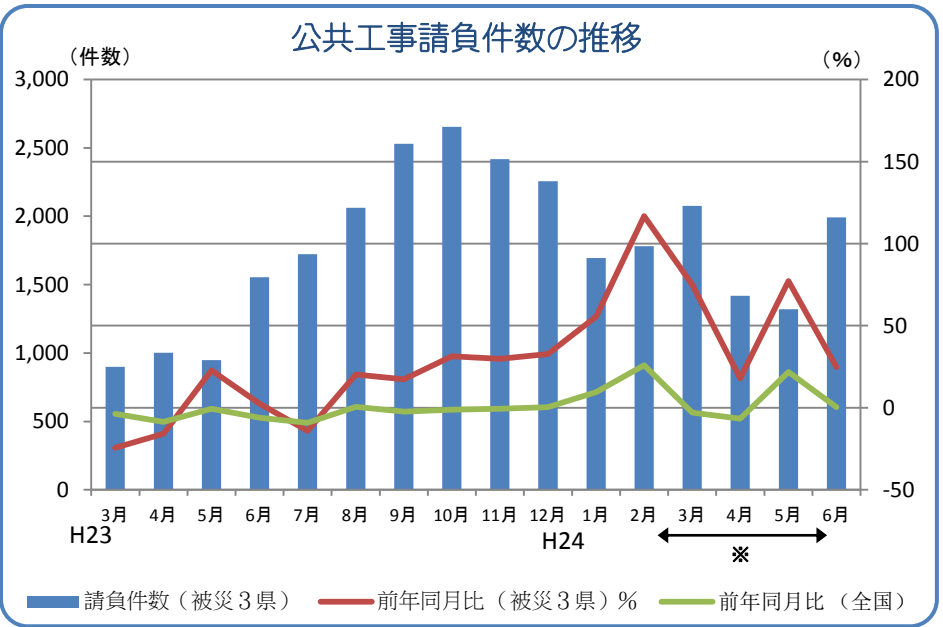
【参考】

なお、ビジネス客中心の施設（宿泊者のうち観光目的の宿泊者が全体の50%未満であると回答した施設）においては、震災直後から東北6県・東北3県でいずれも前年同月比プラスで推移している。

注：平成22年4-6月期調査より従業者数9人以下を含む全宿泊施設に調査対象を拡充している。
 （H23.1～3月の前年同月比及びH24.3月の前々年同月比は従業者数10人以上の宿泊施設の数値のみで作成）
 出典：宿泊旅行統計調査

2-13（参考）公共工事請負状況

- 全国的な公共工事請負件数・金額は、震災以降ほぼ横ばいが続けている。なお、2011年度予算の公共事業関係費は前年度比△5.1%に減少。
- 被災3県における請負件数・金額は、復旧・復興事業の本格化に伴い発災半年以降から急増している。



		2011年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2012年1月	2月	3月	4月	5月	6月
被災3県	請負件数	900	1,002	948	1,554	1,722	2,062	2,530	2,654	2,417	2,257	1,695	1,782	2076	1419	1321	1992
	前年同月比(%)	-24.5	-15.8	22.7	2.4	-14.0	20.3	17.3	31.3	29.8	32.7	55.6	116.7	75.0	17.9	77.1	24.7
	請負金額	40,092	44,252	40,788	65,865	55,265	75,630	77,440	141,284	94,372	62,854	60,341	77,808	202,556	151,427	92,642	126,330
	前年同月比(%)	-37.4	-33.0	8.7	40.6	0.0	39.8	13.2	138.2	99.9	81.8	183.1	279.4	205.8	113.9	149.1	153.3
全国	請負件数	20,458	14,505	11,717	20,678	24,397	25,256	30,715	29,454	27,410	26,781	19,790	18,495	20,617	14,840	14,360	22,066
	前年同月比(%)	-3.7	-8.7	-0.6	-6	-9.3	0.5	-2.4	-1.3	-0.7	0.3	9.6	25.8	-3.0	-6.6	21.8	0.3
	請負金額	1,294,165	1,179,669	635,512	998,429	959,724	953,563	1,200,919	1,070,216	844,741	713,380	566,086	704,911	1,397,757	1,243,084	868,628	1,139,047
	前年同月比(%)	-3.5	-11.2	-14.1	-3.4	-15.9	3.5	3.3	3.2	6.8	0.6	8.5	16.8	4.2	-6.4	17.4	10.2

2-14 産業の復興に向けた取組①

○ グループ補助金*については、水産加工業、製造業、小売流通業、観光業等、地域の復興のリード役となり得る中小企業等グループ：329グループ（約6000者）の復旧を支援。

（*地域経済の核となる中小企業などのグループが、県が認定する復興事業計画に基づき復旧整備を行う場合、国(1/2)と県(1/4)が連携して補助を行う。
国費は、23年度補正予算等1503億円、24年度予算500億円）

○ （独）中小企業基盤整備機構による仮設店舗・工場等の整備事業*については、復興商店街、仮設住宅併設の仮設店舗、仮設工場群、水産加工事務所等に利用されているところ。

（*中小企業等の速やかな事業再開のため、仮設店舗等を整備して、地方公共団体に無償貸与・無償譲渡するもの。23年度補正予算約274億円、24年度予算50億円）

グループ補助金の実績（8月31日現在）

	国費＋県費	企業数	グループ数
青森県	86億円	208者	10グループ
岩手県	577億円	751者	51グループ
宮城県	1,471億円	1,694者	89グループ
福島県	588億円	1,863者	131グループ
茨城県	159億円	1,145者	45グループ
千葉県	25億円	118者	3グループ
合計	2,906億円	5,779者	329グループ

仮設店舗・工場等の整備実績（8月31日現在）

	要望箇所数	延べ床面積	基本契約締結箇所数
青森県	18	7,290m ²	18
岩手県	335	111,516m ²	308
宮城県	132	60,950m ²	116
福島県	47	34,160m ²	46
茨城県	1	180m ²	1
長野県	1	244m ²	1
合計	534	214,340m ²	490

復旧事例

高德海産(石巻市)

昨年11月下旬、工場再開。



太平洋セメント(大船渡市)

昨年11月、セメント製造再開。大船渡市及び陸前高田市のガレキ等の処理も実施。



いわき四倉中核工業団地(いわき市)

72社分の仮設工場等が建設されており、昨年11月以降、順次竣工。



福幸きらり商店街(大槌町)

昨年12月、40店舗が同商店街で営業再開。



2-14 産業の復興に向けた取組 ② (水産業)



- 水産を構成する各分野を広く見渡し、地元の意向を十分に踏まえ、全体として我が国水産の復興を推進。
- 被害を受けた漁業者等に対し、漁船や定置網などの漁具の導入費や冷凍冷蔵施設などの整備費を補助するほか、経営再建に必要な経費を助成。

漁船などに被害を受けた漁業者のために、漁業協同組合などが漁船、定置網などの漁具を導入する場合に、国は、事業費の1/3を補助し、あわせて都道府県が事業費の1/3以上を補助。

<共同利用漁船等復旧支援対策事業> (平成23年度補正予算387億円、平成24年度当初予算39億円)

共同利用漁船等復旧支援対策事業の実績

	漁船	定置網
○北海道	19隻	
○青森県	56隻	3ヶ統
○岩手県	4,362隻	150ヶ統
○宮城県	1,446隻	38ヶ統
○福島県	72隻	
○茨城県	2隻	1ヶ統
○富山県	4隻	
○三重県		5ヶ統

※H24年9月末時点復旧数(岩手は8月末時点)
※「ヶ統」とは、定置網を数える単位

活用事例



採介藻漁船※(岩手県宮古市)
平成23年7月、漁協から漁業者に引渡し。
※船上からヤス等を用いて貝類や海藻を採捕するための漁船

被災した漁業者等の共同利用施設(荷さばき施設、加工処理施設、製氷貯氷施設、養殖施設、放流用種苗生産施設等)や漁港環境の復旧に必要な施設を整備する場合、国が事業費の2/3、又は半額を補助。

<水産業共同利用施設復旧整備事業> (平成23年度補正予算731億円、平成24年度当初予算100億円)

水産業共同利用施設復旧整備事業の交付実績

○北海道	3件	5億円
○岩手県	183件	261億円
○宮城県	73件	233億円
○福島県	2件	0.8億円
○茨城県	1件	5億円
○千葉県	3件	0.3億円

※H24年9月末時点
※件数は事業計画の数

活用事例



製氷・貯氷施設(宮城県気仙沼市)
平成24年3月交付決定。
平成24年10月中旬稼働予定。

地域の漁業者、養殖業者などが、新しい操業形態の導入や養殖業の共同化など、安定的な水産物の生産体制を構築する場合、必要な経費(人件費、燃油費、販売費など)について、水揚げ金額では賄えない部分の9/10、2/3、又は半額を国が支援。

<がんばる漁業・養殖業復興支援事業> (平成23年度補正予算805億円、平成24年度当初予算103億円)

がんばる漁業支援事業の実績

○北海道	9業者	○茨城県	4業者
○青森県	2業者		
○岩手県	3業者		
○宮城県	27業者		
○福島県	2業者		

※H24年9月末時点

活用事例



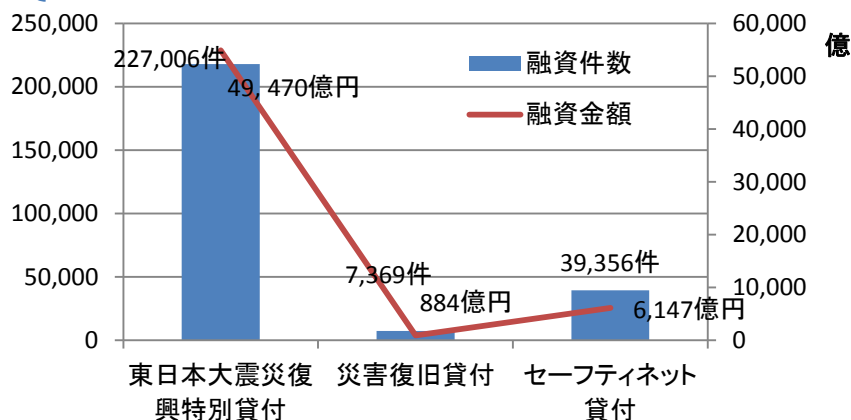
さんま棒受網漁船(岩手県大船渡市)
平成23年12月、計画認定。平成24年10月より事業開始予定。

2-15 被災事業者に対する資金繰り対策

中小・小規模事業者向けの融資・保証として、東日本大震災復興特別貸付227,006件、東日本大震災復興緊急保証88,050件（H23年5月23日～H24年10月26日）。農林漁業者向けの融資については4911件貸付決定、保証については1220件（H23年5月2日～H24年9月30日）。

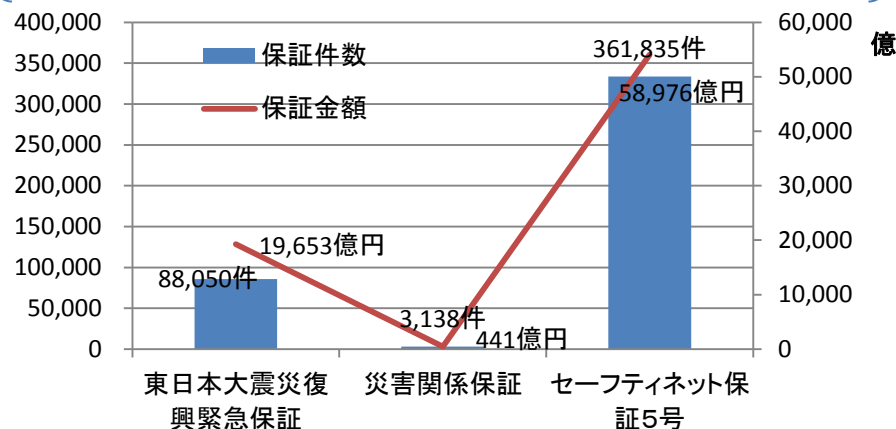
中小・小規模事業者向け融資

東日本大震災復興特別貸付 H23年5月23日～H24年10月26日
災害復旧貸付 H23年3月14日～H23年5月22日
セーフティネット貸付 H23年3月14日～H23年5月22日



中小・小規模事業者向け保証

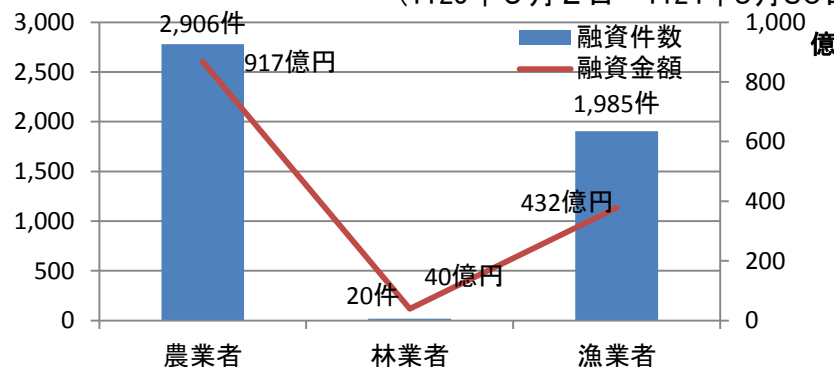
東日本大震災復興緊急保証 H23年5月23日～H24年10月26日
災害関係保証 H23年3月14日～H24年10月26日
セーフティネット保証5号 H23年3月14日～H24年10月26日



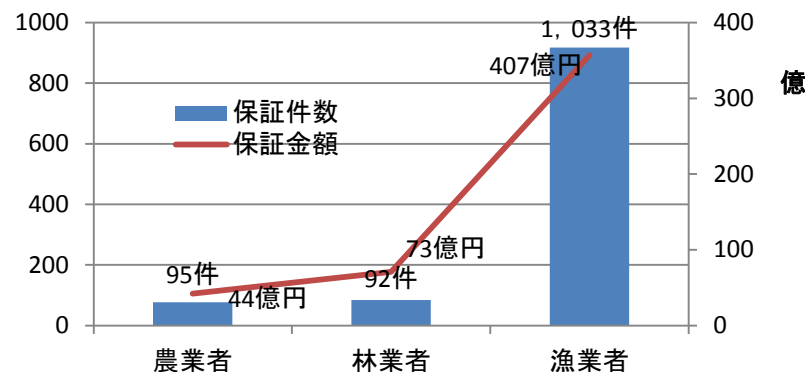
出典：中小企業庁HP「東日本大震災後の資金繰り支援策の実施状況」<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/earthquake2011/index.htm>

農林漁業者向け融資（貸付決定済）

（H23年5月2日～H24年9月30日）



農林漁業者向け保証（H23年5月2日～H24年9月30日）



2-16 中小企業者等の二重ローン問題への対応

○ 中小企業者等の二重ローン問題については、震災支援機構及び産業復興機構が連携して対応。

被災事業者（震災により過大な債務を負っている事業者）

各県の産業復興相談
センター/ 産業復興機構

○支援対象
中小企業者等
・被災各県に設置され、各県の
実情に応じた対応を実施

（出資金※）

岩手産業復興機構（11月11日設立）：100億円
宮城産業復興機構（12月27日設立）：100億円
福島産業復興機構（12月28日設立）：100億円
茨城県産業復興機構（11月30日設立）：50億円
千葉産業復興機構（3月28日設立）：20億円

※出資約束金額総額ベース

連携/案件の引継ぎ

東日本大震災
事業者再生支援機構
（震災支援機構）

○支援対象
産業復興機構による支援の
対象とすることが困難なもの
・小規模事業者、農林水産事業者、
医療福祉事業者を重点的な対象とする

資本金：200億円

債権買取資金：5000億円（政府保証枠）

対象地域：岩手、宮城、福島各全県その他、北海道、青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野、群馬、東京、静岡の各都道府県の一部市町村
（14都道府県、321市町村）

【両機構の実績】

○産業復興相談センター・機構（10月26日現在）

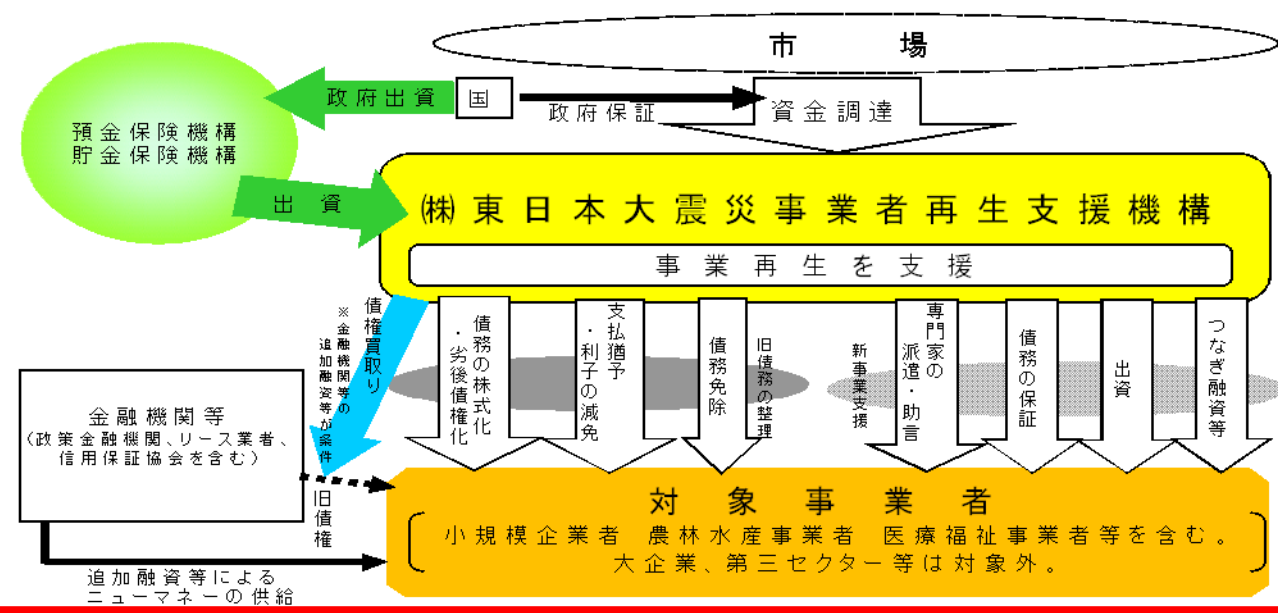
	岩手県	宮城県	福島県	その他	合計
相談件数	348	623	271	331	1573
震災支援機構への引継	20	90	7	7	124
金融機関等による金融 支援の合意	58	41	12	48	159
うち買取決定数	30	18	5	2	55

○震災支援機構（10月30日現在）

	岩手県	宮城県	福島県	その他	合計
相談件数	166	337	98	113	714
最終調整中	27	55	7	19	108
支援決定数	22	19	5	4	50

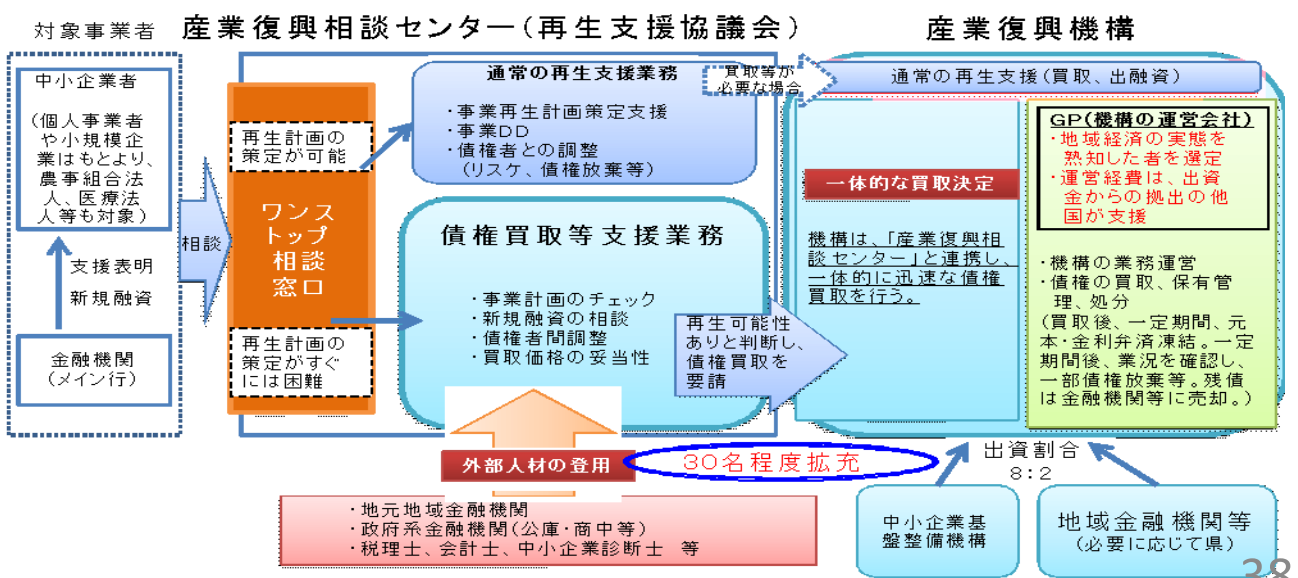
○東日本大震災事業者再生支援機構

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設立され、本年3月5日より業務開始。金融機関等からの債権買取や被災事業者に対する出資、事業再生の専門家の派遣等を通じて、震災により被害を受けた中小企業等の再生を支援。
対象地域は、14都道県321市町村。



○産業復興相談センター／
産業復興機構

被災県(岩手・宮城・福島・青森・茨城・千葉)において、二重ローン問題に関する相談窓口となる産業復興相談センターを設置するとともに、債権買取等を行う産業復興機構(岩手・宮城・福島・茨城・千葉)を設立し、被災事業者の事業再生を支援。



2-17 雇用の状況

※平成24年9月時点

○ 被災地の雇用情勢は、沿岸部を中心に依然として厳しい状況。

雇用の動向

- 沿岸部では、前々年と比較して有効求職者数が増加し、依然として厳しい地域も見られる。

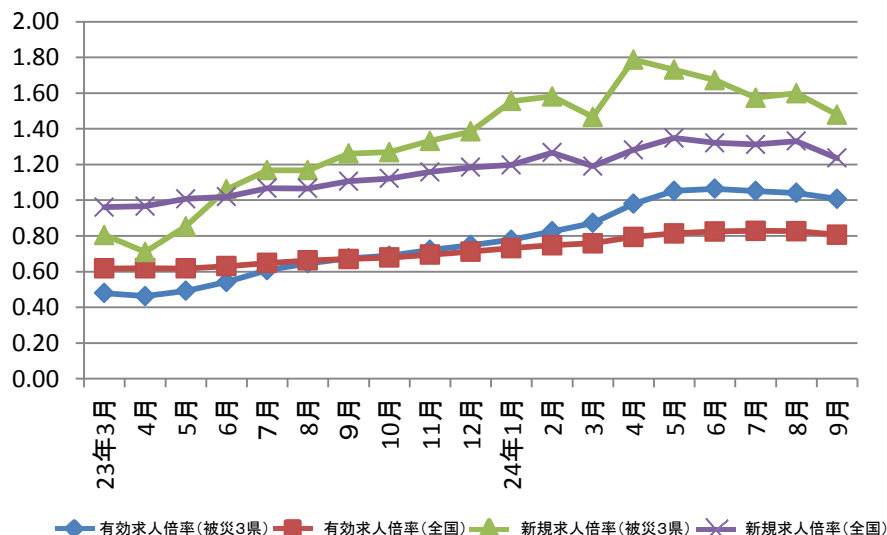
(例)大船渡市の有効求職者数:前々年同月比22.5%増
気仙沼市の有効求職者数:前々年同月比27.3%増

- なお、被災3県全体では、労働力の需給の状況は改善。

有効求人数:約11万6千件
有効求職者数:約11万6千人(※23年2月約13万5千人)
新規求人数:依然高水準(約4.4万件)
新規求職者数:減少傾向(約2.9万人)

- 就職は進んでいる。

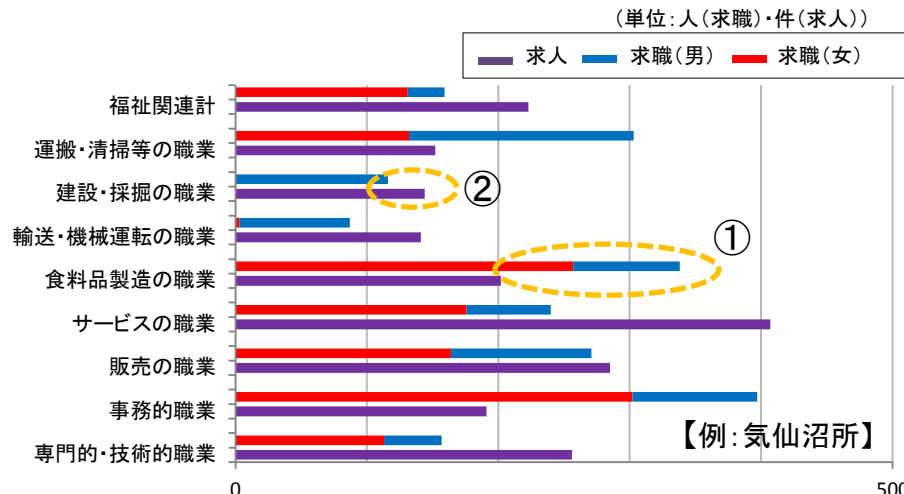
就職件数:23年4月～24年9月で22.9万人が就職。



課題

- 課題＝ミスマッチ等

- ①地元主要産業では、女性の求職希望に対し求人不足。
- ②建設業求人が増えているが、未経験者が就職困難。



雇用保険に関する動向

- 被災3県の雇用保険の受給者は減。

雇用保険受給者実人員:31,779件(前年9月の約0.5倍)

注)個別延長給付等を含む数値		9月	前年同月比	<参考> 有効求職者数
被災3県計	男	13,721人	52%減	52,447人
	女	18,058人	54%減	59,862人
	計	31,779人	53%減	

※個別延長給付(60日)、特例延長給付(60日)による延長のほか、被災3県の沿岸地域等で、平成23年10月1日以降、更に広域延長給付(90日)による再延長の措置(平成24年9月までの措置)。

- 1月中旬から失業給付が終了した者が発生。

被災3県で9月28日までに支給終了した者:23,700人

うち就職(又は内定) 4,401人 求職活動中 15,784人
職業訓練受講中 310人 (いずれも支給終了時点)

2-17 雇用確保に向けた取組

○ 産業政策と一体となった雇用創出やミスマッチ(職種や産業などの求人と求職がかみあわない状況)の解消により、被災3県の被災者の就職支援を推進。

・震災後は、被災者の雇用の継続や、雇用創出基金なども活用し、復旧事業を通じた雇用創出などを推進。

(※ 基金事業により、被災3県で4万9千人超(平成24年9月末時点)の雇用機会を創出。)

・ 今後は、地域経済の再生復興のための産業政策と一体となって、本格的な安定雇用の創出に向け、雇用創出基金などを活用した雇用支援を推進。(※ 被災地の本格的な雇用復興を図る「雇用復興推進事業」のための基金:約1,510億円)

・ 雇用のミスマッチ解消のため、きめ細かな就職支援や職業訓練を実施。

「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ3

※平成23年度第三次補正予算等により措置

※フェーズ1、2による当面の雇用の確保・生活の安定支援も引き続き強力に推進

地域経済・産業の再生・復興による雇用創出
(5.7兆円 雇用創出効果 35万人)

産業振興と雇用対策の一体的支援
(0.4兆円 雇用創出効果 15万人)

復興を支える人材育成・安定した就職に向けた支援等
(0.1兆円 雇用下支え効果 7万人)

◎ 企業支援

- ・部品・素材分野と成長分野の生産拠点等への国内立地補助の創設
- ・中小企業向け金融支援の継続・拡充
- ・中小企業組合等共同施設災害復旧事業の対象規模拡大

○ 事業高度化、知とイノベーションの拠点整備等

- ・革新的医療機器創出等のための復興特区構想の推進

◎ 農林水産業支援

- ・農地・農業用施設、漁港・漁場機能等の早期復旧・強化
- ・農林漁業者の経営再開支援の充実、6次産業化の推進等
- ・持続可能な森林経営の確立等

○ 観光業支援

- ・風評被害防止のための情報発信や観光キャンペーンの強化等
- ・三陸復興国立公園(仮称)の取組による新たな観光スタイルの構築

◎ 地域包括ケアの推進等による地域づくり

- ・地域包括ケアの再構築等
- ・子どもを地域で支える基盤構築
- ・社会的包摂を用いた「絆」再生

◎ 東日本大震災復興交付金の創設

◎ 災害復旧・復興等インフラ整備の推進等

◎ 環境・新エネルギー事業の推進

- ・木質バイオマス活用施設の導入の推進
- ・再生可能エネルギー研究開発拠点の整備

○ 情報通信技術の利活用等

○ 原発被害への対応(除染事業の推進等)

◎ 被災地雇用復興総合プログラムの推進

- ① 事業の再建、高度化、新規立地等の推進
- ② 将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業が、①などの産業政策と一体となって、被災者を雇用する場合、雇用面から支援を行う事業(事業復興型雇用創出事業)を創設
- ③ 雇用面でのモデル性がある事業を地方自治体が民間企業等に委託して実施する事業(生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業)の創設

○ 雇用創出基金の積増し等による雇用創出

◎ 復興特別区域制度の創設に伴う課税の特例

- ・新規立地新設企業を5年間無税の新規立地促進税制の創設
- ・被災者の給与総額の一定割合の法人税額からの控除等の創設等

○ 農業経営の多角化戦略等による雇用の創出・就業支援

◎ 人材育成の推進等

- ・被災地復興に資する分野や成長分野等における公的職業訓練等の拡充
- ・地域中小企業の人材育成支援等・専門学校等と地域・産業界の連携による復旧・復興を担う専門人材の育成
- ・復興支援型地域社会雇用創造事業の推進

◎ ハローワーク等による支援の充実強化

- ・新卒者支援の充実
- ・障害者に対する就職支援の充実
- ・被災者雇用開発助成金の拡充
- ・被災地等のハローワークの機能・体制強化

○ 復興事業における適正な労働条件の確保・労働災害の防止

◎ 雇用保険の給付の延長

- ・被災3県(岩手・宮城・福島)の沿岸地域等で延長(90日分)

フェーズ3の雇用創出・雇用の下支え効果

総額6.1兆円

(雇用創出効果50万人程度)

58万人程度

雇用下支え効果7万人程度)

2-18 被災自治体への地方公務員の派遣状況

- 被災地の本格的な復興を進めていくにあたっては、被災自治体におけるマンパワーの確保が重要。
- 全国の自治体から派遣された職員数は、1,407人。（平成24年4月16日時点（総務省調べ））
- 各省庁、知事会、町村会、市長会の協力もえながら、引き続き全国の自治体からの職員の派遣を推進。
- なお、公務員OBや民間企業経験者を対象とした中途採用・任期付職員としての採用、統一試験の実施、任期付職員の採用代行等、被災自治体におけるマンパワー確保の取組も支援。

○派遣人数

（単位：人）

派遣先 派遣元	岩手県			宮城県			福島県			その他			合計		
	県庁	市町村		県庁	市町村		県庁	市町村		県庁	市町村		県庁	市町村	
都道府県	165	138	27(15)	271	226	45(17)	209	205	4(3)	1(1)	0(-)	1(1)	646(36)	569(0)	77(36)
政令指定都市	61	5	56(-)	99	1	98(0)	2	1	1(-)	0(0)	0(0)	0(0)	162(0)	7(0)	155(0)
市区町村	153	0	153(57)	299	0	299(10)	138	2	136(1)	9(3)	2(2)	7(1)	599(71)	4(2)	595(69)
合計	379	143	236(72)	669	227	442(27)	349	208	141(4)	10(4)	2(2)	8(2)	1,407(107)	580(2)	827(105)

○職種別派遣状況

（単位：人）

派遣先 職種	岩手県			宮城県			福島県			その他			合計		
	県庁	市町村		県庁	市町村		県庁	市町村		県庁	市町村		県庁	市町村	
一般事務	137	37	100(51)	206	14	192(20)	148	79	69(1)	0(0)	0(-)	0(0)	491(72)	130(0)	361(72)
土木等	194	87	107(9)	409	168	241(6)	160	94	66(0)	10(4)	2(2)	8(2)	773(19)	351(2)	422(17)
その他	48	19	29(12)	54	45	9(1)	41	35	6(3)	0(0)	0(0)	0(0)	143(16)	99(0)	44(16)
合計	379	143	236(72)	669	227	442(27)	349	208	141(4)	10(4)	2(2)	8(2)	1,407(107)	580(2)	827(105)

※総務省調べ

※1 派遣先の「その他」は、茨城県内及び千葉県内の合計である。
※2 ()内の人数は、同一県内における派遣(例 岩手県庁から県内各市町村への派遣)に係る人数で、内数である。
※3 職種別派遣状況における職種のうち、「土木等」は、土木、建築、機械、電気、農業土木の職であり、「その他」は、文化財技師、保健師等の職である。

- 復興特別区域制度等を活用しつつ、民間企業と被災地方公共団体の連携（企業連携）を促し、各地で進むプロジェクトの実現を支援。

1. 組織

- 4月1日付で復興庁（本庁）に企業連携推進室を設置した。各復興局においても、企業連携推進室を設置した。
- 経済団体等から派遣された職員のノウハウを積極的に活用する体制を整える。
（本庁、復興局合わせて、約20名の職員が派遣されている）

2. 役割

- 地方公共団体及び民間企業との意見交換を実施。
- 企業連携に係る諸課題を把握し関係省庁と連携して対応を検討。
- 企業連携プロジェクトについて、「国と地方の協議会」の分科会を開催し、事業化を支援。
- セミナー、展示会、制度説明会等の開催、先行優良事例集の作成等。

3. 取組み状況

- 被災地で復興プロジェクトに取り組む個別民間企業や経済団体等との意見交換・相談対応を実施。
- 民間企業の復興事業参加を促進するため、民間企業で組成された復興推進のための連絡会と連携して、復興特区制度及び復興関係予算等の説明会を実施。
- 5月から、地方公共団体、民間企業、関係省庁向けのメールマガジンを発行。
- 10月から、国・被災地方公共団体・民間事業者が参加するプロジェクト検討の場を設け、被災地方公共団体と民間事業者が連携して取り組むプロジェクトの事業化支援を実施。

- NPO等のボランティア活動に対する被災地のニーズが多様化している中、ボランティア活動のニーズとその果たしている役割は依然として大きい。
 - ※被災3県において、社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターに登録し活動したボランティア総数は、計約113万人（岩手県約43万人、宮城県約55万人、福島県約16万人。平成23年3月11日～平成24年10月14日までの累計人数。）
 - その他、NPO等の団体を通じ独自に活動しているボランティアも多数。
 - ※発災当初は泥やガレキの撤去、避難所における炊き出し等が活動の中心だったが、その後は地元NPO等を中心に、心のケアやコミュニティづくり支援、さらには復興に向けたまちづくり支援など息の長い取組を展開。
- 多様なニーズに柔軟に対応するため、行政・民間それぞれの多様な担い手が連携して取り組む必要がある。
- このため、NPO、ボランティア団体等が活動を円滑に進めるために必要な情報の提供や連絡調整、震災ボランティアの啓発・普及等を行っている。

1. 体制

- NPO等に精通した民間出身の非常勤職員の知見を活用するとともに、岩手・宮城・福島の各復興局に「ボランティア担当」を配置

2. 役割

- 政府の取組に関し、NPO等への情報提供
- 復興に当たって行政・民間それぞれの多様な担い手の連携促進と、連携事例の収集・情報提供
- ボランティア活動全般の促進
- NPO等の活動に係る制度・手続きに関し、関係府省との相談・調整

3. 主な取組内容

- NPO等が息の長い支援活動を行えるよう、活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ、被災3県での説明会や全国のNPO等が集まる会議等で周知。
- 行政・民間それぞれの多様な担い手が連携して復興にあたるために参考となる「ロードマップ」を作成し、NPO等やその中間支援組織に説明。また、当該担い手による連携事例の取りまとめ結果を公表・周知。
- 全国の学生等が被災された方に寄り添う気持ちを持ち続け、被災地で更に活躍してもらうため、「この夏も、ボランティアへ行こう！」キャンペーンを実施。チラシ・ポスターを大学等に掲示・周知。

2-21 福島県の状況と課題① (避難指示区域の見直し)

(平成24年8月10日現在)

○ 以下の市町村において、警戒区域及び避難指示区域の見直しを行い、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域を設定。

- ・川内村及び田村市(4/1実施)
- ・南相馬市(4/16実施)
- ・飯館村(7/17実施)
- ・楢葉町(8/10実施)

避難指示解除準備区域：

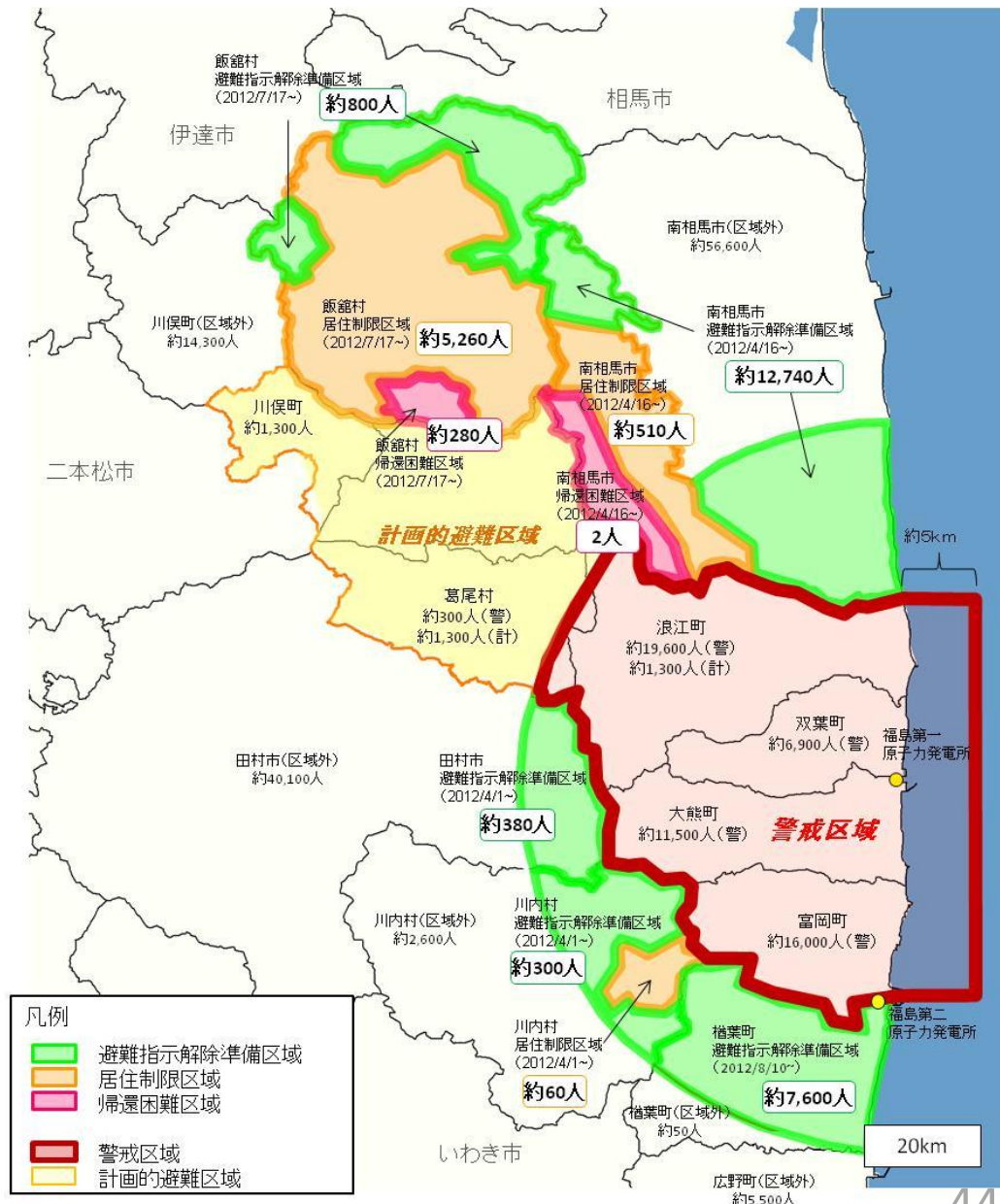
年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確認されることが確認された地域

居住制限区域：

年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域

帰還困難区域：

5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域



避難指示区域からの避難者数

約11.0万人

※1 平成22年国勢調査及び各市町村からの聞き取りを基に、
原子力被災者生活支援チームで集計(平成24年10月16日時点)

・避難指示解除準備区域	約2.2万人
・居住制限区域	約0.6万人
・帰還困難区域	約0.03万人

・警戒区域	約5.4万人
・計画的避難区域	約0.4万人
・旧緊急時避難準備区域	約2.4万人

福島県全体の避難者数

(区域からの避難者も含む)

約15.9万人

出典:福島県発表「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(第751報)」
(平成24年10月16日(火))

※ 親類宅等へ避難した自主避難者は含まれていない

(1) 福島県内への避難者数※

約9.9万人

仮設住宅(民間借上げを含む)	約9.5万人
雇用促進住宅等	約0.4万人

(2) 福島県外への避難者数

約5.9万人

山形県	約1.1万人
東京都	約7.6千人
新潟県	約6.1千人
埼玉県	約4.0千人
茨城県	約3.9千人
等	45

1. 生活再建策

- 1) 賠償
 - 東京電力による賠償を円滑に進める。
- 2) 長期避難者への対応
 - 住民意向調査を実施する。
 - 長期間避難を余儀なくされる方々の生活環境を確保するため、避難元自治体、受入自治体、県、国が連携し、町外生活拠点を整備する。
- 3) 自治体毎の帰還支援
 - 災害公営住宅の整備を進める。
 - インフラ復旧・がれき処理・除染の実施計画の策定を進める。
- 4) 自治体毎の復興計画の具体化・充実
 - 生活環境整備事業を進める。
 - 復興庁、現地事務所、関係省庁による連携チームを編成し、福島県とともに市町村ごとに異なる実態に即した対応を行う。

2. 産業振興・雇用対策等

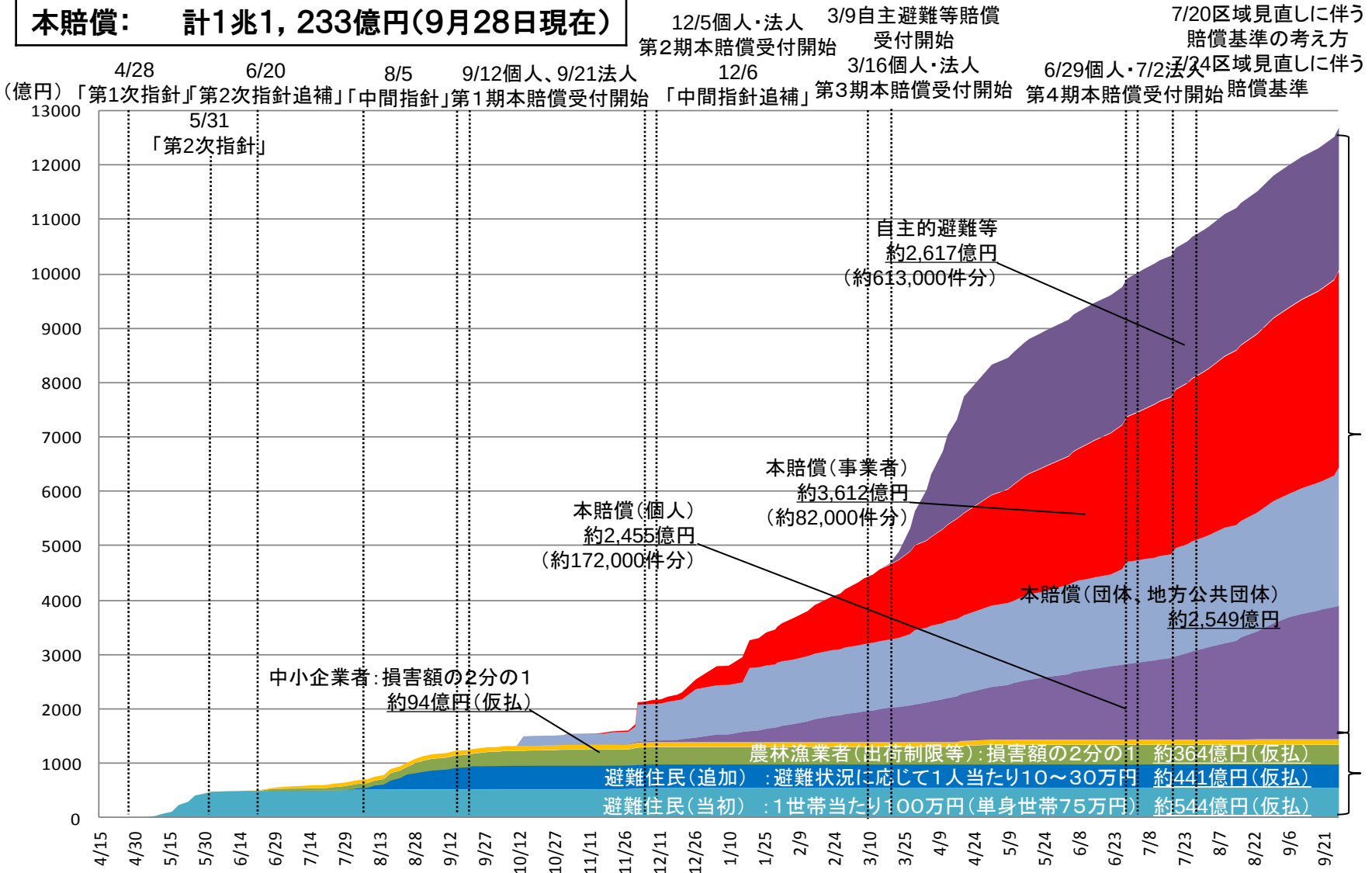
- 1) グランドデザイン
 - 「原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針（グランドデザイン）」を踏まえた対応を推進する。
- 2) 産業振興・雇用対策
 - 「産業振興・雇用促進プラン」に基づく施策を進める。
- 3) 農林水産業支援
 - 「農林水産業再生プラン」に基づく施策を進める。

3. 放射線対策等

- 1) 放射線リスク
 - 自治体等への説明資料の提供、住民に対するリスクコミュニケーション等を実施する。
- 2) モニタリング
 - 解除準備区域のモニタリングアクションプランの策定を進める。
- 3) 除染
 - 除染計画の策定、仮置場の確保を行い、本格除染事業を進める。
- 4) 中間貯蔵施設
 - 中間貯蔵施設候補地に係る調査を進める。
- 5) 区域見直し
 - 住民説明会を開催し、区域見直しを進める。

仮払い： 計1, 480億円(9月28日現在)

本賠償： 計1兆1, 233億円(9月28日現在)

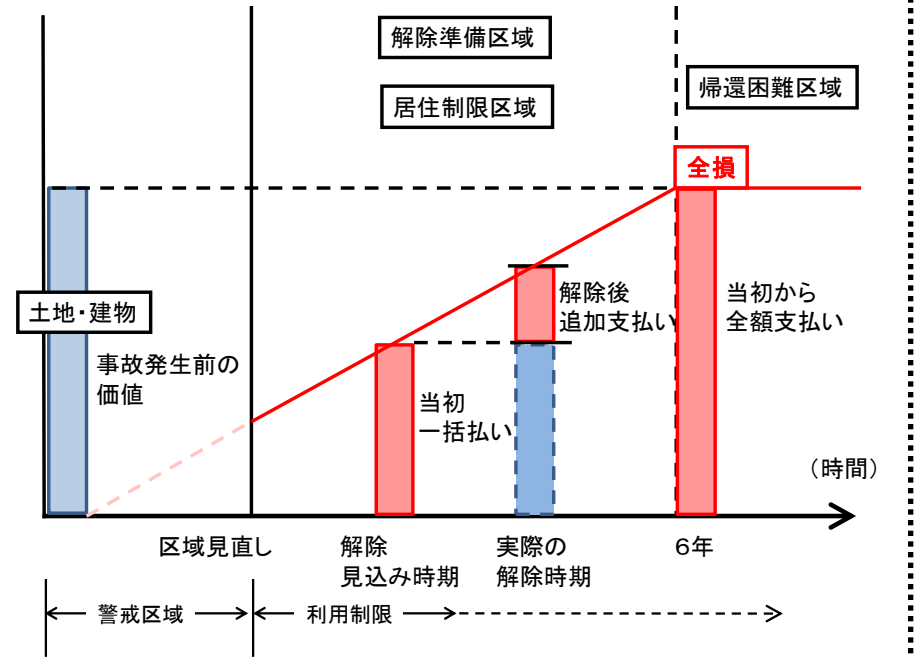


※国による仮払い(福島・茨城・栃木・群馬の観光業者(中小企業者に限る)向け)等(約31億円)は除く

中間指針第二次追補を踏まえ、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」について、経済産業省が7月20日に取りまとめ。この考え方に基づき、東京電力が7月24日に「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について」を公表。

○避難指示区域における賠償の方針

- (1)不動産（住宅・宅地）に対する賠償
- ① 帰還困難区域においては、事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、事故時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償。
 - ② 解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払いをすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償。
- （賠償額）



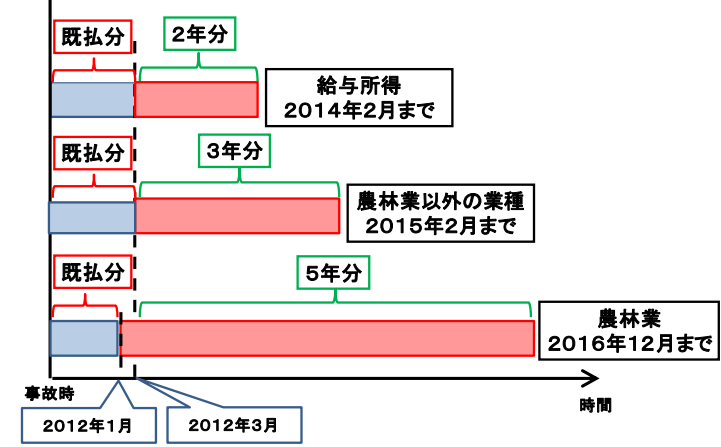
- (2) 家財に対する賠償
- ① 家族構成に応じて算定した定額の賠償。
 - ② 損害の総額が定額を上回る場合には個別評価による賠償も選択可能。

家財賠償額（定額）表
（単位：万円）

家族構成	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
帰還困難区域	325	595	635	655	675	715	735	775
居住制限区域 避難指示解除準備区域	245	445	475	490	505	535	550	580

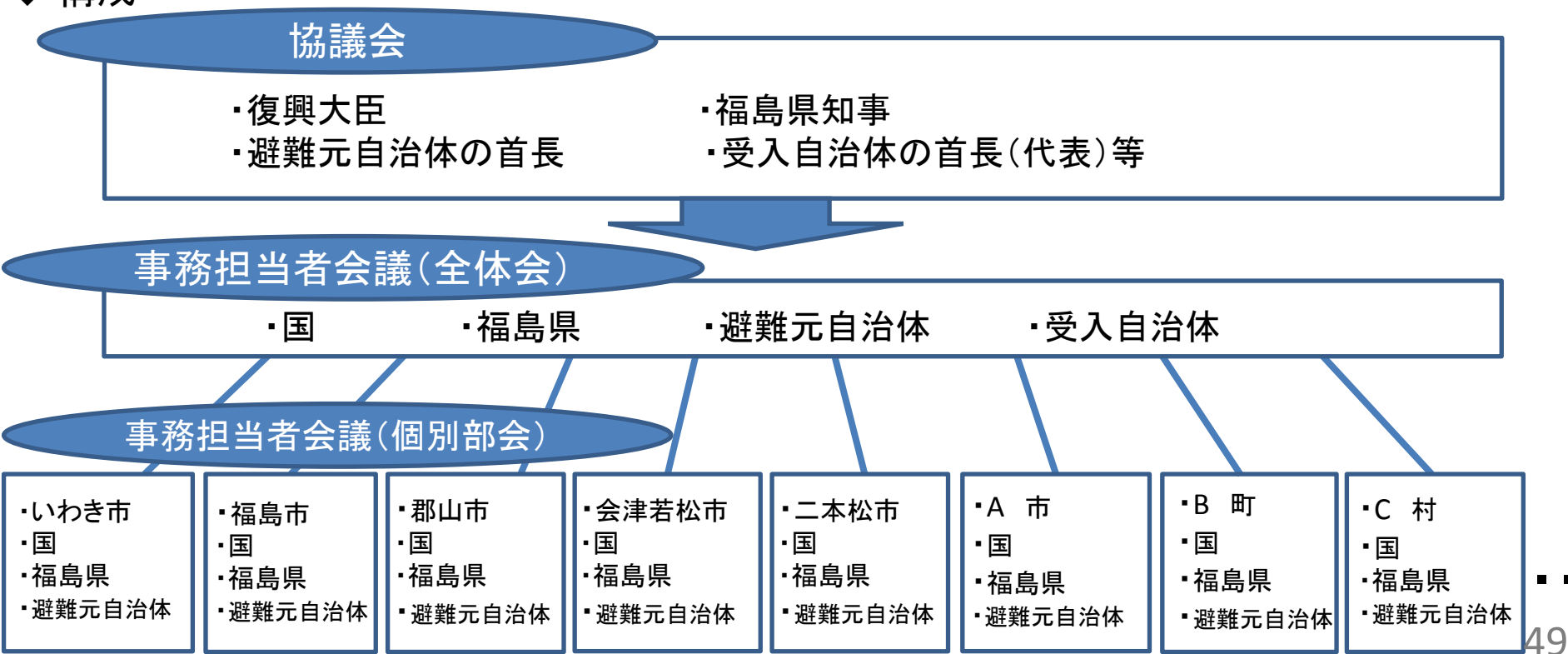
※ 上記家族構成以外の場合も構成人数に応じて金額を算定

- (3) 営業損害・就労不能損害に対する賠償
- ① 従来の一定期間毎における実損害を賠償する方法に加え、一定年数分の営業損害、就労不能損害を一括で支払う方法を用意。
- 一括払いの算定期間

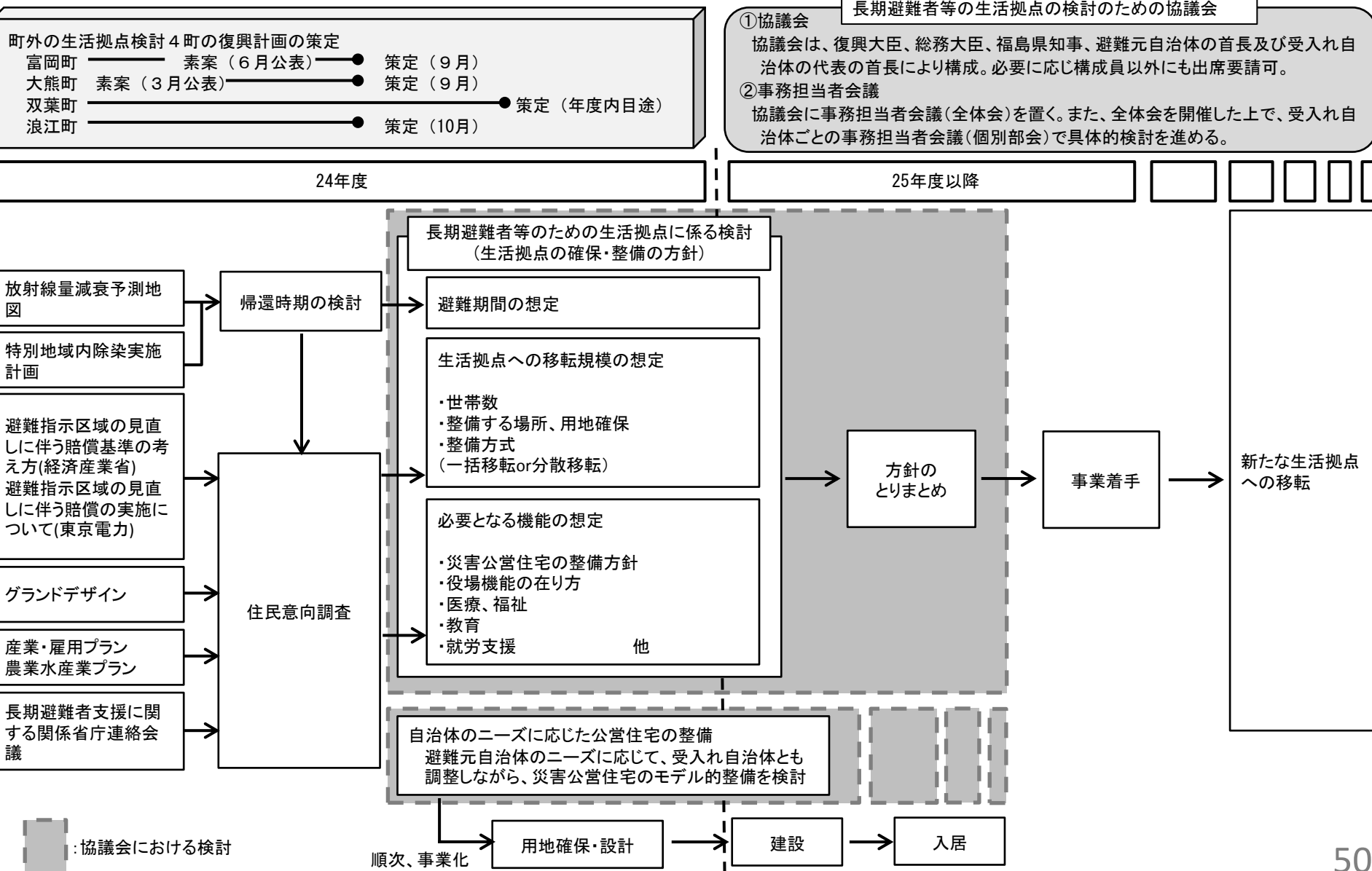


長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会

- ◆ 設置趣旨 避難期間が長期に及ぶ避難者等のための生活拠点の確保、整備等に向けた検討を促進するため、国、福島県、避難指示区域が設定されている、または、かつて設定されていた市町村（避難元自治体）及び避難元自治体からの避難者を受け入れている市町村（受入自治体）からなる協議会を設置する。
- ◆ 協議事項
 - ・長期避難者等の生活拠点を確保するため、移転期間、移転規模、整備方法、制度的課題等について検討・調整
 - ・避難元自治体のニーズに応じて、受入自治体と連携しつつ、災害公営住宅のモデル的整備について検討・調整 他
- ◆ 構成



長期避難者等のための生活拠点の検討の進め方(イメージ)



住民意向調査の実施概要

- 避難期間中の生活環境の改善、避難指示解除を見据えた帰還に向けた諸施策の実施、さらには長期避難者に対する支援策等の具体化を進めるための基礎資料として、避難されている住民の今後の生活再建に向けた意向等を把握するために**住民意向調査を実施**。
- 葛尾村、大熊町において着手済み。その他の関係自治体についても、自治体の意向を踏まえつつ、順次実施する予定。

(1) 調査方法

- ・ 国、県、市町村の共催により実施。
- ・ 調査実施の有無、実施時期、調査項目等については、各市町村の実情を踏まえ、国、県、市町村で協議しつつ、個別に調整。
- ・ 自治体の状況や希望に応じ、複数回の実施も想定。（特に町外コミュニティをはじめ長期避難者を支援するための具体的な施策の実施に当たっては、避難者の生活実態や今後の希望をさらに詳細に把握することが必要）

(2) 調査項目

- ・ 現在の避難先での状況、将来の帰還の意思等の共通調査項目を設定した上で、各自治体が置かれている状況に応じ、個別に調査項目を付加し、各自治体ごとの調査票を作成。

(3) 調査スケジュール（調整中を含む） ※11月9日現在

8月	葛尾村(10/16調査結果(速報版)公表)
9月	大熊町(11/6調査結果(速報版)公表)
11月～	檜葉町、双葉町、浪江町、田村市、飯舘村、富岡町

- ・ 調査票発送から2週間程度で回収。
- ・ 調査結果については、国・県・市町村と協議した上で公表。

- 警戒区域等が見直された市町村を中心に、公共インフラ復旧の工程表を作成し、本格的な復旧に着手。
- 8月に公表した4市町村（広野町、田村市、川内村、南相馬市）に加え、11月に檜葉町・飯舘村の工程表を公表。
現在、富岡町の工程表を作成中。
- 区域見直しの動向等に応じて、さらに対象町村を拡大するとともに、事業の具体化に応じて対象事業を拡充。

工程表の内容

- ① 国、県、市町村等の事業を対象に作成
- ② 対象事業ごとに、復旧・復興に向けた基本的考え方を記載
- ③ 上記の基本的考え方に即して、対象事業ごとに復旧の目標をバーチャートで表示

対象事業及び作成単位

- 市町村単位で作成する事業(例)
海岸、河川、上・下水道、農地・農業用施設、市町村道、海岸防災林の再生、医療施設、学校施設 等
- 路線、施設単位等で作成する事業(例)
し尿処理施設、下水汚泥処理施設、廃棄物処理施設、国道・県道・常磐道、鉄道、漁港等 等

工程表の作成趣旨

- ① 「工程表」の目的は、災害復旧事業を中心として、当面3か年の復旧の見通しについて、現状を「見える化」し、帰還を目指す住民の方々や地域の関係者とも共有化すること。
- ② 工程表は、各施設管理者における進捗管理の基礎となるものであることから、各施設管理者において作成。

公表及び進捗管理

- ① 工程表は、今後、区域見直しや事業の具体化を踏まえ、対象事業や対象区域の拡充を行い、節目節目で見直しを実施。
- ② 作成した工程表は、関係各省、復興庁、福島県及び該当市町村において、ホームページ等で公表。

■工程表のイメージ

	整備主体	被災／稼働状況	H24				H25				H26				H27以降	備考・ポイントなど
			4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
〇〇事業			調査	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
※※事業			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
△△事業			調査	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		

復興庁内自治体担当体制を強化するとともに、関係省庁、現地事務所との
連携チームを編成し、県と共に個別の市町村の**復興計画の具体化・充実を支援**

連携チーム



現地災害対策本部
環境再生事務所 等

関係府省等

内閣府原子力被災者生活支援チーム

関係省庁



警察庁
National Police Agency



総務省
MIC

Ministry of Internal Affairs and Communications



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



国土交通省



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

農林水産省



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry



環境省
Ministry of the Environment

避難元自治体

田村市、南相馬市、
川俣町、広野町、
楢葉町、富岡町、
川内村、大熊町、
双葉町、浪江町、
葛尾村、飯舘村

避難先自治体

福島市、会津若松市、
郡山市、いわき市 等

<主な取組み>

- ①連携チームと県の市町村担当者が、各市町村に出向いて現場の状況把握及び協議を進め、復興計画の具体化・充実を手助け。
- ②具体的には、市町村が策定した復興ビジョン、復興計画等をベースとして、「グランドデザイン」(12市町村共通)も踏まえつつ、市町村ごとの条件に沿った事業の具体化を検討。
- ③協働体制の中で精査された事業については、「避難解除等区域復興再生計画」、「インフラ復旧工程表」や各省庁の事業に反映。

（平成24年9月4日復興庁公表）

【グランドデザインの位置づけ】

1. 福島県・関係市町村からの要請を踏まえ、概ね10年後に向けた避難地域の復興に対する国の取組姿勢を示すもの。
2. グランドデザインの中で示す復興の姿などは、今後、自治体との対話や議論を深めるための素案として示すもの。

福島復興再生特別措置法
福島県全域を対象

福島復興再生基本方針
【閣議決定】

産業復興
再生計画
県全域を対象
【県が作成】
重点推進
計画

避難解除等
区域復興再
生計画
解除された
区域を主に
対象

基本的な
考え方を
反映

施策の
展開を
加速

グランドデザイン

原子力発電所の
事故による
避難地域を対象

【グランドデザインの概要】

I 国の基本姿勢

1. 国は、原子力政策を推進してきた社会的責任を踏まえ、被災者の方々に十分寄り添った取組を責任を持って加速する。
2. 国は、被災者が一日も早く将来の生活設計が描けるよう、①生活環境の回復、②居住環境及び就労の確保、③地域の経済とコミュニティの再生に取り組む。
3. 国は、被災者の方々が誇りと自信を持てるふるさを取り戻し、安全に安心して生活が再建できるよう、最後まで前面に立って取組を実行する。

II 目指すべき復興の姿

震災以前の双葉郡の状況

- ① 地域の人口は、震災以前においても減少傾向（2020年は2010年比▲8.9%）。内陸部では高齢化も進展。
- ② 電力関連産業に大きく依存した経済構造（就業者約3.5万人中、約1万人が東電・その他関連産業等。域内総生産の6割超を占める）。
- ③ 放射線量の高い4町（大熊、双葉、浪江、富岡）が、双葉郡の人口の76%、総生産の67%を占める。

目指すべき復興の姿

短期的な姿（2年後）

- ① 避難指示解除区域を復興の前線拠点とし、解除が見込まれる区域の復旧に繋ぐ。
- ② 避難指示解除準備区域等の環境回復、インフラ復旧、生活基盤の回復を早期に構築。
- ③ 住民が生活の再建に取り組める環境を構築。

中期的な姿（5年後）

- ① 避難指示解除区域が拡大し、隣接地域と一体的に地域全体の復興を加速化。
- ② 産業振興・営農支援等を全面的に進め、生活圏とコミュニティを形成。

長期的な姿（10年後以降）

- ① 将来も健康で安心して定住できる魅力ある地域を形成し、地域や人のつながりを大切にした地域社会の形成を目指す。
- ② 新たな産業、研究・教育機能の集積を図り、原発事故で失われた雇用規模の回復に取り組む。

III 実施すべき取組

上記「復興の姿」を実現するため、国は、①生活環境の再生と社会資本の再構築、②地域を支える産業の再生と雇用の創出、③避難の状況に応じた生活の再建、④放射線対策の強化、のための取組の指針を示し、具体的な取組を一体的に進める。

（平成24年9月4日復興庁公表）

避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針（グランドデザイン）に即して、産業振興・雇用促進を強力に進めるための当面のプラン

具体的な対策

企業の帰還に向けた取組

- 経営相談
- 金融支援
- 税制上の特例
- 規制・手続の特例

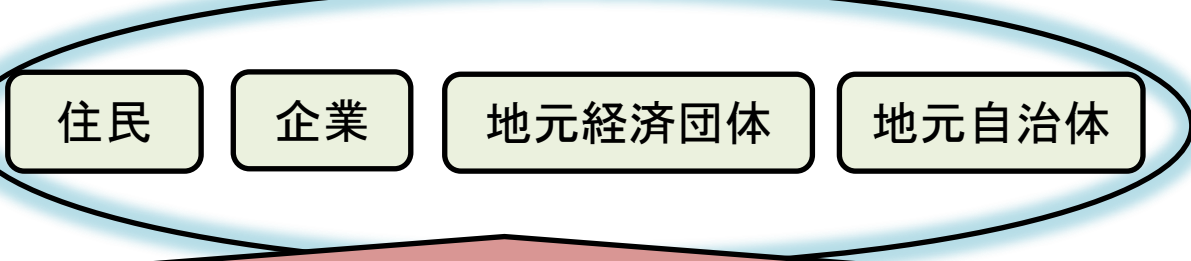
新規投資の促進等

- 増設等の推進
- ソーシヤルビジネスによる雇用・産業創出
- 新産業創出・産業活性化
- 研究開発拠点構想

雇用拡大・就労支援

- ハローワークによる就職支援
- 職業訓練
- 雇用創出事業
- ハローワークによる除染・復興事業の人材確保

個別企業のニーズ等に対応、施策の活用促進に向け、きめ細かいフォローアップ体制を構築



緊密な連携・協力体制の構築

国（復興庁、厚生労働省、経済産業省 ほか）

（平成24年9月4日復興庁公表）

避難地域における農林水産業の再生のための道筋として、帰還の取組を進める際の基本的な考え方、具体的な取組、事業支援メニュー等を提示するもの

営農の再開に向けた取組

○農用地等の除染

- ・国及び市町村が策定する除染実施計画に従って実施。

○農地・農業用施設等の復旧

- ・基幹的水利施設の災害復旧事業を迅速に進めるとともに、県・市町村による農業用施設及び農地の災害復旧事業が進むよう支援。

○農業生産基盤整備の推進

- ・農業の復興及び再生のための生産基盤整備を推進。
- ・農道や集落道についても一体的に整備。

○農業に係る環境モニタリング等

- ・農地土壌、農業用水等のモニタリングの継続的な実施、情報発信により国民の理解を得る。

○地域の農業再生に向けた計画づくり

- ・避難指示解除後の農業の再生に向けて、市町村、ＪＡ、生産者等の関係者により、地域の今後の農業のあり方について検討。

○営農再開に向けた条件整備

- ・営農再開に向けた地域の取組推進
- ・農業系廃棄物の処分
- ・生産者等による施設、機械等の補修・整備
- ・試験栽培の実施
- ・施設、機械等の整備等に対する支援

○食品の検査の実施と情報の提供

○風評被害対策

林業・木材産業再生に向けた取組の推進

- ・現地の状況を勘案し、県や市町村等による路網整備、森林所有者による森林整備を推進。
- ・木質バイオマス発電施設等の整備に対する支援を実施。

漁業の再開に向けた検討

- ・放射性物質の値が低い一部の魚種から、水産物の安全・安心を確保しつつ漁業再開が可能か検討。

区域外での事業再開等

- ・被災地から他の地域へ移転せざるを得ない被災農家等に対し、受入情報の提供等営農の再開に向けた支援を実施。

本年1月1日に全面施行した放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づく基本方針にのっとり、環境省を中心に除染を推進。人の健康の保護の観点から必要な地域について優先的に除染を実施。除染に伴い発生した土壌等は、安全に収集・運搬、仮置き、処分する。

除染特別地域(直轄地域)

- 国が直接除染を行う地域。警戒区域又は計画的避難区域であったことのある福島県内の11市町村(※)を指定。
- 各市町村の意向を踏まえつつ、それぞれの特別地域内除染実施計画を策定し、それに沿って取り組む。

※檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域。田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域。

市町村が除染を行う地域(非直轄地域)

- 市町村が中心となって除染を行う地域。毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む8県(※)104市町村を汚染状況重点調査地域として指定。
- 各市町村が調査測定を行い、その結果などを踏まえて除染実施計画を策定し、それに沿って除染を推進。
- 国は、財政的措置や技術的措置を講ずる。

※岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県

58

87市町村において、放射線物質汚染対処特措法に基づく除染実施計画の協議を終了
(除染に関する緊急実施基本方針に基づく除染計画を策定した市町村を併せると95市町村)

都道府県名	市町村数	汚染状況重点調査地域として指定された市町村		
		協議済市町村	計画案協議中市町村	調整中
岩手県	3	一関市、奥州市、平泉町 (3市町村)		
宮城県	9	白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、山元町、亘理町 (8市町村)		石巻市
福島県	41	福島市※、須賀川市※、相馬市※、二本松市※、伊達市※、桑折町※、国見町※、大玉村※、鏡石町※、天栄村、会津坂下町、湯川村※、会津美里町、西郷村※、泉崎村※、中島村※、矢吹町※、棚倉町※、鮫川村※、玉川村※、平田村※、浅川町※、古殿町※、小野町※、広野町※、新地町※、田村市※、川俣町※、川内村※ (29市町村) ※は、除染に関する緊急実施基本方針に基づく除染計画を策定した市町村	郡山市※、いわき市※、白河市※、本宮市※、石川町※、三春町※、南相馬市※ (7市町村)	三島町、昭和村、矢祭町、塙町、柳津町
茨城県	20	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町、利根町 (19市町村)		鉾田市
栃木県	8	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町 (8市町村)		
群馬県	12	桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町、川場村 (9市町村)	安中市	片品村、みなかみ町
埼玉県	2	三郷市、吉川市 (2市町村)		
千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市 (9市町村)		
計	104	87	8	9

3 復興関連諸制度

3-1 復興庁の体制

(10月4日時点)

復興庁

※職員約330名
(その他非常駐の併任者が約320名)

内閣総理大臣: 野田 佳彦

復興大臣: 平野 達男

副大臣: 黄川田 徹
(岩手復興局、地震・津波災害からの復興を中心とした事項担当)

副大臣: 今野 東
(原子力災害からの復興・再生等担当)

副大臣: 前川 清成
(事業者再生支援機構担当)

大臣政務官: 郡 和子
(宮城復興局、地震・津波災害からの復興を中心とした事項担当)

大臣政務官: 金子 恵美
(福島復興局、原子力災害からの復興・再生担当)

大臣政務官: 橋本 清仁
(地震・津波災害からの復興を中心とした事項担当)

大臣政務官: 加賀谷 健
(事業者再生支援機構担当)

東京本庁 ※職員約200名

岩手復興局
(盛岡市)
※職員約30名強

宮古支所

釜石支所

宮城復興局
(仙台市)
※職員約50名弱

気仙沼支所

石巻支所

福島復興局
(福島市)
※職員約40名弱

南相馬支所

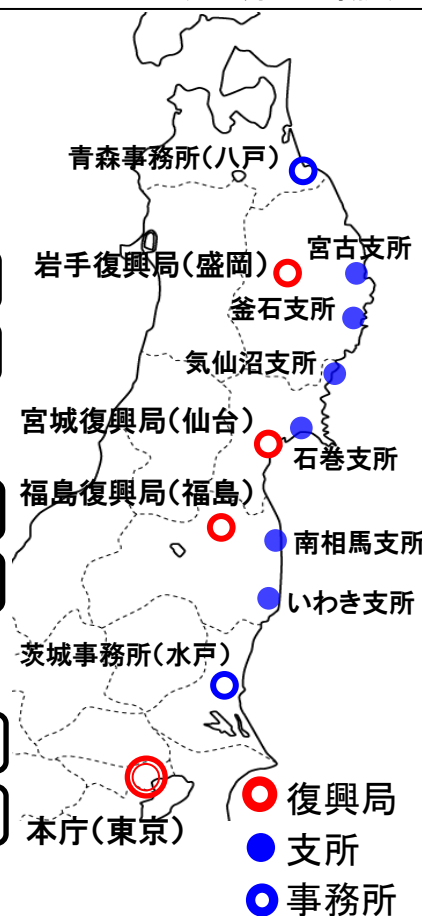
いわき支所

青森事務所

茨城事務所

復興推進会議(閣僚級会合)

復興推進委員会(有識者会合) 委員長: 五百旗頭真



○委員

委員長:

五百旗頭 真 公立大学法人熊本県立大学理事長、
公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構理事長

委員長代理:

御厨 貴 東京大学客員教授

委員:

飯尾 潤 政策研究大学院大学教授
牛尾 陽子 公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
大井 誠治 岩手県漁業協同組合連合会代表理事会長
清原 桂子 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構
副理事長
佐藤 雄平 福島県知事
重川 希志依 富士常葉大学大学院環境防災研究科教授
達増 拓也 岩手県知事
星 光一郎 福島県社会福祉施設経営者協議会長
堀田 力 弁護士、公益財団法人さわやか福祉財団理事長
村井 嘉浩 宮城県知事
横山 英子 仙台経済同友会幹事、
(株)横山芳夫建築設計監理事務所代表取締役社長
吉田 文和 共同通信社編集局長

(五十音順、敬称略)

○審議の経緯

第1回(平成24年3月19日)

- ・運営要領
- ・今後の進め方
- ・復興の課題について報告

現地調査

- ・福島県(4月27日)
- ・宮城県(5月15日)
- ・岩手県(5月16日)

第2回(平成24年6月5日)

- ・現地調査報告
- ・政府報告
- ・自由討議

第3回(平成24年8月1日)

- ・政府報告
- ・中間報告に向けた討議

第4回(平成24年9月14日)

- ・中間報告(案)について
- ・今後の進め方について

平成24年度中間報告(平成24年9月)

1. 被災者支援

- ・東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年4月27日法律第29号）
- ・地方税法の一部を改正する法律（平成23年4月27日法律第30号）
- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）
- ・東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成23年6月8日法律第64号）
- ・東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律（平成23年6月15日法律第68号）
- ・東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律（平成23年6月21日法律第69号）【※当該法律の特例期間については、平成23年11月30日をもって終了】
- ・東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成24年法律第6号）

2. 復旧事業・まちづくり

- ・東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成23年4月29日法律第33号）
- ・東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年8月18日公布法律第99号）
- ・東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律（平成23年4月29日法律第34号）
- ・東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成23年5月2日法律第43号）
- ・津波対策の推進に関する法律（平成23年6月24日法律第77号）

3. 事業再生

- ・東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成23年6月29日法律第80号）
- ・農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律（平成23年8月3日法律第89号）
- ・株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年11月28日法律第113号）

4. 自治体等支援

- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）【再掲】
- ・平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成23年5月2日法律第41号）
- ・東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（平成23年8月30日法律第102号）
- ・平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年12月2日法律第116号）
- ・東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年2月15日法律第1号）
- ・東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成24年6月20日法律第36号）

5. 原子力災害

- ・原子力損害賠償支援機構法（平成23年8月10日法律第94号）
- ・平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成23年8月5日法律第91号）
- ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第110号）
- ・東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年8月12日法律第98号）
- ・東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年5月2日法律第40号）
- ・東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年8月12日法律第96号）
- ・福島復興再生特別措置法（平成24年3月31日法律第25号）
- ・原子力規制委員会設置法（平成24年6月27日法律第47号）
- ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年6月27日法律第48号）

6. 復興施策

- ・東日本大震災復興基本法（平成23年6月24日法律第76号）
- ・東日本大震災復興特別区域法（平成23年12月14日法律第122号）
- ・復興庁設置法（平成23年12月16日法律第125号）

7. その他（財源確保、選挙の特例など）

- ・東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（平成23年5月2日法律第43号）
- ・平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律（平成23年7月29日法律第88号）
- ・平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額減額特例に関する法律（平成23年3月31日法律第11号）
- ・東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年12月22日法律第117号）
- ・東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年12月2日法律第118号）
- ・平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成23年3月22日法律第2号）
- ・平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年5月27日法律第55号）
- ・東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律（平成23年5月2日法律第44号）
- ・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年2月29日法律第2号）
- ・国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律（平成24年4月27日法律第29号）
- ・特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成24年3月31日法律第15号）
- ・災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年6月27日法律第41号）

3-3 復興関係予算

(単位:億円)

23年度1次補正予算	23年度2次補正予算	23年度3次補正予算	24年度予算
(1)災害救助等関係経費 4,829 (2)災害廃棄物処理事業費 3,519 (3)災害対応公共事業関係費 12,019 (4)施設費災害復旧費等 4,160 (5)災害関連融資関係経費 6,407 (6)地方交付税交付金 1,200 (7)その他の関係経費 8,018 ※1	1. 原子力損害賠償法等関係経費 2,754 (1)原子力損害賠償法関係経費 2,474 (2)原子力損害賠償支援機構法関係経費 280 2. 被災者支援関係経費 3,774 (1)二重債務問題対策関係経費 774 (2)被災者生活再建支援金補助金 3,000 3. 東日本大震災復興対策本部運営経費 5 4. 東日本大震災復旧・復興予備費 8,000 5. 地方交付税交付金 4,573	(1)災害救助等関係経費 941 (2)災害廃棄物処理事業費 3,860 (3)公共事業等の追加 14,734 (4)災害関連融資関係経費 6,716 (5)地方交付税交付金 16,635 (6)東日本大震災復興交付金 15,612 (7)原子力災害復興関係経費 3,558 (8)全国防災対策費 5,752 (9)その他の関係経費 24,631	(1)災害救助等関係経費 762 (2)災害廃棄物処理事業費 3,442 (3)公共事業等の追加 5,091 (4)災害関連融資関係経費 1,210 (5)地方交付税交付金 5,490 (6)東日本大震災復興交付金 2,868 (7)原子力災害復興関係経費 4,811 (8)全国防災対策費 4,827 (9)その他の関係経費 3,999 (10)東日本大震災復興予備費 4,000 (11)国債整理基金特会への繰入 1,253
計40,153	計19,106	※2 計92,438	※4 計37,754

※1 財務省公表資料(一次補正歳出額)に記載されている既定経費の減額(37,102億円)については計に含めず。

※2 財務省公表資料(三次補正歳出額)に記載されている年金臨時財源の補てんやB型肝炎関係経費等は計に含めず。

※3 平成23年度4次補正予算(2兆5,345億円)及び平成24年度予算の一般会計予算予算総則において、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の借入れ又は社債に係る債務について、政府保証枠5,000億円を設定。

※4 このうち、復興庁設置法に基づき、復興庁において20,433億円を一括して計上。

※5 4つの「計」の単純な合計:約18.9兆円

(注)「5年間で少なくとも19兆円」の復興事業規模との関係:

23年度1次～3次補正:14兆円台半ば(除染費用など東京電力への求償が想定される経費等除き)+24年度当初:3.4兆円(予備費除き)-24年度当初除染:0.5兆円+その他地方が実施する緊急防災・減災事業(地方単独事業を含む):0.6兆円≒18兆円程度

3-3 (参考)復興特別会計と復興庁所管予算等との関係

(金額は平成24年度予算)

復興特別会計予算 (3兆7,754億円)

復興庁所管予算 (2兆0,433億円)

<具体例> (1兆7,321億円)

- 全国防災※
- 地方交付税交付金
- 復興予備費
- 警察等災害の
対処能力向上 等

<具体例> 復興一括交付金 2,868億円、復興調整費 50億円 等

復興関係事業費の一括計上予算
(1兆7,429億円)

<具体例>

- 被災地における公共事業等 4,881億円
- 原子力災害復興関係 4,569億円
- 災害廃棄物処理事業 3,442億円 等

※全国防災とは、「東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策」(「東日本の復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定))を指す。

3-4 復興特区制度①

(1) 復興特区制度の概要

- 地方公共団体が作成する復興特区に係る計画に基づき、規制・手続の特例、税・財政・金融上の特例、土地利用再編の特例を活用。
- 地域の提案に基づき「国と地方の協議会」の協議等を経て、新たな特例等を追加・拡充。

特例措置

規制・手続等の特例

- ・公営住宅の入居基準の緩和
- ・農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー施設等の整備の開発許可特例 等

税制上の特例

- ・特別償却・税額控除
- ・被災雇用者に対する給与等支給額の10%の税額控除
- ・新規立地新設企業を5年間無税 等

財政・金融上の特例

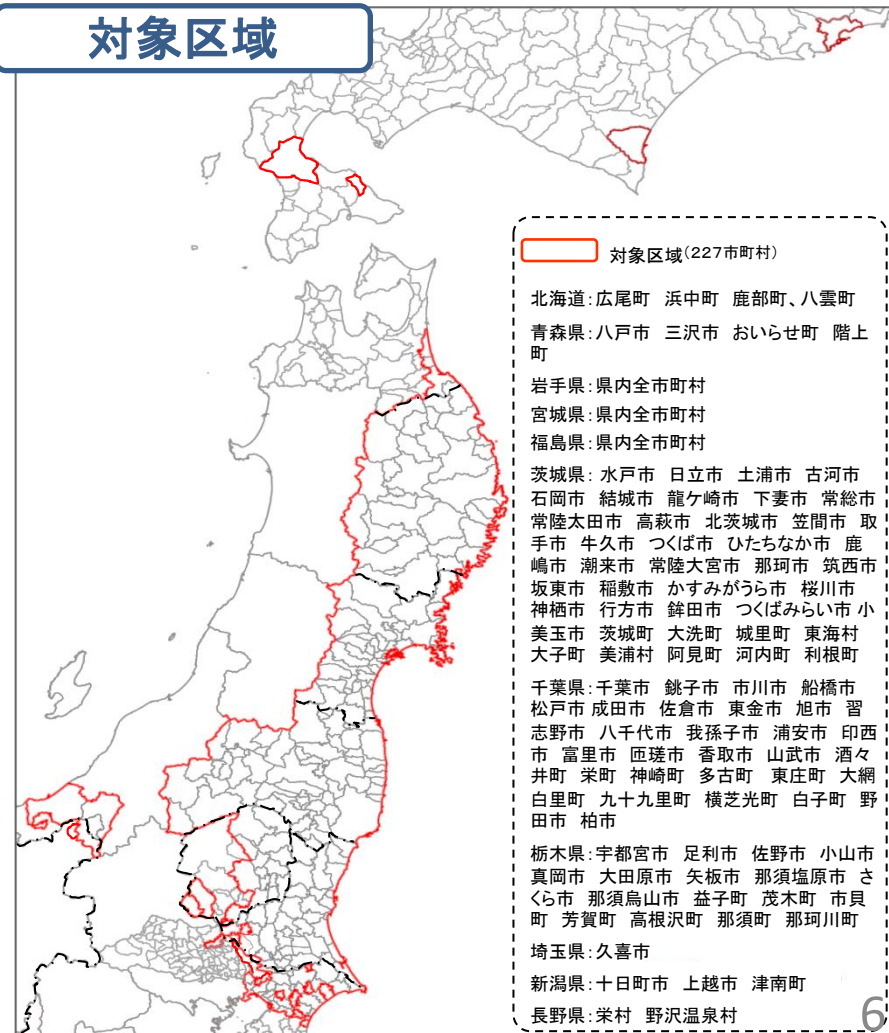
- ・復興交付金
- ・利子補給金

土地利用再編の特例

- ・既存の土地利用計画(都市、農地、森林等)の枠組みを超えて迅速な土地利用再編を行う特別措置
- ・津波避難建物の容積率緩和 等

国と地方の協議会を通じて特例措置を追加・充実

対象区域



- 規制・手続、税制上の特例措置等を内容とする復興推進計画の申請、認定が進んでいるところ。
- 土地利用再編のための特例措置等を講ずる復興整備計画についても、策定、公表が進んでいるところ。

① 復興推進計画

これまでに、以下のとおり、26件の復興推進計画について認定を行ったところ。(次頁参照)

- (1) 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の5県について、製造業、サービス業等を対象とした税制上の特例(機械装置の即時償却、新規立地企業の5年間無税等)を含む計7計画を認定。
- (2) 岩手県、宮城県、福島県の3県について、医療技術者の資格、医師の配置基準、特別老人ホーム等の施設や薬局に係る設備・運営基準に関する規制の特例を含む計6計画を認定。
- (3) この他、個別の市が作成した金融上の特例(利子補給金)を含む計画や農業振興のための税制上の特例や規制の特例を含む計13計画を認定。

② 復興整備計画(既存の土地利用計画の枠組みを超えて、手続きのワンストップ処理等の特例措置を創設)

岩手県の9市町村、宮城県の12市町、福島県の4市町において復興整備協議会が組織され復興整備計画が公表された。この協議会には、復興局長が構成員となり、復興局は市町村、県、各省の調整が円滑に行われるよう支援。

3-4 (参考) 復興特区制度③

(参考)復興推進計画の認定状況 ※赤:税制上の特例等、青:規制の特例、緑:個別の市が作成した計画

(平成24年11月6日現在)

	認定日	申請主体	計画の概要	計画の効果
青森	3月2日	青森県・4市町	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) ・工場立地法等に基づく緑地等規制の特例	グリーンイノベーション関連産業、食品関連産業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	6月26日	三沢市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	冷凍食品製造工場の整備が促進される。
	10月12日	八戸市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	冷凍・冷蔵施設の整備が促進される。
岩手	2月9日	岩手県	・医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 ・薬局等構造設備規則の特例 等	医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり、訪問リハビリ事業所や薬局の整備が促進される。
	3月30日 (8月28日 変更認定)	岩手県	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) ・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和	電子機械製造関連産業などの製造業や医薬品関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	8月3日	釜石市	・用途規制の緩和に係る特例(建築基準法の特例)	工業専用地域において、商業施設の整備が促進される。
宮城	2月9日 (5月25日 変更認定)	宮城県・34市町村	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) ・工場立地法等に基づく緑地等規制の特例	ものづくり産業(自動車関連産業、高度電子機械産業等)について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	3月2日	仙台市	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	農業及び農業関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	3月23日	塩竈市	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) ・金融上の特例(利子補給金の支給)	観光関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進されるとともに、観光関連産業及び水産加工業の中核施設整備が促進される
	3月23日	石巻市	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) ・指定会社に対する出資に係る税制上の特例(国税)	商業、福祉・介護業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。まちづくり会社の財務基盤が強化され、同社のまちづくり支援活動が活性化される。
	3月23日	石巻市	・農地法の特例(農地転用許可基準の緩和)	乾燥調製貯蔵施設の迅速な整備が実現する。
	4月10日	宮城県	・医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 ・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和 等	医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり、訪問リハビリ事業所や薬局の整備が促進される。 事業者には設置が義務付けられている責任者の確保が容易になり、医療機器製造販売業の立地が促進される。
	6月12日	宮城県・17市町村	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	情報サービス関連産業(ソフトウェア業、コールセンター、データセンター等)について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。

3-4 (参考) 復興特区制度④

(参考)復興推進計画の認定状況② ※赤:税制上の特例等、青:規制の特例、緑:個別の市が作成した計画

(平成24年11月6日現在)

	認定日	申請主体	計画の概要	計画の効果
宮城	7月27日 (9月28日 変更認定)	石巻市	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	商業及び観光関連産業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	9月28日	七ヶ浜町	・用途規制の緩和に係る特例(建築基準法の特例)	町内中心部の高台地区(第一種中高層住居専用地域)において、第二種中高層住居専用地域と同様の一定規模の事務所の建築が可能となる。
	9月28日	宮城県・11市町	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	農業及び農業関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	11月6日	女川町	・用途規制の緩和に係る特例(建築基準法の特例)	海岸近くの一部区域において、漁業関連施設や水産加工施設等の建設を可能とする。
福島	3月16日	福島県	・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和	事業者に設置が義務付けられている責任者の確保が容易になり、医療機器製造販売業の立地が促進される。
	4月20日	福島県・59市町村	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	輸送用機械、電子機器、医療・福祉機器関連産業等について、企業の新規立地・投資並びに被災者の雇用が促進される。
	4月20日	会津若松市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	製造業の中核施設整備が促進される。
	4月20日	福島県	・医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 等	医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり、訪問リハビリ事業所の整備が促進される。
	7月27日	南相馬市	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	応急仮設建築物の存続期間について、期間を延長することが可能となり、仮設施設の整備を通じ中小企業等の再建が促進される。
	8月3日	福島県・59市町村	・確定拠出年金に係る中途脱退要件の緩和	脱退一時金を地域振興事業に要する資金の一部に活用することを通じ、地域の活性化を促進する。
茨城	3月9日 (9月28日 変更認定)	茨城県・13市町村	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) ・工場立地法等に基づく緑地等規制の特例	自動車関連産業、基礎素材産業、電気・機械関連産業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	10月30日	茨城県・40市町村	・確定拠出年金に係る中途脱退要件の緩和	脱退一時金を地域振興事業に要する資金の一部に活用することを通じ、地域の活性化を促進する。
栃木	11月6日	高根沢町	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	仮設校舎の存続期間を延長することが可能となり、地域児童の学習機会を適正に確保する。

3-4 (参考) 復興特区制度⑤

(参考)復興整備計画(土地利用再編の特例)

既存の土地利用計画(都市、農地、森林等)の枠組みを超えて、迅速な土地利用再編を行う特例措置を創設し、地域の実情に応じた復興まちづくりを速やかに実現

事業に必要な許可の特例・手続のワンストップ処理

現状と課題

- ①事業実施のために必要な許可が得られない(市街化調整区域における開発許可、農地転用の許可等)
- ②事業実施のためには複数の許可が必要(開発許可、農地転用の許可等)

計画に基づく事業の実施

- ◆市街化調整区域における開発行為、農地転用等について特例的に許可
- ◆開発許可、農地転用の許可等、事業に必要な複数の許可手続をワンストップで処理
- ◆都市計画や農用地利用計画等の決定・変更手続についても、ワンストップで処理

新しいタイプの事業制度の創設

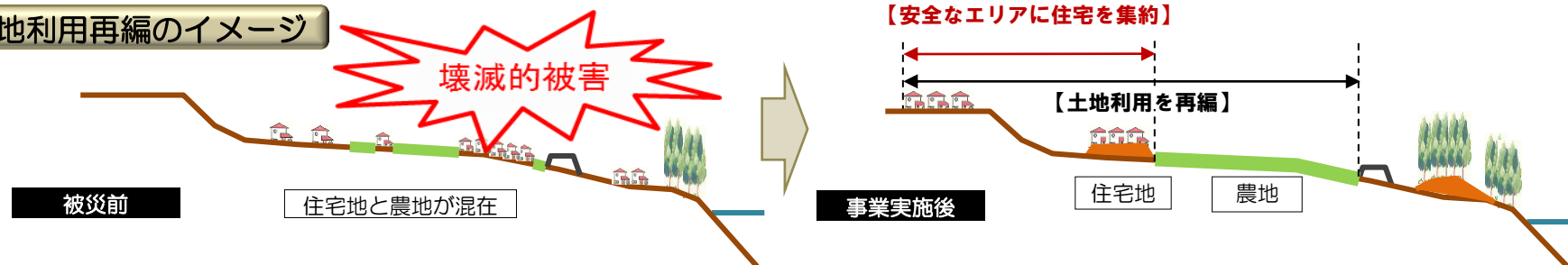
現状と課題

- ③住宅地と農地が混在するなど、被災地の実態に即した事業手法が必要

計画に基づく事業の実施

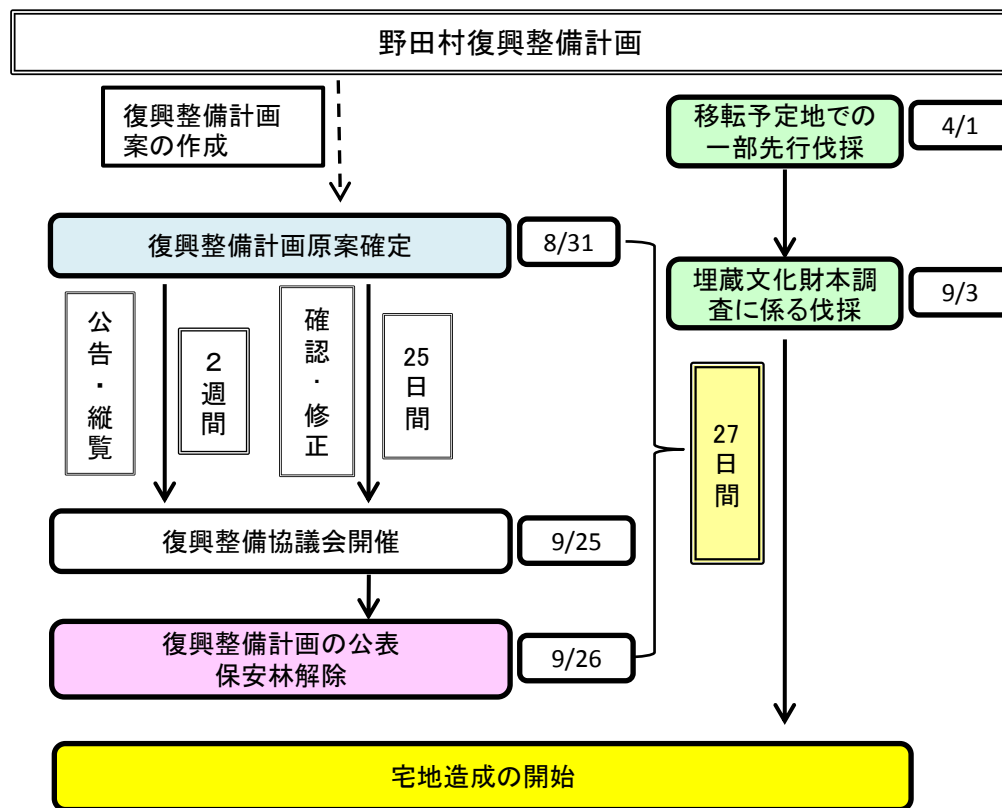
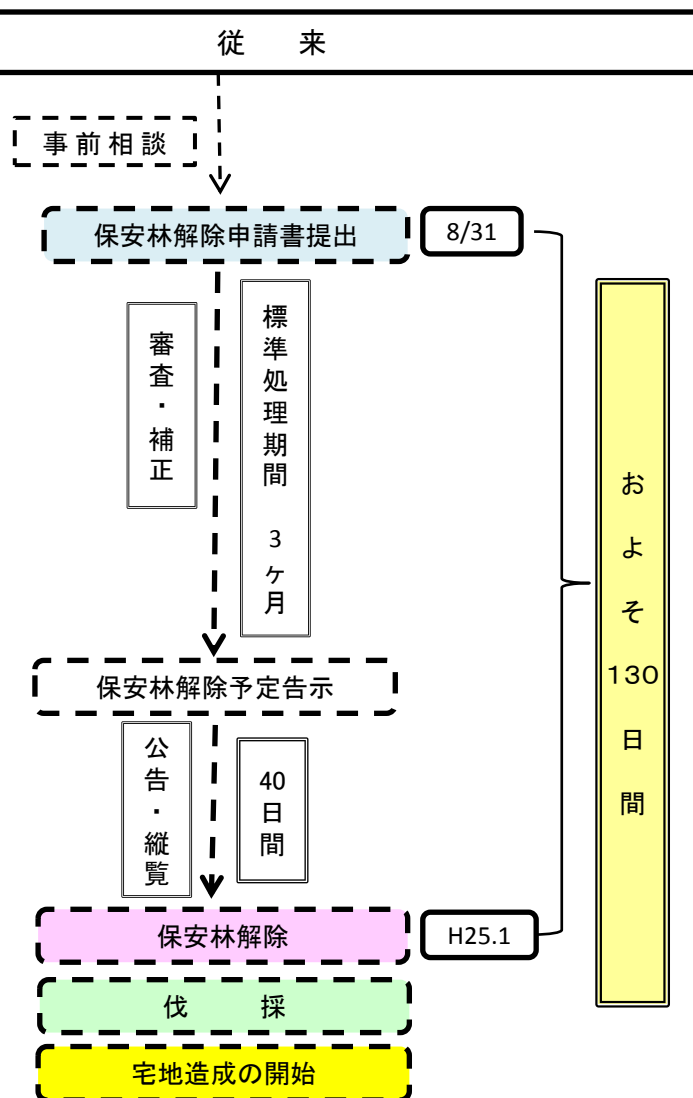
- ◆住宅地と農地を一体的に交換・整備する事業
- ◆市街化調整区域内でも土地区画整理事業を実施可能に
- ◆防災集団移転促進事業について、住宅用地のみならず、医療施設等についても国費負担対象に

土地利用再編のイメージ



3-4 (参考) 復興特区制度⑥

- 復興整備計画の作成により、保安林解除の手續に要する期間を従来の約1／4(約130日間→27日間)に短縮。
- 先行的な伐採も進めることにより、埋蔵文化財調査や事業着手を大幅に前倒し。



3-4 (参考) 復興特区制度⑦

(参考)復興整備計画の公表状況①

(平成24年11月2日現在)

地域		地区名等	事業	公表日
岩手	宮古市	崎山地区	・集団移転促進事業	9月26日
		迫切・浦野沢地区	・漁業集落防災機能強化事業	9月26日
	大船渡市	門之浜地区、小細浦地区、田浜地区、崎浜地区	・集団移転促進事業	3月30日
		泊地区	・集団移転促進事業	10月30日
	久慈市	久慈湊・大崎地区	・都市施設の整備に関する事業(道路整備事業) ・漁業集落防災機能強化事業 ・災害公営住宅整備事業 ・避難路整備事業 ・津波避難施設整備事業	8月1日
		長内町元木沢地区、宇部町久喜地区	・都市施設の整備に関する事業(道路整備事業) ・漁業集落防災機能強化事業 ・災害公営住宅整備事業 ・津波避難施設整備事業	8月1日
				10月30日 (長内町元木沢地区の漁業集落防災機能強化事業及び災害公営住宅事業の農地転用許可みなし)
		長内町玉の脇地区	・都市施設の整備に関する事業(道路整備事業) ・漁業集落防災機能強化事業 ・災害公営住宅整備事業	8月1日
	陸前高田市	長部地区	・集団移転促進事業	3月30日
				8月1日 (農地転用許可みなし)
				9月26日 (土地利用基本計画の森林地域の変更みなし及び地域森林計画区域の変更みなし)
		今泉地区	・土地区画整理事業	3月30日
				8月1日 (農地転用許可みなし)
				9月26日 (土地利用基本計画の森林地域の変更みなし及び地域森林計画区域の変更みなし)
		高田地区、高田東地区、高田西地区	・土地区画整理事業 ・都市施設の整備に関する事業(津波復興拠点事業)	3月30日
				8月1日 (高田地区の農地転用許可みなし、高田西地区の土地利用基本計画の森林地域の変更みなし及び地域森林計画区域の変更みなし)
	釜石市	荒川地区	・土地改良事業 ・集団移転促進事業	9月26日 (高田地区の土地利用基本計画の森林地域の変更みなし及び地域森林計画区域の変更みなし)
				8月2日
		鵜住居地区	・土地区画整理事業 ・都市施設の整備に関する事業(津波復興拠点事業、地域屋外スポーツセンター整備事業、道路事業)	8月2日
				9月26日 (農地転用許可みなし)

3-4 (参考) 復興特区制度⑧

(参考)復興整備計画の公表状況②

(平成24年11月2日現在)

地域	地区名	事業	公表日	
岩手	釜石市	東部地区	・土地区画整理事業 ・都市施設の整備に関する事業(都市公園事業)	8月2日
	嬉石松原地区、平田地区	・土地区画整理事業	8月2日	
	尾崎白浜地区、根浜地区、箱崎地区、本郷地区	・集団移転促進事業	8月2日 9月26日 (箱崎地区の農地転用許可みなし) 10月30日 (尾崎白浜地区の農地転用許可みなし)	
	片岸地区	・土地区画整理事業 ・都市施設の整備に関する事業(都市公園事業) ・産業用地整備事業	8月2日	
	桑ノ浜地区、花露辺地区、室浜地区	・集団移転促進事業 ・漁業集落防災機能強化事業	8月2日 9月26日 (室浜地区の農地転用許可みなし)	
	小白浜地区	・集団移転促進事業 ・都市施設の整備に関する事業(新校舎(体育館)建設事業、公民館施設整備事業、防災拠点機能整備事業)	8月2日 10月30日 (集団移転促進事業の農地転用許可みなし)	
	箱崎白浜地区、両石地区	・集団移転促進事業 ・都市施設の整備に関する事業(道路事業)	8月2日 9月26日 (箱崎白浜地区の集団移転促進事業の農地転用許可みなし)	
	水海地区	・都市施設の整備に関する事業(都市公園事業)	8月2日	
	嬉石漁港地区、大石漁港地区、片岸漁港地区、 仮宿漁港地区、桑ノ浜漁港地区、佐須漁港地区、白浜(釜石)漁港地区、平田 漁港地区、室浜漁港地区	・漁港施設機能強化事業	8月2日	
	大石地区、仮宿地区、佐須地区、新浜町地区	・漁業集落防災機能強化事業	8月2日	
	山田町	織笠地区	・集団移転促進事業	3月30日
	岩泉町	小本駅前地区	・都市防災総合推進事業	9月26日
		小本・中野・小本駅西地区	・漁業集落防災機能強化事業	9月26日
	田野畑村	明戸地区	・サケふ化場整備事業	8月1日
		羅賀地区(1)	・漁業集落防災機能強化事業	8月1日
		羅賀地区(2)、島越地区	・漁業集落防災機能強化事業 ・災害公営住宅整備事業	9月26日
	野田村	城内地区	・土地区画整理事業	3月30日
		城内・米田・南浜地区	・集団移転促進事業	3月30日 9月26日 (土地利用基本計画の森林地域の変更みなし及び地域森林計画区域の変更みなし)
		城内・泉田・米田・南浜地区	・都市施設の整備に関する事業(都市公園事業)	3月30日
		主要地方道野田山形線	・都市施設の整備に関する事業(まちづくり連携道路整備事業)	9月26日

73

3-4 (参考) 復興特区制度⑨

(参考)復興整備計画の公表状況③

(平成24年11月2日現在)

地域		地区名	事業	公表日
宮城	仙台市	田子西地区、田子西隣接地区、南福室地区、上岡田地区、七郷地区、六郷地区、石場地区、荒井公共区画整理地区、荒井東地区、荒井南地区、荒井西地区、荒井駅北地区、仙台港背後地地区、雑子袋地区	・集団移転促進事業	7月9日
		新蛇田地区	・土地区画整理事業	3月30日
	石巻市	鹿立浜地区、小室地区	・集団移転促進事業	3月30日 7月9日 (小室地区の農地転用許可みなし)
		桃浦地区、竹浜地区、小網倉浜、清水田浜地区、給分浜地区、十八成浜地区、鮫浦地区、前網浜地区、名振地区、船越地区、熊沢・大須地区、小指地区	・集団移転促進事業	4月27日 7月9日 (桃浦地区、給分浜地区、十八成浜地区、鮫浦地区、名振地区、小指地区の農地転用許可みなし)
		佐須地区、小竹浜地区、折浜、蛤浜地区、牧浜地区、福貴浦地区、大原浜地区、小淵浜地区、清崎地区、東地区、谷川浜・祝浜地区、立浜地区、小島地区、明神地区、雄勝地区、唐桑地区、水浜地区、分浜地区、相川地区、月浜・吉浜地区、につこり団地地区	・集団移転促進事業	11月2日
		荻浜地区、寄磯浜地区、大浜地区、波板地区、白浜・長塩谷地区、釜谷崎地区	・集団移転促進事業	7月9日
		新渡波地区	・土地区画整理事業	8月7日
		泊浜地区	・集団移転促進事業 ・太陽光発電事業	8月7日
		月浦地区、大谷川浜地区、羽坂・桑浜地区、小泊・大室地区	・集団移転促進事業	8月27日
	塩竈市	桂島地区、寒風沢地区	・集団移転促進事業 ・災害公営住宅事業	11月2日
	気仙沼市	大沢地区、舞根2地区、階上長磯浜地区、登米沢地区、小泉町地区	・集団移転促進事業	5月25日
		只越地区、小鯖地区、舞根1地区、梶ヶ浦地区、小々汐地区、大浦地区、浪板二区地区、波路上内田地区、波路上杉の下地区	・集団移転促進事業	7月9日
		鹿折地区、南気仙沼地区	・土地区画整理事業	9月18日
		赤岩小田地区、赤岩石兜地区、松崎前浜地区、松崎浦田地区、最知川原地区、大谷向山地区、本吉津谷地区、小泉東地区、小泉浜地区	・集団移転促進事業	9月18日
		片浜鹿折線、鹿折駅浜線、魚市場中谷地線、本町宮口下線	・都市施設の整備に関する事業(都市計画道路事業)	9月18日
	名取市	閑上地区	・土地区画整理事業 ・都市施設の整備に関する事業(都市計画道路事業)	3月30日
		下増田地区	・集団移転促進事業 ・災害公営住宅整備事業	9月18日

3-4 (参考) 復興特区制度⑩

(参考)復興整備計画の公表状況④

(平成24年11月2日現在)

地域		地区名	事業	公表日
宮城	岩沼市	玉浦西地区、三軒茶屋西地区	・災害公営住宅整備事業 ・集団移転促進事業	3月30日
				5月30日 (玉浦西地区の市街化調整区域の開 発行為許可みなし)
		相野釜西地区	・太陽光発電事業	11月2日
	東松島市	野蒜北部丘陵地区	・土地区画整理事業	5月30日
				8月7日 (都市計画道路の変更の都市計画決定みなし)
			・集団移転促進事業 ・災害公営住宅整備事業	9月18日 (土地利用基本計画の変更みなし、保安林解除み なし及び地域森林計画区域の変更みなし)
				8月7日
		東矢本駅北地区	・土地区画整理事業 ・集団移転促進事業 ・災害公営住宅整備事業	9月18日 (土地利用基本計画の変更みなし、保安林解除み なし及び地域森林計画区域の変更みなし)
				8月7日
				8月7日
		牛網地区	・集団移転促進事業	8月7日
		矢本西地区、月浜地区、大浜地区、室浜地区	・集団移転促進事業 ・災害公営住宅整備事業	8月7日
	亶理町	荒浜中野地区、亶理江下地区、吉田舟入北地区、 吉田南河原地区、吉田大谷地地区	・集団移転促進事業 ・災害公営住宅整備事業	7月9日
				7月9日
		浜吉田地区	・いちご選果場整備事業	7月9日
		吉田上塚地区	・集団移転促進事業	7月9日
	山元町	亶理地区、吉田地区	・災害公営住宅整備事業	11月2日
		山下地区	・災害公営住宅整備事業	3月30日
	七ヶ浜町	菖蒲田浜中田地区、花洲浜笹山地区	・集団移転促進事業	11月2日
				11月2日
		菖蒲田浜地区	・災害公営住宅整備事業	11月2日
	女川町	松ヶ浜西原・松ヶ浜地区	・集団移転促進事業 ・災害公営住宅整備事業 ・地区避難所整備事業	11月2日
		鷺神浜他	・土地区画整理事業	3月30日
		指ヶ浜地区、御前浜地区、尾浦地区、竹浦地区、桐ヶ崎地区、 高白浜地区、横浦地区、大石原浜地区、野々浜地区、 飯子浜地区、塚浜地区、出島地区、寺間地区	・集団移転促進事業	7月9日
		中心部地区	・土地区画整理事業	9月18日
		荒立西地区、荒立東地区、内山地区、小乗浜地区、大原西地区、 宮ヶ崎地区、堀切山地区、清水地区	・集団移転促進事業	9月18日

3-4 (参考) 復興特区制度⑪

(参考)復興整備計画の公表状況⑤

(平成24年11月2日現在)

地域		地区名	事業	公表日
宮城	南三陸町	藤浜地区、寄木・葦の浜地区、馬場・中山地区	・集団移転促進事業	7月9日
		志津川東地区	・都市施設の整備に関する事業(津波復興拠点整備事業)	8月3日
			・災害公営住宅整備事業	
			・集団移転促進事業	9月18日
		境地区、長羽地区、田の浦地区、西田・細浦地区、荒砥地区、平磯地区、合羽沢地区、原地区	・集団移転促進事業	8月27日
		名足地区、入谷地区	・災害公営住宅整備事業	8月27日
		志津川地区	・土地区画整理事業	9月18日
		清水地区、志津川西地区、保呂毛・田尻畑地区	・集団移転促進事業	9月18日
		志津川中央地区	・集団移転促進事業	
			・都市施設の整備に関する事業(津波復興拠点整備事業)	9月18日
福島	いわき市	一般国道45号、一般国道398号、一般県道志津川登米線	・都市施設の整備に関する事業(都市計画道路事業)	9月18日
		泊浜地区、中学校上地区、柊沢地区、袖浜地区、松崎地区、波伝谷地区、長清水・寺浜地区	・集団移転促進事業	11月2日
		伊里前地区	・災害公営住宅整備事業	11月2日
		末続地区、金ヶ沢地区	・集団移転促進事業	6月12日
		四倉地区、平沼ノ内地区、平薄磯地区、平豊間地区	・災害公営住宅整備事業	6月12日
	相馬市	久之浜地区、薄磯地区、豊間地区、小浜地区、岩間地区	・市街地開発事業	8月3日
		錦町須賀地区	・集団移転促進事業	8月3日
		刈敷田地区、細田地区、磯部中西地区、鷲山地区、馬場野地区	・災害公営住宅整備事業	6月12日
			・集団移転促進事業	8月3日 (刈敷田地区、鷲山地区の変更)
		南ノ入地区、荒田地区	・集団移転促進事業	6月12日 8月3日 (荒田地区の変更)
	南相馬市	明神前地区、原釜地区	・災害公営住宅整備事業	6月12日
		南海老地区、北海老地区、南屋形地区、鹿島地区、寺内地区、上寺内地区、大内地区、烏崎地区、北右田地区、金沢地区、北泉地区、小川町地区、上洪佐地区、萱浜地区、雫地区、小浜地区、江井地区、小沢地区、上高平地区、大木戸地区、日の出町地区、塚原地区、小高地区、大井地区、岡田地区、福岡地区、角部内地区、蛭沢地区、浦尻地区	・集団移転促進事業	8月6日
		泉地区	・集団移転促進事業 ・植物工場整備事業及び太陽光発電施設等用地造成事業	8月6日
		西川原地区、西町地区	・災害公営住宅整備事業	8月6日
		富倉地区、雁小屋西地区	・集団移転促進事業	8月3日
	新地町	作田東地区、作田西地区、岡地区、雁小屋地区、大戸浜地区		8月3日
			・集団移転促進事業 ・災害公営住宅整備事業	9月25日 (作田東地区、作田西地区、雁小屋地区、大戸浜地区の土地利用計画の変更みなし、地域森林計画の変更みなし及び都市計画法第29条の開発許可みなし)

3-5 復興交付金①

(1) 復興交付金の概要

○ 東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する事業に対し、「東日本大震災復興交付金」を交付。
【平成23年度第3次補正予算:1兆5,612億円 平成24年度予算:2,868億円 平成25年度概算要求:5,827億円】

基幹事業

・被災自治体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化(5省40事業→右表参照)。

効果促進事業等(関連事業)

・基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業
・使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応
(補助率80%、基幹事業費の35%を上限)

地方負担の軽減

- ・①及び②により地方の負担は全て国が手当て
- ① 基幹事業に係る地方負担分の50%を追加的に国庫補助
- ② 地方負担分は地方交付税の加算により全て手当て

執行の弾力化・手続の簡素化

- ・市町村の復興交付金事業計画全体(関連する県事業を含む)をパッケージで復興局、支所等に提出
- ・事業間流用や基金の設置、交付・繰越・変更等に係る諸手続の簡素化

文部科学省	
1	公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新増築・統合)
2	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)
3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業
4	埋蔵文化財発掘調査事業
厚生労働省	
5	医療施設耐震化事業
6	介護基盤復興まちづくり整備事業(「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等)
7	保育所等の複合化・多機能化推進事業
農林水産省	
8	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)
9	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業(被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)
10	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業(麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等)
11	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)
12	漁業集落防災機能強化事業(漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等)
13	漁港施設機能強化事業(漁港施設用地嵩上げ、排水対策等)
14	水産業共同利用施設復興整備事業(水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)
15	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
16	木質バイオマス施設等緊急整備事業
国土交通省	
17	道路事業(市街地相互の接続道路)
18	道路事業(高台移転に伴う道路整備(区画整理))
19	道路事業(道路の防災・震災対策等)
20	災害公営住宅整備事業(災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等)
21	災害公営住宅家賃低廉化事業
22	東日本大震災特別家賃低減事業
23	公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
24	住宅地区改良事業(不良住宅除却、改良住宅の建設等)
25	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等)
26	住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)
27	優良建築物等整備事業(市街地住宅の供給、任意の再開発等)
28	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)
29	住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)
30	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
31	津波復興拠点整備事業
32	市街地再開発事業
33	都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
34	都市再生区画整理事業(市街地液状化対策事業)
35	都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)
36	都市防災総合推進事業(津波シミュレーション等の計画策定等)
37	下水道事業
38	都市公園事業
39	防災集団移転促進事業
環境省	
40	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

3-5 復興交付金②

(2) 第1回～第3回における交付可能額（第1回：3月2日、第2回：5月25日、第3回：8月24日）

① 県別の交付可能額（県別、単位は億円）

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	新潟県	長野県	合 計
事業費	0.2	20.0	2,532.1	4,162.1	1,156.5	78.5	8.1	0.5	57.3	1.0	9.9	8,026.1
（うち第1回）	—	18.3	957.2	1,437.8	603.4	28.2	8.1	—	1.9	—	—	3,054.9
（うち第2回）	—	0.9	980.6	1,703.6	370.9	44.6	—	—	53.9	0.9	9.9	3,165.4
（うち第3回）	0.2	0.8	594.3	1,020.7	182.1	5.7	—	0.5	1.6	0.1	—	1,805.9
国費	0.2	17.0	2,082.0	3,384.8	948.9	63.4	6.1	0.4	44.6	0.9	8.4	6,556.7
（うち第1回）	—	15.7	797.6	1,162.3	505.1	21.9	6.1	—	1.4	—	—	2,510.2
（うち第2回）	—	0.7	798.5	1,418.2	306.1	37.2	—	—	42.0	0.8	8.4	2,611.9
（うち第3回）	0.2	0.6	485.8	804.3	137.7	4.3	—	0.4	1.2	0.1	—	1,434.6

（注）計数は県別に集計した市町村事業、県事業を合計したものである。計数は精査の結果、今後変動があり得る。また、端数処理により合計と一致しない場合がある。

② 主な事業

- ・ 水産・漁港関連施設整備事業（31市町村、約861億円）
- ・ 防災集団移転促進事業（26市町村、約2,396億円）
- ・ 災害公営住宅整備事業（48市町村、約2,013億円）
- ・ 市街地液状化対策事業（11市、約21億円）
- ・ 造成宅地滑動崩落対策事業（18市町村、約361億円）

（注）計数は事業費。

(3) 効果促進事業等の一括配分について

復興交付金の使い勝手を抜本的に向上し、市町村の自由な事業実施による被災地の市街地の再生を加速するため、効果促進事業等の一定割合を一括配分する。

具体的には、

- 防災集団移転促進事業
- 都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
- 市街地再開発事業
- 津波復興拠点整備事業
- 漁業集落防災機能強化事業

の事業費の20%を一括配分し、例えば、以下のような事業については事前の計画提出・承認を要せず実施できることとし、市街地の再生に必要な市町村の幅広いニーズに対応する。

(これまでに4県35市町村に事業費計約604.8億円(国費計約483.9億円)を一括配分)

(実施可能な事業の例)

- ・ 市街地整備のコーディネート費(調査費)や専門家派遣、合意形成支援(調査費)等の市街地整備の促進に必要な調査事業
- ・ 権利関係調整(調査費)、盛土環境整備(事業費)等の土地区画整理の促進に必要な事業
- ・ 生活・健康相談、巡回活動支援(調査費)、被災者向けコミュニティバス運行支援(事業費)等の被災者支援事業
- ・ 防災行政無線や防災備蓄倉庫整備(事業費)、防災訓練(調査費)等の防災関連事業
- ・ 地元企業経営再建指導事業(調査費)、観光資源PR事業(調査費)等の産業立地、観光資源開発事業

※ 総務省まとめ

1 取崩し型復興基金の創設（平成23年度）

東日本大震災からの復興に向けて、被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対応できる資金として、復興基金を創設。

2 復興基金への特別交付税措置（基金の規模）

現在の低金利の状況では従来の運用型基金は有効ではないことから、取崩し型基金により対応することとして、特定被災地方公共団体である9県が基金を設置することとなる場合について、阪神・淡路大震災における措置等を踏まえ、2次補正により増額された既存の特別交付税により措置。

（単位：億円）

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	合 計
80	420	660	570	140	40	30	10	10	1,960

※ 被災者生活再建支援制度等の阪神・淡路大震災後の制度改正や平成23年度補正予算等で国庫補助対象となったものを除き、措置対象を同レベルとした場合の阪神・淡路大震災復興基金の措置額 960億円程度

3 基金の使途・運用

基金を具体的にどのように使うのか、直営方式・財団方式等どのような運用をするかについては、各県の判断に委ねられる。各県においては、きめ細かな事業を実施するという基金の趣旨から、市町村事業に十分に配慮した運用を実施。

4 交付時期

基金の設置について、12月分の特別交付税により措置(平成23年12月14日交付)。

○東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」の各県の活用状況について

※ 総務省まとめ
(単位：百万円)

県 名	基金名	基金規模	特別交付税 措置額	復興基金活用額		〈 参 考 〉		備 考
				平成23年度 (実績額) (①)	平成24年度 (当初予算) (②)	復興基金活用 累計額 (①+②)	〔 うち 市町村への 交付金 〕	
青森県	青森県東日本 大震災復興推進 基金	8,000	8,000	4,000	1,266	5,266	(4,000)	
岩手県	東日本大震災 津波復興基金	42,600	42,000	22,180	5,593	27,773	(21,000)	基金規模には、 寄附金を含む
宮城県	東日本大震災 復興基金	73,199	66,000	48,441	5,270	53,711	(33,000)	基金規模には、 寄附金を含む
福島県	福島県原子力 災害等復興基金	57,000	57,000	28,612	5,718	34,330	(28,500)	
茨城県	茨城県東日本 大震災復興基金	14,000	14,000	7,354	2,402	9,756	(7,000)	
栃木県	栃木県東日本 大震災復興推進 基金	4,000	4,000	2,000	780	2,780	(2,000)	
千葉県	千葉県東日本 大震災市町村 復興基金	3,000	3,000	0	2,000	2,000	(2,000)	
新潟県	(財)新潟県中越 大震災復興基金	1,000	1,000	510	92	602	(500)	財団において特 別会計を設置
長野県	長野県栄村 復興基金	1,000	1,000	0	0	0	今後、栄村震災復興計画に基づ き、所要額を栄村に交付予定	
合 計		203,799	196,000	113,097	23,121	136,218	(98,000)	

○復興基金からの市町村交付金の活用状況について

※ 総務省まとめ
(単位：百万円)

県 名	交付金事業名	市町村交付金額 (既交付額)	交付金活用額		〈 参 考 〉 交付金活用 累計額 (①+②)	備 考
			平成23年度 (実績額) ①	平成24年度 (当初予算) (②)		
青森県	青森県東日本大震災復興推進交付金	4,000	29	483	512	
岩手県	東日本大震災津波復興基金市町村交付金	21,000	2,232	1,269	3,501	
宮城県	東日本大震災復興基金交付金	33,000	1,627	4,336	5,963	
福島県	福島県市町村復興支援交付金	28,500	76	6,961	7,037	
茨城県	市町村復興まちづくり支援事業費交付金	7,000	1,497	1,618	3,115	
栃木県	東日本大震災復興推進事業交付金	2,000	50	470	520	
千葉県	「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金	2,000	—	0	0	
新潟県	東日本大震災復興事業交付金	500	64	197	261	
長野県	長野県栄村復興交付金	0	—	—	0	今後、栄村に所要額が交付される予定
合 計		98,000	5,575	15,334	20,909	

※ 復興基金を活用した市町村への交付金を受けて、市町村が基金を設けるなどしたうえで復興事業を執行。

○東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」を活用した主な事業（県）

※ 平成23年度実績及び平成24年度当初予算ベース
※ 総務省まとめ

【市町村向け交付金】（９８０億円）

- 地域の実情に応じた復興事業を実施するための市町村交付金

【生活支援】（２０億円）

- 被災者の心の健康の保持増進を図るための相談支援
- 仮設住宅における防犯ボランティアへの支援
- 仮設住宅の共同利用施設の維持管理費への補助
- 被災地域住民の足の確保のためのバス運行等に対する支援 など

【住宅対策】（２０億円）

- 災害救助法等の対象とされない被災住宅の補修等への支援
- 住宅再建時における県産材の活用支援 など

【教育文化対策】（３０億円）

- 私立学校・私立博物館等の災害復旧に対する支援
- 部活動に必要な備品の購入や施設の修繕等に対する支援
- 被災地における芸術・文化活動に対する支援 など

【産業復興・地域振興対策】（２００億円）

- 被災商店街の復興支援や地域産業再生のための販路開拓支援
- 被災中小企業の早期復興のための経営相談等による支援
- 小規模農地や補助対象外の農林水産業施設の復旧に対する支援
- 早期の経営再開のために必要なウニ、アワビ等の種苗や家畜用飼料等の導入支援
- 被災農業者向けの農林業復興等に関する研修等への支援
- 被災者の就業支援や事業主の雇用維持に対する支援
- 被災地の観光振興に対する支援 など

【融資への利子補給】（９０億円）

- 県の復興融資を利用した中小企業に対する利子補給
- 経営再建のための融資を活用した被災農林漁業者に対する利子補給
- 二重住宅ローンを抱える被災者に対する利子補給 など

【その他】（２０億円）

- 被災者自らが主体となって実施する復興関連の地域づくり事業への補助
- 震災周年追悼・記念行事開催への支援
- 震災の記録・教訓の伝承や展示 など

○ 復興基金からの市町村交付金を活用した事業例（市町村）

※ 総務省まとめ

【生活支援における事業例】

- 仮設住宅の被災者のための、通院、買い物等に係る循環バス・乗合タクシー等の運行支援
- 被災した市民等に必要な生活支援等の情報を発信する災害情報誌の発行、避難住民に対する広報誌の郵送
- 仮設住宅や避難者居住地区周辺の安全確保のための防犯灯の設置
- 避難者受入自治体における交流会の開催
- 仮設住宅での見守り活動等を実施する災害ボランティアセンターの運営費補助
- 被災地域で新規に開業する診療所に対する開業費用の支援

【住宅対策における事業例】

- 一部損壊住宅の修繕、畳・襖・瓦の入替え等災害救助法適用外経費の支援

【教育文化対策における事業例】

- 被災した児童福祉施設・小中学校における各種備品の整備
- 通学用のバス乗車券の購入補助
- 被災を受けた学校や仮設住宅を巡回する移動図書館の運営
- 青少年のスポーツの練習場所の確保のための移動費支援

【産業復興・地域振興対策における事業例】

- 仮設店舗で開催される被災商店街の復興イベント等に対する助成
- 被災農業者向けの苗木の購入等の支援

3-7 福島復興に向けた制度①（予算等）

（1）予算

23年度	24年度	25年度概算要求
(1)産業振興・雇用 ○福島県原子力災害等復興基金の創設 【3,840億円程度】 ・国際的な医療センター・開発拠点等の整備 及び地域医療の再生 690億円 ・産業復興企業立地補助 1,700億円 ・緊急雇用創出事業基金 800億円 等 ○既存の制度等を活用した追加的予算措置による機動的対応 【1,500億円程度】 ・再生可能エネルギーの研究開発及び関連施設の整備 1,000億円の内数 等 (2)インフラ整備 ○東日本大震災復興交付金 1兆5,612億円 等 (3)除染・健康管理等 ○福島原子力被災者・子ども健康管理基金の創設 (健康管理事業・除染) 962億円 ・全県民の健康診断 など ○除染の緊急実施 2,179億円 ○除染等の実施 1,997億円 ○中間貯蔵施設の設置に向けた取組 11億円 ○福島県原子力被害応急対策基金 404億円 ・子供のリフレッシュキャンプ、学校給食の検査 等	(1)産業振興・雇用 ◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業、 仮設工場・店舗の整備 550億円 ◎農林水産業への支援 422億円 ◎雇用の確保 118億円 ○福島避難解除等区域生活環境整備事業 42億円 (2)インフラ整備 ◎東日本大震災復興交付金 2,868億円 ◎災害復旧事業 2,605億円 ◎復興関係公共事業 2,389億円 (3)除染・健康管理等 ◎放射性物質により汚染された土壌等の除染 3,721億円 ○中間貯蔵施設の設置に向けた取組 20億円	(1)産業振興・雇用 ◎津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 事項要求 ◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業、 仮設工場・店舗の整備 事項要求 ○研究開発拠点等整備 380億円 (医療機器開発、環境創造、放射線医学等) ○再生可能エネルギー導入支援等 145億円 (浮体式洋上風力発電の実証研究等) ◎農林水産業への支援 371億円 ◎雇用の確保 556億円 ・震災等緊急雇用対応事業 500億円 ○福島避難解除等区域生活環境整備事業 25億円 (2)インフラ整備 ◎東日本大震災復興交付金 5,827億円 ◎災害復旧事業 6,897億円 ◎復興関係公共事業 3,413億円 (3)除染・健康管理等 ◎放射性物質により汚染された土壌の除染 4,996億円 ○中間貯蔵施設の設置に向けた取組 139億円＋事項要求

(注)◎についての事業費は被災県の合計であり、その一部が福島県で実施される。

（2）平成25年度税制改正要望

- 避難解除区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等の避難指示解除準備区域への拡大(拡充)
- 避難解除区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等の新規事業者への適用(拡充)

（１）損害賠償

○原子力損害賠償支援機構法（平成23年8月10日法律第94号）

…東京電力福島原子力発電所の事故による大規模な原子力損害を受け、政府として、①被害者への迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置、②東京電力福島原子力発電所の状態の安定化・事故処理に係る事業者等への悪影響の回避、③電力の安全供給の3つを確保するため、国民負担の極小化を図ることを基本として、損害賠償に関する支援を行うための所要の措置を講ずるもの。

○平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成23年8月5日法律第91号）

…東北地方太平洋沖地震に伴う原発事故による被害に係る応急の対策に関する緊急の措置として、当該事故による損害を迅速に填補するための国による仮払金の支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に関し必要な事項を定めるもの。

（２）除染

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第110号）

…東北地方太平洋沖地震に伴う原発事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、原子力事業者等が講ずべき措置について定めるもの。

（３）復興・再生

○福島復興再生特別措置法（平成24年3月31日法律第25号）

…原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、原子力災害からの福島の復興及び再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めるもの。

（４）被災者支援

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年8月12日法律第98号）

…東日本大震災における原発事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができる特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定めるものとするもの。

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年8月12日法律第96号）

…東日本大震災における原発事故による災害に対処するため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置を講ずることとし、併せて、これらの措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置等を講じるもの。

○東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年6月27日第48号）

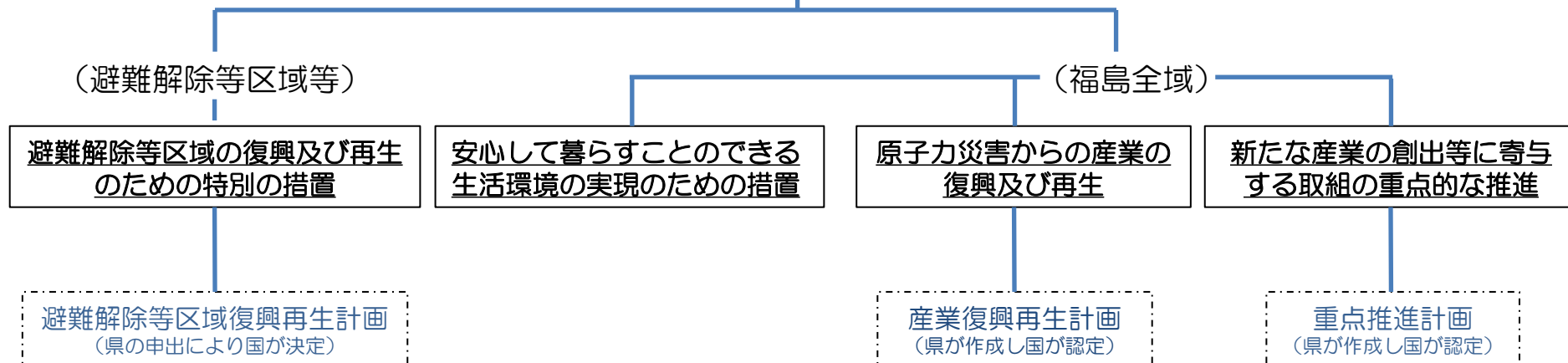
…一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者等が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑み、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する基本となる事項を定めるもの。

（平成24年3月31日施行）

目的・基本理念・国の責務

- 原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進
- 基本理念として、安心して暮らし子どもを生み育てる環境の実現、多様な住民の意見の尊重、地域経済の活性化、福島の地域社会の絆の維持及び再生、住民一人一人が災害を乗り越え豊かな人生を送ること、福島の地方公共団体の自主性・自立性の尊重、地域コミュニティの維持、正確な情報の提供など

福島復興再生基本方針（閣議決定）



福島復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

避難者・帰還者に対する生活の安定を図るための措置、保健・医療・福祉にわたる総合的な措置、再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置、復興交付金その他財政上の措置の活用、住民の健康を守るための基金に係る財政上の措置 など

原子力災害からの福島復興再生協議会

復興大臣、福島県知事その他の関係者からなる協議会を組織

その他（見直しの検討）

施行後3年以内に、課税の特例を含め、法律の規定を見直し

（平成24年7月13日閣議決定）

《第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生》

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

- 1 意義 ～「福島の再生なくして、日本の再生なし」～
- 2 目標
- 3 基本理念・基本姿勢

《第2部 避難解除等区域の復興及び再生》

第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

- 1 避難解除等区域の復興及び再生の道すじ
- 2 政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 3 課税の特例
- 4 住居の安定確保
- 5 将来的な住民の帰還を目指す地域の復興及び再生に向けた準備のための取組
- 6 避難解除等区域復興再生計画の策定手続き

《第3部 福島全域の復興及び再生》

第3 安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第4 産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第5 産業復興再生計画の認定に関する基本的な事項

第6 先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第7 重点推進計画の認定に関する基本的な事項

第8 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

第9 その他福島復興及び再生に関し必要な事項

（平成24年6月27日施行）

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律の概要

■背景

- 東京電力原子力事故による放射性物質が広く拡散
- 放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない
- 被災者の健康上の不安・生活上の負担
- 特に子どもに配慮した支援の必要性

被災者の不安の解消・安定した生活の実現には、包括的な支援法が必要

■被災者生活支援等施策の推進

◆基本理念

- 災害の状況、災害からの復興等に関する正確な情報の提供
- 支援対象地域での居住・他地域への移動・帰還を自らの意思で行えるよう、いずれを選択しても適切に支援
- 放射線による健康上の不安が早期に解消されるよう最大限の努力
- 被災者に対するいわれなき差別が生ずることのないよう適切な配慮
- 子ども・妊婦に対する特別の配慮
- 被災者の支援の必要性が継続する間の確実な実施

上記にのっとり、政府が策定 ← 地域住民、避難している者等の意見を反映

◆基本方針

- 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向
- 支援対象地域に関する事項
- 被災者生活支援等施策に関する基本的事項（必要な計画に関する事項を含む） など